矯正図書館

刑政

第四十一巻　六月號　第六號

嚴正獨居より寬容獨居への轉回	卷頭言	2
主任制を論ず	有馬四郎助	51
刑務官物故諸士追悼會	K記者	31
ソヴイエトロシヤの行刑	時田常太郎	26
刑政時論	虛生	4
近代社會思想の梗概	赤田生	65
累進處遇に關する一考察	中島利吉	6
行刑の目標	常盤敏太	57
刑務官の妻として	有馬所長夫人	70
音樂教化の實際的方法	近藤亮雅	19
死刑の沿革	尾佐竹猛	71
刑務所製品即賣市	一記者	33
諸國行脚	E生	39
帶告・或る看守の手記・用船命名式・海外時報・五月雨の美觀 讀者頁・家庭頁・叙任辭令・會報・統計・犯罪文藝〔附錄令規〕		

財團法人　刑務協會發行



あなたは本書の申込をすまされましたか？

司法書記官　森山武市郎氏譯　刑政研究資料第四輯
菊版約四百五十頁定價金貳圓貳拾錢（稅共）

1927

改正獨逸行刑法規

（近刊）

世界に於ける最新最良の行刑法規

本書を繙かざるべからず

知らんと欲せば先づ我が新行刑法を來るべき

◆本書は昭和二年度の改正法規で舊法規に比して根本的改造を行ひ條文を增すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に嶄新適切なる規定がありまず。

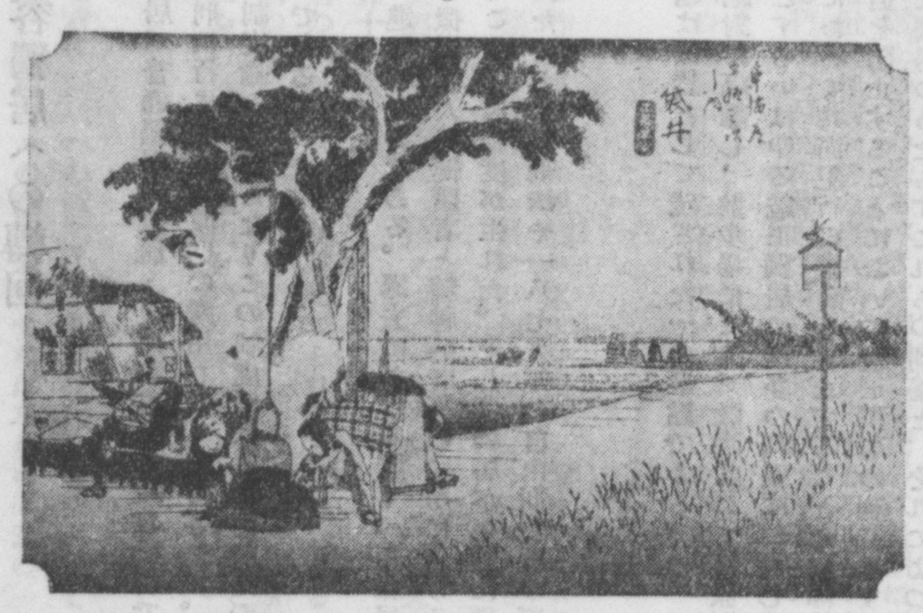
◆本書には詳細なる改正理由書を添付し該理由書は綜合的行刑法教科書と云つても過稱ではない。

◆先に第二輯として出版したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので最近大改正を加へたる本書が手に入りました第二輯と併せて是非讀破研究せられたい。

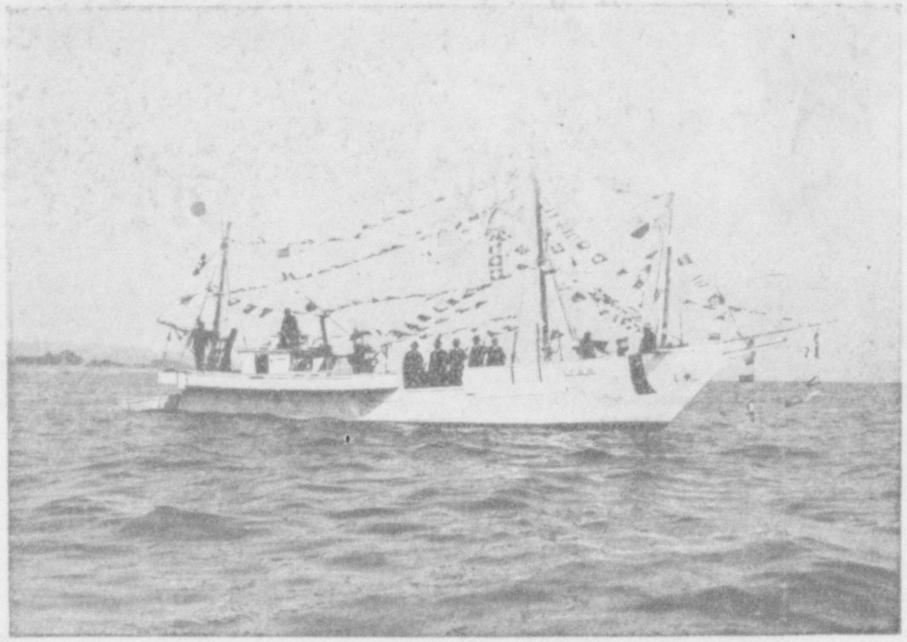
◇發行所◇
東京市麹町區西日比谷町壹
刑務協會出版部
振替口座　東京二五〇五九
電話銀座二三四四。三二八五

矯正図書館

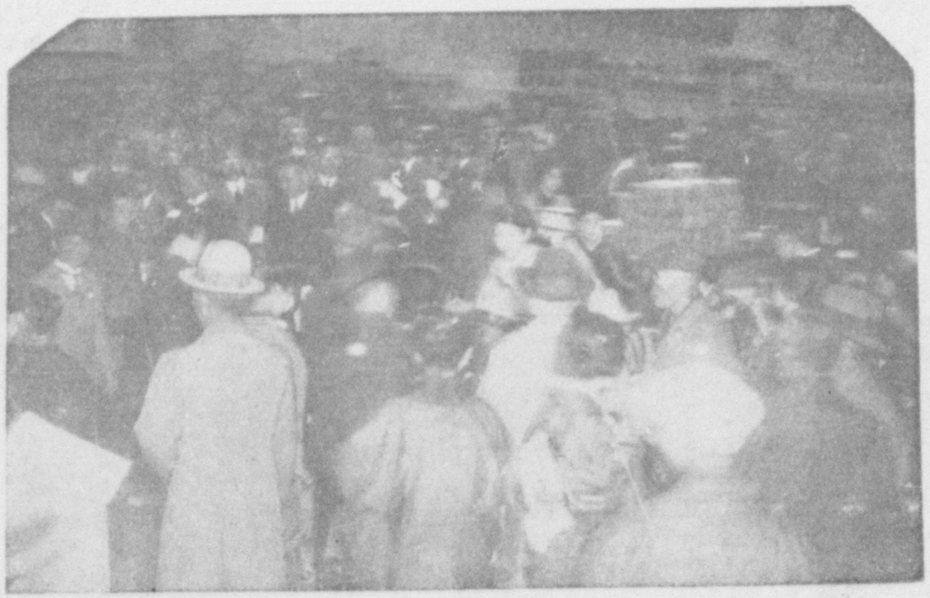
刑政



第十四巻
第六號



小田原の漁撈新用船昭龍丸の命名式（三七頁記事參照）



すばらしい景氣をつけた博覽會即賣市の狀況
（三三頁記事參照）

嚴正獨居より寛容獨居への轉回

○

拘禁制度の三形態化……嚴正獨居、普通獨居、雜居……は理論上尖鋭な分析であるまた一九二三年のプロイセン自由刑執行に關する原則の採用したものであつた。いまやこの嚴正獨居制度の可否が拘禁制度論の焦點となりこの制度ははるかかなたの水平線下に沈み行かんとしつつあるのである。

○

いふまでもなく、獨居は雜居の進化した姿である。過去における驚くべき雜居の狀態……成年者と少年、重罪犯人と微罪犯人、健康者と精神病者等の同房における集居……に對する自然的反動としてそこに獨居制度が生れた。そして獨居が雜居に優れるいくつかの客觀的理由が高調された。ドイツ刑法や一八七九年の自由刑執行の原則がこの見地の下に立案された。

○

しかし獨居の限界いかんの問題は依然として殘された一の疑點である。

ある受刑者を他の受刑者から絕對に隔離し、散歩場にても、敎誨堂にても假面までを用ひて相互間の接觸を防止せんとするいはゆる嚴正獨居に幾多の利益は想像し得るであらう。受刑者が釋放された後において共同犯行の機會を絕止することや、釋放後においても前科發表を理由とする脅迫を防止することにおいて嚴正獨居の利益はすぐ肯定せられることである。しかし嚴正獨居のもたらすこれらの利益と、それによつて生ずる他の弊害をも比較せねばならぬ。惟ふに人類の本來的に有する交通慾の防止はいかなる方法によるも絕對に防止し得べきものでないことは行刑の實務にたづさわる者の均しく認むるところである。殊に嚴正獨居の恐るべきは峻嚴なる獨居は長期に亘る受刑者をして鈍感たらしめ延いては社會に沒交涉な廢人たらしむる處あることである。これでは嚴正獨居は近代における行刑の目的に背反するの結果を招來するものといはねばならぬ。

かくて嚴正獨居より寛容獨居への轉回が企てらるゝにいたつたのである。

○

改正のドイツ行刑法はいふ。

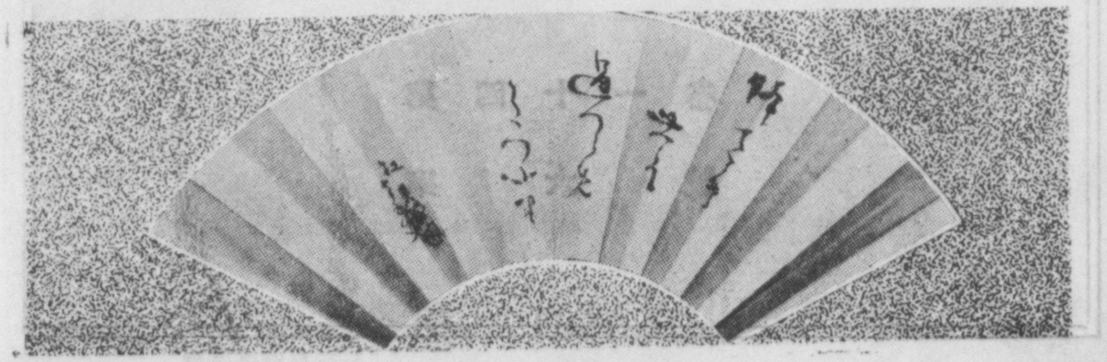
獨居受刑者ハ晝夜ヲ通シ殊ニ作業ノ際ニモ單獨ニ之ヲ分房內ニ留マラシム但シ禮拜、戶外運動、敎育又ハ之ニ類似スル機會ニ於テハ他ノ受刑者ト同所セシムルコトヲ得（第五十條）

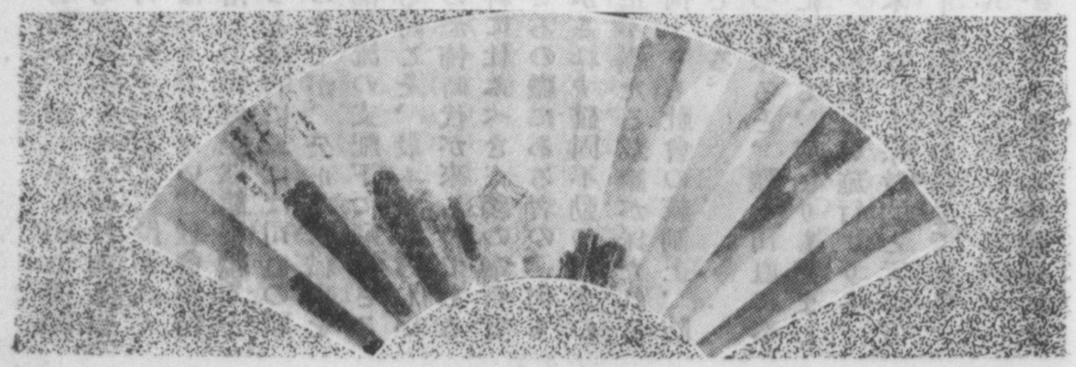
雜居受刑者ハ作業ノ際他ノ受刑者ト同所スト雖モ同所セシムルコトヲ得（第五十一條）　其ノ他ノ場合ニ於テモ他ノ受刑者

いまやドイツ行刑法上嚴正獨居の制度は惜氣もなく捨てられんとしつつある。しかし、獨居すなはち寛容獨居や雜居の本質は作業の際を標準として一は孤獨を原則とし他は集居を原則とし爾餘の場合における孤獨や集居を顧みないことは注意すべき點といはねばならぬ。

○

拘禁制度における嚴正獨居より寛容獨居への轉回！　この轉回を契機としてこの獨居と雜居との本質的限界の確定！　共に吾々の深く考究せねばならぬ問題の一ではあるまいか。（たけいちらう）





刑政時論

「犯罪の都」と云はれてゐるシカゴ、ホールドアップぐらいの生やさしいことではなく、ガンマンなど云ふガングの恐ろしい奴が文字通り神出鬼沒して、警官が裝甲自動車に機關銃をすえつけて追跡すると云ふ「暗黒街」、人心はもう何もたよつてゐられなくなつた、警察で行かなければ司法權の發動にまつ、それでもゆかなければ、軍隊によつて戒嚴令を布くと來るのが、わが日本であるが、可哀さうに海の彼方のシカゴ（ガング）では、警察よりも檢事よりも強盜團の方が役者が一枚上と來てゐるのと、又一方には何處がどうなつてゐるのか、事件は迷宮に入るものばかりで、檢擧が適確にゆかなかつたり、檢擧されても處斷が市民の得心のゆくやうに行はれなかつたりして、もうすつかりシカゴ市民はほとんど毎日の朝刊に特號見出でデカ〳〵に報道さるゝガング（Gang）やMurder事件によつて、惱まされて明が變になつてしまつた、そうして遂に、可哀さうにも、人事を盡して天命をまつとでも云つた工合か、すつかりさとつてしまつて

「あゝ神よ、我ら市民を彼等おそろしき惡魔から救ひたまへ」

と神に祈らねばならぬやうになつてしまつた！最近の海外ニュースはシカゴのプロテスタント四千人が犯罪魔の兇運消滅を神に祈願したことを傳へてゐる。

惡が榮へ、善が亡びては大變である。社會はその防衛上、法律の嚴正なる處斷を要求する、それにシカゴの如く、もはや警察をも法廷をも刑務所をも信ずることが出來なくなつては、「あゝ神よ」と叫ぶより外はないからう。

幸にして我々は、神に祈るまでには至つてゐない。がしかし司直機關が嚴正なる裁斷力を失ふ時は何も强盜團が横行して、「犯罪の波」が高くなつた時ばかりではない、社會が精神的に墮落して不健全狀態が續くと共に、もつと端的に云はば司直の職にあるものまでが、公正なる職責を忘れて一部者流の支配下に頗使さるゝに至れる時こそ、最もおそろしい濁季末法の恐怖時代が來るのである

だから神に仕ふべき正義の奉行者であるところの職にある者の、何ものにも動かされず確固不動の信念の下に、嚴正不羈たる裁斷が保たれることが、何よりも社會の統制上、防衛上必要である。

かうなつて來ると、職を司直に奉ずるものにとつて、何よりも望ましいものは、法の正しい施行よりも、もつと根本的な——宗教的と云ふ方がいゝ——確固不拔の信念である。

×

近ごろ、東京大阪の本場劇場に上演される戲曲の中に、とみに犯罪問題を内容とするものが目立つて來た。最近のものでは東京市村座で「掏摸の家」（長谷川伸作澤田正二郎演）、同座「强盜」（長谷川如是閑作喜多村伊井河合演）公園劇場で「盜人」（前田河廣一郎作名村石井演）新橋演舞場で「治郎吉懺悔」（鈴木泉三郎作菊五郎演）大阪浪花座で「高瀨舟」（森鷗外作倉滿南北脚色壽三郎魁車演）と云つた工合である。

これは一つには上演脚本の行詰りにもよるのであるが、社會が犯罪に關して注意をむけ、社會の病的欠陷であるところの「犯罪」について眞面目に考へて來た一つの現象であると見て差支あるまい。筆者は全部を觀たわけでないが、「盜人」と、「治郎吉懺悔」は舞臺で見たし、「高瀨舟」は鷗外のものと、今度の脚色の筋を讀んだ、あとの二つは舞臺も脚本も知らない。が大体に於て、いづれも可なり突込んで社會問題としての犯罪は犯罪者心理を描寫してあるもので、見ても讀んでも考へさせられるものである。

前田河氏の「盜人」は一種の喜劇であるが、プロ作家だけにこれを階級意識で描いてゐるし、「高瀨舟」は時代劇ではあるが、現代性が十分にある、京の高瀨川を南へ漕いでゆく一艘の舟、その中には流罪になつて送られる西陣の織工喜助と同心羽田庄兵衞の二人、なぜ喜助が流罪になつたか、喜助は弟を殺したのだ、しかし彼は送られる身をなげいてはゐなかつた。

「外の人には恐しいことかも知れませぬ、しかしそれは世間で樂をしてゐた人のことでござりませう、私はこの京の町で、今日までに着をもつた人のことで、家や所に執して來た苦しみはどこへ參つても、もうこの上はなからうと思つてゐます」

喜助は一人の弟幸吉と共に早くから親に死に分れて、ずいぶんと苦勞をした。しかも、弟に病みつかれてからは、益ゝ行き詰つて來た、弟は自分をなきものにして兄に苦勞をかけまいとした、せつば詰つた揚句に泣きながら犯した罪。しかし罪は罪である。いかにせつば詰つたとは云へ重罪である、處罰を免るゝことは出來ない、だが彼は今は心の平靜にかへつて罪の報ひをうけやうとしてゐるのである。

しかし送つてゆく同心庄兵衞にも同じやうな還境はめぐつてゐた、息づまるやうな苦惱の中にあつて庄兵衞は誰に云ふとなくつぶやく、

「送られる罪人に滿足があつて、送る役目の者は滿足を得られない……なんと云ふ世の中であらう」

罪に陷る原因を環境のみになすりつけて、同情を得んとしたり、又これを肯定したりすることは、それは一つのセンチメリタリズムである、それは許されないことだ。がしかし、世の中の移るにつれて、罪の問題は深刻味を加へてゆくことは事實だ、ドストイエフスキーでない吾々も、もつとこの「罪と罰」との問題を深慮する必要がある。（虚生）

累進處遇に關する一考察

中島利吉

昨年十月刑務所長會同に際し諸問せられたる事項の內「少年刑務所に於ける處遇原則を統一する必要なきか若統一するとせは其の範圍及方法如何」との一項があつた。これは目下行刑刷新上焦眉の急に迫まられる一大重要案件であることは云ふ迄もない。從つて審議も極て愼重に討論考究され其結果イの一番に累進制度の採用を可決し、(一)順次教育組織、作業訓練、食糧及被服問題等何れも實務に關係の深い重大性あるものを決議答申された。今や我行刑制度は收容者の敎化善導を主眼として進み刑務官は各々敎官の立場にある殊に少年法は刑事處分を必要とするものに對して裁判手續の根本より行刑中は勿論其の終了後に至る迄實に保護主義を確立して居る。これ等に鑑み如上の答申案が出來たことは素より當然と云はねばならぬ。

(二) 累進制度採用を可とす　方法　イ 分類制を必要とす　ロ 四階級とす　ハ 期間制を可とす（點數制及點數制と期間制との併用する少數意見あり）　ニ 處遇種別　イ 被服の貸與に付新古の別　ロ 看讀書籍の優先資格の附與　ハ 圖書室の解放看讀　ニ 私本看讀　ホ 入浴度數の增加　ヘ 居房の裝飾　ト 自由談話　チ 信用制度の施設　リ 自治制度の施設　ヌ 娛樂施設　ル 賞遇の詮議資格　ヲ 假釋放の詮議資格

私はこの機會に於て僅かなる實驗と淺き考究とにより主題累進制度の一端に付卿か卑見を述へ諸賢の叱正を乞ひたい而して其の一端とは本制度の經になるべき分類と階級、緯に當るべき處遇種別即取扱の內容の一部分である即ち普通議論の多い點に局限し他は後日に讓ることとした。

一、分類

男女の別(監獄法第二條)少年及準少年(少年法第九條大正十一年六月行甲第九三二號)丙種集禁(大正十年司訓監甲第一〇九八號及大正十三年行甲第三四九號)老者(昭和二年七月行甲八四八號等)等は類別には相違なきも累進制度の分類でない。茲に所謂分類とは罪質犯數及性癖等を標準とし各個性によつて分けるのである。さて之を如何に分けるかが問題であり又重要なことであるが、この點につき我國及外國に於ける一部の實例(三)は類別方法が區々であり又學者や實務家の意見が種々であることを考へられる。中には類別不要論を唱へるものもあるが特に注意すべきは行刑改良事業に就き世界の視聽を惹いて居る米國及佛國の制度(二)は積極のやうである。

(三) 大正十四年刑政第三八卷一號四三頁(拙稿)

(三) 紐育洲刑務法第一四八條收容者の等級及分類(社學士池田學士共譯刑政研究資料第三輯五一頁)佛國雜居拘禁刑務所規則第二八條乃至第三一條の區分(同上二一八頁二一九頁)

私は累進處遇の性質上成るべく同一性を集め競ふて進級向上心を起さしめ一面惡癖を傳播せしめない方法としては、どうしても類別不要論には贊成が出來ないのみならず二類に分つより三類別がよいと思ふ。假に平たく云へば善良なものと不良なものとの間に普通のクラスを置いた方が取扱上都合がよい、けれども善良なものは殆んどないから事實に於ては二類の取扱になるかも知れない但適用の少いために分類を否定してはならない。

岡崎に於ては次の分類制(四)を採つて居る施行三ケ年の今日必ずしも之をよいとは思はないが寧ろ一部變更の要を感じて居る。

一類 イ 曾て行狀普通以上の者 ロ 前科なき者又は罰金刑の前科あるも情狀酌量すべき事情ある者 ハ 犯罪の原因偶發に出で墮落の習癖なき者 ニ 殺人放火强盜及國家社會の組織を害する罪を除く其他の罪により刑の言渡を受けたる者 二類 イ 曾て行狀稍不良の者 ロ 微罪處分（警察官署に於ける）に付せられたることある者 ハ 罰金刑の前科ある者及起訴猶豫處分に付せられたることある者 ニ 執行猶豫の言渡を受け期間滿了したる者 ホ 殺人放火强盜及國家社會の組織を害する罪に因り刑の言渡を受けたるも所犯情狀憫諒すべき者 三類 イ 曾て行狀不良の者 ロ 執行猶豫中の者及假釋放中の者並是等を取消されたる者 ハ 執行停止中の者 ニ 犯罪の原因慣習又は墮落の習癖に出でたる者 ホ 殺人放火强盜及國家社會の組織を害する罪又は之れに類する罪により刑の言渡を受けたる者

分類否定論者は一に居房及工場の設備不足を擧げるが、これはやり方によつて左程心配するに及ばない。即ち工場や學育場に於ては必ずしも獨立の區畫を要せない例へば場內の通り道或は座席の方位等を標準として區別しても弊害はない。なぜなれば受持看守や教師の視線內に常に置かれ勝手に離席出來ないからである。唯雜居房內ではそれと同樣には行かないから嚴重區分するの必要がある。併し定員三人五人七人宛位の雜居房を有するところでは同類性を收容するに格別差支はないのであるが若しも定員二十名或は三十名の大きな雜居房のみとすれば次の階級別を顧慮せねばならないから設備上の不便を生ずることもある。

二、階級

四階級を適當と思ふ。この階級は善良なる行狀を條件として階段的に自由を與へ刑務所に於ける刑の執行より自由生活への推移を漸進的ならしむると同時に一面次第に責任を負擔せしめ以て責任觀念を强固ならしむるに相當なる方法を以てせねばならない。恰も應病與藥のやうに處遇方法をこの四階級に調劑配合を要するのである から其の階級の立て方とこの調劑配合とは累進制度上骨子をなすので最も重要である。立て方は五階級或は六階級を可とする說もあるやうだが手續上の繁鎖もあるから充づ四階級を相當と考へる又夫れで結構に運用が出來

る。即ち第一期は所謂新入期で晝夜獨居、第二期は夜間獨居、第三期と第四期とは雜居とし殊に第四期は之を最上期とし自由生活への直面階級として彼等に對し信任と誠實との關係を結付けるため成るべく多くの特典を與へ成ることを考慮せねばならない。そこで各階級の期間である是亦各國區々のやうであり又我國に於てもまちまちである。併しこの制度を採用する以上は大体の標準を要するは勿論であると思ふ。私はこの標準を第一期（晝夜獨居）三月、第二期（夜間獨居）は刑期一年迄は三月刑期一年を超ゆるものに就ては第一期の標準期間を通じて其の刑期の三分の一に相當する期間（但其の期間三月未なるときは三月とす）第三期は一期二期の期間を除く殘刑期間とするが適當と思ふ。而して第三期に在るものの內より三ケ月を經過し尙善行の繼續するものを最上期に拔擢し假釋放は總て最上期にあるものより之を選ふことにしたい。但し刑期一年未滿者にありては處遇上運用が利かないからこの制度より除外處遇するかよい。尙以上の各期間は標準を示したに過ぎないので行狀の良否殊に懲罰の有無及程度、作業及學業の勉否等により伸縮すべきは勿論である。次に進級につき點數制を採るか期間制（考査制）を採るかは問題であるがこの是非は次の長所短所によつて岐かれる。期間制は（一）手數が省ける。（二）便利である。（三）考査に不公平を生ずる虞がある。（四）彼等は自己の進級期を豫測することが困難である。（五）向上心が鈍くなる。點數制は（一）公平な扱が出來る。（二）進級期を自ら豫測出來るから勵みがつく。（三）職員は奬勵を促すに便利である。（四）不良者は自暴に陷り易い。（五）計算に手數を要する。（六）其の簿冊用紙等費用が要る。のであるから兩制度は一得一失がある。けれども私は累進制度を採用する以上は僅かの費用や手數は之を忍びたい。併し必ずしも期間制を否定する譯ではない。若し將來に於て點數制を採用するとしたならば作業成績に就ては製作品の種類によつては每日點數の計算をしなくてよい。一ケ月三回位即ち十日每に調査するか又はイングランドのやうに一週間每に計算するのでよい要するに計算の確實さへ期し得ら

るれば便宜方法を執ることは寧ろ得策である。但月の跨かる製品あるときは技術者の裁定により其の成工割合を明かにせねばならない。

尙次に居房の設備數である。これは收容者の一ケ年通じての在所人員が根本となるは勿論なるも叙上の類別、階級別、及進級期間の標準を以てすれば大体次のやうである。今假に一ケ年の新入者一〇〇名、其平均刑期三年（不定期刑の場合は長期の平均）とすれば其の刑務所に於ける平素の收容員數は三〇〇名を超へないことは明かである。これに對する居房は晝夜獨居五〇、夜間獨居一〇〇、雜居二〇〇名の收容力ある程度（最少限度）で運用が出來る。唯これに依るときは晝夜獨居に少々餘裕があり夜間獨居に不足するの感はあるが何れにもせよ大したことはあるまい。殊に晝夜獨居の餘裕は反則者取調等一時的收容に利用し得る。

以上を以て累進制度の分類及階級に就き略述したから以下處遇の種類の内（イ）書籍の看讀（ロ）接見及書信（ハ）娯樂施設（ニ）自治制度（ホ）信用制度に及び最後に懲罰制度に就き管見を述べ歸結したい。

三、書籍の看讀

これは習學用教科書以外の書籍を云ふのである。元來少年は讀書慾が強いからこの點を利用することが大切であると思ふ。素より行刑の規律に反する種類のもの、其他文部省指定の各種教科書等は各自の智識程度に應じ成るべく廣く讀ましむるがよいのではなかろうか特に最上期にあるものに對しては一定日時圖書室を開放して自由看讀を爲さしめたり又私本の差入や購讀を許す必要があると思ふ。これに對し或者は因て生ずる犯則行爲を杞憂し又は取扱上の手數を顧慮するも私達の實驗では未だ嘗てこの種の犯則行爲あるを認めたことなく又手數も格別とは思はぬ殊に圖書室を解放し自由に讀ましむることは信用制度の一種として認むるときに於て二樣の効果がある。佛國抔は殆んと無制限に近い規則[五]が定められてある。

（五）佛國獨居拘禁刑務所規則第一〇七條　刑務所の圖書室の圖書は被拘禁者の自由使用に委せらる。受刑者は日曜日及祝祭日に於て圖書の使用を爲すことを得。其他の日と雖教師より與へられたる課題を爲したるとき及作業時間の後其殘餘時間を讀書に充つるの權能を有す。（辻學士池田學士共著米佛行刑法規第一九九頁）

同國雜居拘禁刑務所規則第一〇四條右同文　（同上第二五二頁）、

四、接見及書信

私達は現行度數制限の撤廢を望むものである現在とても特別許可の方法で如何やうにも出來るが特別許可どころか實際に於ては刑務所の方より勸めたい場合否勸めることもあるのである素より夫れは親族間の交情を目的とするもの、釋放後の保護を目的とするものが主であるから親族以外のものとの間には特に必要ある場合に限ることが必要である。獨逸行刑法規[六]は我國の現行制度と大同小異であるが佛國[七]は頗る寬である。

（六）獨逸普國刑務所執行規則第一一二條第一一三條（辻學士、正木學士共著獨逸行刑法規第一四四頁以下）

（七）佛國獨居拘禁刑務所規則第六八條　同雜居拘禁刑務所規則第六四條　受刑者は日曜日に於て其家族に對して通信することを許す但書信は二通を超へ又は各通十五行四頁を超ゆることを得ず。（前揭米佛行刑法規第一七九頁第二三三頁）

同國獨居拘禁刑務所規則第六六條　同雜居拘禁規則第六二條　訪問及日時受刑者は每週二回訪問を受くることを得。訪問時間は三十分を超ゆることを得ず。（前揭第一七九頁第二三一頁）

五、娯樂施設

受刑者の身分として娯樂杯とは以ての外なりと云ふ人が今尚あるが、夫れは私達には贊成の出來ないことである。適當なる娯樂を與ふることは當然で曳いて之を修養に又体育に利用することも出來る。素より行刑の規律を破る處がある程度のものは之を嚴禁せねばならないことは云ふ迄もない。然らば如何なる種類を選ぶべきか、开は經費を伴ふことであるからこの點も考慮すべきであるが音樂會、奥藝會、運動競技會、水泳、角力、テニス、ピンポン、遠足（以上の内種類により比較的上級者又は最上級者にのみ適用することは必要である）等は修學上、精神修養上、及体育上にも一面に於て効果があるのである。但繰返す迄もなくこれが爲に刑執行の峻嚴性を欲いてならないことは勿論であると同時に冷酷にして常に單調無趣味の間におくことも亦程考慮すべき問題で結局寛嚴其の宜しきを得ねばならない。この點に關し早くも一八九五年巴里に於けゝ國際監獄會議に於て故小河博士等が爲された体育を中心とせる決議(八)に對し私は深甚なる敬意を表するものである。蓋同決議は体育を中心としたものなるも同時に又其施設は娯樂設備としても十分考ふることが出來るからである。

(八) 議案第九問　從來監獄行政上四人の力を支持するため體育の影響問題に關し十分なる考慮が拂はれたか、考慮せざりしとせば如何なる手段をとればよいか。

決議　ギムナジューム式體操にあらざるものは作業維持の爲のものにして體操に非ずとの意見を有す。（正木學士法學志林第二七卷一號九一頁）

六、自治制度

社會の縮圖としての刑務所に我が國に於ては從來殆んと自治制度を認められて居ないのは一面から見て不合理とも云ひ得る。尤も刑法第十二條には刑務所に拘置し定役に服すとあるからこれか刑執行の唯一の要素であるならば常に力を以て臨み總て命令禁令の外何物をも必要としないのであろうから自治制度を認むる如きは論外とも見られるが、私達の行刑は左樣な單純なものでない。眞の目的は人の淨化にある。即ち受刑者が刑期を終つたとき其者は良民として働くべき精神上及肉体上の能力を持つて居る迄に至らしめねばならないのであるから、行刑の道程に於て自治の觀念を養成することは無用どころか頗る有用で拘禁に伴ふ必要條件であると思ふ。然らば如何なる方法により現今我國に於てこの制度を運用するかと云ふことは仲々の問題である。況んや惡性の強い所謂病膏盲に入つた連中の多數集團なるに於ておやである。若も下手な評議機關や執行機關を設たならば忽ち喧噪爭鬪の狀を呈し若くは之を呈する處がある。去りとて事毎に命令禁令で以て干渉するときは自治の本領を失ふ譯であるから此間職員は如何なる程度迄介在し指揮誘導すへきかは組織する自治團体の形勢を達觀した上彼等に許すへき小範圍を定め徐々に擴張すへきである。即ちこの制度は受刑者をして自治行政の一種を行はしむるものであるから議會を組織して評議及執行の兩機關を設け決議の實踐に重點を措く迄に到達せねばならない。岡崎には龍に上司の認可を得昨年一月より極めて初步の自治團体を組織して居る。即ち團体員の（イ）精神上の修養（ロ）善行の實踐?を目標として毎月勘くも二回次の方法に依り開會各員の提出議案を審議討論し決議事項は所長の許可を得て實行するの義務を負ふことになつておる。

規程拔萃

第二條　所長は受刑者が隔週日曜日敎場に於て議事を開き精神修養及善行の實踐に關する事項に付自ら提案し之を議決することを許可す

第三條　自治組員は累進處遇規程第二期以上に在るものに限る

第四條　自治組に組長一名副組長一名又は數名を置く

第五條　組長及副組長は累進處遇規程最上期に在るものの内より組員之を推擧す

前項により推擧せられたるものは六ケ月間其資格を推持す

第十條　組長は當日の決議事項を翌日迄に戒護主任を經て所長に申告すへし
第十一條　所長申告を受けたるときは之を最近の刑務官會議に附し其許否を決す
第十二條　組員は許可を得たる事項に就ては即時より之を遵守すべき義務を生す
第十三條　工場擔當看守は義務不履行者あることを知りたるときは相當の注意を爲し尚戒護主任に申告すべし
第十四條　戒護主任前條の申告を受け又は其他により義務不履行者あるを知りたるときは組長副組長を立會はしめ戒告を加へ其顚末を所長に報告すべし

而して組長選擧及議案決議の狀は次の通りである。

一、　組長選擧（一）選擧期日の掲示（二）指定日時教誨堂に組員全部集合着席（三）投票用紙配付（四）投票開始の宣言により各自設けの投票場に順次進み配付されたる用紙に被選擧人資格者最上期に在るものの氏名を黒板に掲示して投票席の前に置く（五）投票終了後直に開票（組員の内より二名の立會人を選ひ其立會の下に職員開票氏名を讀上ぐ一方に於ては各得票を計算し其高點者を組長當選とし次點者を副組長當選とし即時發表す）尚最初の集合より當選發表迄に大體一時間を要する

二、　議事（一）指定の日時一同は教誨堂に參集（二）組長、自治會を開く旨を告ぐ（三）議案を提出せむとするものは起立して自己の番を稱ふ（四）組長發言許可（五）提案者議案を提出して其理由を述ぶ（六）組長は議案に對する質問の有無を組員一同に問ふ（質問あるときは組長より提案者に糺す）（七）組長は質問終了後討論に移る旨を告ぐ（八）組員起立發言の許を得て賛成又は不賛成に付意見討論をなす（九）討論終りたるときは組長は其旨を告げ賛否を問ひ多數により之を決す

七、信用制度

漸次上級に進むに從ひ出來る丈け彼等を信用し次第に羈絆を緩め自尊心を強めることは社會生活に資する道である。其方法は千差万別なるも例へば行刑區域内の獨歩、聯鎖を使用せず、一定時間居房又は工場の錠前を用ゐず、工場、居房、運動場、教場及教誨堂等に直接戒護者を附せさること杯は彼等の良心を促す上に於て、又自重心を固める上に於て極めて必要なることで我國に於ても之を部分的に實施して居るところは多いやうである。この點に關し三重縣立國兒學園（感化院）に於ては、信用ある收容兒童をして二百圓、三百圓位の預金及其引出迄も扱はせて居るそうで勿論印章迄も渡すとのことであるが多年の間の扱に未だ曾て間違を生じたことはないと云ふて居る素より之を受刑者に扱はすることは出來ないが信用制度の價値に就ては多少參考にすることは出來る。尚ソビエツトロシヤの行刑制度の現狀[九]はこの點參考になるものがある。

（九）　休暇は一年に七日より十五日迄許すこの期間中は彼等は何處へ行くも自由なり。併し未だ彼等の中で休暇の終り迄歸つて來ざりし例なし。（三浦學士昭和三年法曹會雜誌六卷四號五一頁）

八、懲罰

現行懲罰制度の是非は別として撤底的に累進處遇制度を採用する曉に於てはこの懲罰制度の存廢に就き兩說あるのは無理もない。消極論者曰く、累進制度は日常の成績により進退自ら尺度に顯はるるので不良者は進度が鈍いか或はいつ迄も現狀維持か甚しきは降級せしめらるるのであるから彼等の最も期待せる釋放期日が後くれる勘定になる譯でこれ程重大な懲罰はないのである然るに其上懲罰を科するときは所謂二重に制裁する不條理があると云ふに在る。積極論者は凡そ犯則行爲あるを認めたるときは其原因を探究し撤底的に之が根絶を圖らねばならないことは勿論で之れに臨むに、或は微溫的なるを要する場合あり或は高壓的なるを要する場合あり即ち其人、其事案、其犯情等を甄別し必要なる懲戒的制裁を加ふることが出來ないとすれば、風紀の振肅を維持する上に著しき困難を生する。殊に現時の少年受刑者の如きは其質惡性にして入所前或は他家の軒下、椽下や納屋等に起臥し

或は神社、佛堂の椽下に宿して少しも之を苦痛なりとせず或は不良團に加入して暴威を逞ふしたもの多く、其間何れも屢に數度起訴猶豫又は微罪釋放の處分を受け何等改悟の情なく最後の斷案を下されたもので所謂不良兒惡性のものも尠くないのである。之を矯正するに德を以てすべきは素よりであるが同時に峻嚴を欠いてはならない即ち幸行を賞揚し惡行を科罰する方法は直接且截然たるものあるを要する。この意味に於て單に累進處遇上進度の遲速、階級の昇降のみでは人によつては到底制裁の目的を達し難い場合があるから、適宜の懲罰は之を存する必要がある之を外國の例に見ても吾々の最も妥當と考ふる而かも法律として實行力ある獨逸行刑法規[一九]、及行刑改良の先驅である紐育州刑務法規[二〇]、幷に人權尊重心の强き個人自由原則に基く指導的地位にある佛蘭西行刑法規等[二一]何れも懲罰制度を認めて居るではないかと云ふにある。

(一〇) 獨逸自由刑執行に關する原則第一三七條以下(辻學士正木學士共著獨逸行刑法規三五頁以下)

同執行規程第八十九條(前揭一二一頁)

(一一) 紐育洲刑務法第一五三條第一五四條(辻學士池田學士共著米佛行刑法規五二頁以下)

(一二) 佛國獨居拘禁管理規則第六九條(前揭一八一頁)

同雜居拘禁管理規則第六六條(前揭第三輯二三五頁)

私は大体後說に贊成するものである而かも懲罰措いて之を用ゆることなきを希望するものである。一体累進制度採用の結果は善行を繼續するものは非常に利益を得るに反し、不良不謹愼なるものは大なる不利益を見る譯で夫れがこの制度の本質特長である。故に不良者を善に導くに有ゆる方法を設けねばならない。即ち規律罰としての自他戒の爲め懲罰處分を受け他の一方に於て科罰による減點なり又は進級期間延長等の考査を受けても夫れは制度の目的を達する上の手段であつて其間何等矛盾はない。若しこの場合に科罰が出來ないとしたならば假釋放の望みなき不良行爲の慣行者や短期刑者及殘刑期の尠なきものにして假釋放の餘裕なきものは實質上反則の制裁

を全然受けない結果になるこの矛盾はどうしても避けねばならない。この意味に於ても私は懲罰必要說を主張するのである。然らば如何なる種類のものを相當とするかと云ふに尠くとも(一)叱責(二)作業を課せさる謹愼(三)副食物の變更又は減少(例へば鹽又は漬物のみ或は之に類する程度のもの)(四)所內優遇の一部若くは全部停止又は廢止等は何れも必要であると思ふ。尙犯情や悔悟の狀を斟酌し條件附懲罰宣告主義を採用する必要があるまいか即ち一月乃至六月位の間懲罰の執行を猶豫し其間自新を促し墮落の自覺反省することを條件とし懲罰言渡をしたい而して猶豫期間內に更に反則行爲なきときは懲罰言渡の效力を失はしめ、反之再ひ犯則行爲あるときは猶豫を取消し再犯罰と併て執行すること即ち恩威の併行を考ふることが感化上大切であると思ふ。以上の如く私は懲罰制度の存置說を主張するものであるが若しも將來絕對不定期刑制度又は滿期後保安處分として再拘置制度やうなものを認めらるゝ時代が來るならば、必しも懲罰存置の必要なきことは前揭により自明である。

結

以上は斷片的であるが、要するに累進制度は自由拘束の最も峻嚴なる晝夜獨居生活に始まり各自運命開拓の基礎を造り徐々峻嚴性を寬和すると同時に彼等に對し責任と誠實との關係を結付けるため成るべく多くの特典を與へ成るべく彼等を信任し彼等の自重心を增すことに努め惹いて改善の緖に就くを認むるとき愈之を助長し以て自由生活第一步としての仮釋放に連絡を付けることを要素とすることが最も必要であると思ふ。但現行刑法に於ては未だ其點の連絡までは認められないが近き將來に之れが實現を切望して止まないと同時に行刑に關する一切の處遇は擧てこの制度に織込むことが緊要であると思ふ。尙上來の一考察は少年處遇を目標としたのであるが僅少の例外を除き大体に於ては成年收容者に之を準用し得ることを信じて疑はぬ。 四月十日稿(了)

全會員諸賢に謹告

新緑さわやかな候と相成ました、毎々本會事業のために御後援下さいますことを感謝いたします。

さて近來本會事業も時勢の進展に伴ひ漸次擴張の運びに至り、かの刑務官練習所は將來の普通刑務官の練習に加ふるに高級刑務官、保健技師、作業技師、教師の講習訓練をなすに至つたこと、又武道の奬勵普及は各區とも年と共に盛となり、勤續者及皆勤者の表彰とか、刑務職員の子弟に對する奬學金貸費の新設、海外視察研究費の補助本會發行の雜誌「刑政」「人」の内容改良、刑務所製作品品評會の開催等業務頓に嵩みたるため、支出經費多額に上りまするにも拘らず、其資源に乏しく、練習所に對する補助金の如きも、先に壹万五千圓に減額せられたるまゝ豫算緊縮のため增額の詮議にならず、又基金募集も諸賢の御盡力あるにしても財界不況の影響をうけて豫期の運に至らず、よつて善後策につき數回理事會を開き愼重審議致しましたところ結局前示の業務を遂行するには幾分會費を增加する外適當の方法なきものと認め、本誌前號に挿入せし謹告の通り本年四月より前項の通り會費を改正することに決議致したやうな次第であります。

就ては今度一層本會の目的達成に努力するは勿論、本誌の内容を一層充實せしめて、時々適當なるパンフレットを發行して無料贈呈し、從來本誌中に組入れてゐた「刑務令規」は爾今別冊附錄とし加除自在の綴込式とし、しかも本誌の頁數を增大してフレッシュな材料を盛上げやうと云ふ計劃であります。

それに數年後寄附その他の方法によりて本會の基礎鞏固になつた曉には會費を前日の額に恢復し、若くは之れ以下に減額いたし度い心組でありますから、何卒右事情御諒察下さいます樣お願致ます。なほこの機會に精々新會員を御勸誘のほど併せて御願申上ます。

改正會費は次の通りであります。

a 壹圓五十錢を貳圓五十錢に
b 壹圓五十錢を貳圓に
維持會員
c 壹圓を壹圓十錢に
d 六十錢を七十錢に、
通常會員 二十錢を二十五錢に

以上

刑務協會

音樂教化の實際的方法

……いかにプログラムを編むべきか……

近藤亮雅

音樂が人間生活にどんな關係にあるか、などと云ふ問題は、いまさら論ずる必要はなからう。それほど、もう音樂は社會化し、民衆化し、家庭化した。

今では歌詞のふし付によつてのみ構成されてゐた日本音樂も、漸次作曲が旋律的になつて來て、新舞踊の地となる長唄や常磐津にしても、立派に西洋音樂的に構成されるに至り、新日本音樂と稱せらるゝものは、全く音譜も西洋音譜を以て作曲され、各樂器によりて奏出されるメロデーも、すべてメロデーそのものによつて又交響された合成的シンフオニカルメロデーによつて表現されることになつて來た。かくてこそ始めて、人間の心情に作用されて効果をあらはすのである。

×

刑務所におけるレコード音樂教化の施行も、この意味に於て、單にレコードを聞かせると云ふのでなく、レコードによつて音樂教化を施さうと云ふのが本旨である。したがつて音樂教化にならないやうなレコードを選定されないのは當然である。がしかし實際は今のやうな過渡の時代には音樂教化の効果は問題であつても、興味をそゝる上に助けになり、多少とも教化的の意味のあるものは「節もの」でも選定されもしたのである。

×

聞及ぶところでは現今刑務所に於てレコードコンサートを催すについては、多少注意ぶかくレコードの選定にあたつてゐるところもあるやうであるが、しかし計劃的とまでは至つてゐないらしい。小菅あたりでは、時季によつて歴史物語を内容とする、映画説明や琵琶や浪花節やをやつてゐる。これもいゝやり方である。琵琶とか浪

刑政第41巻第6号
矯正図書館

花節とかはさうでもしなければ、音樂的効果と云ふよりも、語ることばの内容によつて感動をよばうとするものであるから、九月十三日に乃木大將の話をしてさうしたものを演奏するのは意味がある。活きて來る。このことは後で述べる事にする。

×

西洋音樂はわからぬ、と云つて大がいのところでは、行進曲か「森の鍛冶屋」位よりやつてゐないやうである。聞く方でわからぬと云ふのは無理はない。今までに聞いた事もないものに親しみのないのは當然である。浪花節を好むのは、浪花節の盛んな頃——この頃はもうすたつてしまつて、以前浪花ぶしにより行かなかつたものも活動寫眞に興味をもつやうになつてしまつた。——それに親しんだからなのである。それと同じやうに浪花節時代以後の二十前後のものなら浪花節などに興味をもつものは少い。

そこで、どうしてもやる方で、ほんとうの音樂らしい音樂（何も西洋音樂をのみ云ふのではない。近頃出來る新傾向の日本音樂もなか〳〵音樂として立派なものである。）に親しませるやうに仕向ける必要がある。それには理解させる必要がある。人に理解させるにはまづやる方のものが理解しなければならぬ、こんな意味で「レコードの解說」を『人』に載せて一應の解說がこゝろみられてゐる。があれだけでは不十分であるから、矢張演奏の前に印刷物を渡すとか、口述するかして曲目の内容を理解せしめてから聽かせる事にすれば、漸次耳も慣れて來て、旋律の美はしさと力强さにひかれるやうになる。この努力が拂はれなければ、音樂敎化はとうてい行はれない。どんなものでも始めから理解したり親しんだり出來るものではない。それは義太夫や浪花節を容易に我々が了解出來るからと云つて誰にでも、それが好まれるかと云ふことは斷言出來ない。少くとも現代の青年收容者——いくらか心情のフレッシュな感覺の强い青年收容者たちは、さうしたものを好まない事は事實だ。何となれば今までに親しんだ經驗がないからである。（ほんとうは何よりも大切なことは囚はれた心を捨て虛心坦懷に樂の音に耳を傾けることが必要である、すれば何の意味か理解出來なくても旋律が直接心情に作用するものなのである。）

×

現在では、總集敎誨の時（休祭日の）に敎誨でもあつた後で聽かせるのが普通であらうと思ふが、何もその時に限つたことはない、工場に於て勞働中又は食事後の休

憩時間を利用して、爽快な音樂を聞かせるのもいゝし、夜間還房後（就寢前でもよい）廊下へ放送するのも案外効果的であるやうに思ふ。又朝出房の時に輕快なマーチなどに送られるのも勇み立つていゝと思ふ。又祝日や、弔祭日や、春秋の二季位にはホールに於て本式のレコードコンサートをやつてもいゝと思ふ。そんな風に少しく計劃的にやるためにはプログラムを編成する必要がある。

私は、もちろん音樂についてはしらうとである。自分の多少の好みによつて以下きはめて粗雜であるが、一夜づくりのプログラムを少しく、陳べてみたいと思ふ。

尤も斷つておくが、今までにすでに選定されたレコードの範圍内でより出したのであるから、それだけの制限をおかねばならなかつたことを遺憾とする。

作業中又は食後休憩中疲勞恢復のために適當と思はれるもの

吹奏樂	森の鍛冶屋	ビクター一七二三一B
同	敷島艦行進曲	ニッポノホン
同	太湖船	ニッポノホン
尺八	千鳥の曲	ワシ
提琴	ジプシーエヤー	ビクター六一五三AB
同	スパニッシュダンス	ビクター六一五四A
三曲	松竹梅	ニッポノホン二二一五
箏曲	楓の花	同 一六七三六AB
吹奏樂	六段	同 二〇五四
管絃樂	ブリューダニューブ	ビクター一六三九一A
同	サンチヤゴワルツ	ニッポノホン 一五七三B
同	ラバロマ	同 一五七三七A
同	パプシエン	同 一五六一六B
同	キスメット	同 一五六一六A
同	黃河、恩愛、黎明	ヒコーキ一五八五A
同	ウインナの森の物語	ポリドール一〇〇六三A
同	南國の薔薇	同 一〇〇六三B
同	アイーダ大行進曲	同 四〇〇〇一AB

總集敎誨の直前に心神を沈靜せしむるため又後に内省を深めるために適當と認むるもの

新日本音樂	新 り	ニソポノホン 一六一五B
提琴ソロ	悲歌（エレヂー）	ポリドール三〇〇〇九AB
同	純なる懺悔	ビクター二〇一〇四A
同	アベマリヤ	ニッポノホン
同	トロメライ	ビクター四五一〇二A

同	ドリーム	同	四五一〇二B	
同	レゼンド(Legend)	同	六三六九A	
同	ジョスランの子守唄	ニットー	一〇六四A	

音は大きくなくとも靜かなヴァイオリンの獨奏などが効果がある。

記念日に因んだもの又は講演内容に關係あるものとして講演の後に可なりと認むるもの

琵琶	常陸丸	永田錦心	ニッポノホン	
同	乃木大將	同	同	
同	兒島高德	高峯筑風	同	
同	小楠公	永田錦心	同	
同	四條畷	高野旭嵐	同	
浪曲	乃木大將墓參	東家樂燕	同	
同	小野訓導	同	同	
同	塩原多助	同	同	
同	大石妻子の別れ	桃中軒如雲		
義太夫	靈阪寺	太隅太夫	ニッポノホン	
同	阿波の鳴門	豐竹呂昇	同	
唱歌	日本海々戰	ニットー		
琵琶	宇治川	高峯筑風	ニッポノホン	
同	靈馬龍	豐田旭嶺	ニットー	

同	鉢の木	高野旭嵐	ニッポノホン	
映畫說明	水兵の母	石井春波	ツバメ	三三三四 三二三五
同	大和魂	同	同	三一一九 三一二〇

×

これからはレコードコンサートとしてプログラムを組むとして、

●春の調べの會（春季皇靈祭とか神武天皇祭日とかにやれば意味があると思ふ）

ピアノ	雲雀	ショルツ	ニットー	一三八八B
提琴ソロ	スプリングソング	カザリンハーラー	ニッポノホン	一〇〇二一
ハーモニカ	春のほゝえみ	川口章吾	トーキヨー	二九九〇B
管絃樂	森林嘆、唱春調 天下樂譜、世春	帝蓄管絃團	ヒコーキ	一一九三AB
同	ウィンナの森の物語、南國ノ薔薇	ネルソン座樂團	ポリドール	一〇〇六三AB
三重奏	セレナーデ(ドリゴ) セレナーデ(シユーベルト)	ポールゴドウキン トリオ	同	一〇〇二二AB
三曲	長久の春	今井慶松社中	ニッポノホン	一五四九二AB
管絃樂	六段	帝國海軍々樂隊	同	二〇五四AB
同	都の春	同	同	

春に因んだものばかりで、春の聲のするらしいレコードをならべて見た。

×

●天長節奉祝音樂會

第一部			
喇叭	君が代吹曳	ニッポノホン	一六九〇
唱歌	日の丸の旗	ヒコーキ	一二八一A
箏曲	御代の光	ニッポノホン	一五三二九
長唄	鶴龜	ニッポノホン	三九一一
第二部			
管絃樂	日本國歌	ヒコーキ	一三二六A
同	サンヤゴワルツ	ニッポノホン	一五七七B
パーモニカ合奏	イーグルスネスト	同	一六六八五BA
	親しき舊友		
吹奏樂	ウオーターローの戰	ポリドール	一〇一四BA
管絃樂	子供の歌の行進曲	ビクトロラ	三五二四一A
同	ローマの謝肉祭 アイーダ大行進曲	ポリドール	四〇〇一BA

第一部の方は聖壽の萬歲を壽ぎ奉る內容をもつたもの、第二部は矢張さうした氣分の西洋樂曲を選んだ。

×

夏になつて居房も工場も炎熱につゝまれた時、ホールを淸楚にして納涼を意味して、なるべく夜間行ふ。

●「水」に因めるコンサート

尺八	磯千鳥	ニッポノホン	一六四六BA
ピアノ	銀波の曲	オリエント	三一〇三BA
管絃樂	波路をこえて	ポリドール	一〇〇二五A
新日本音樂	淸水樂	ニッポノホン	一六三六八BA
同	湖邊の夕	同	一六四八五BA
琵琶	宇治川	ニットー	
管絃樂	美しき青きダニューブ河	ポリドール	〇〇二五B
同	田園交響樂	ビクター	三五三二〇BA

曲目を聞いただけでも涼しさうな氣がする。いづれも「水」に因んだもので、旋律の感じも納涼の目的を達するに十分である。琵琶の「宇治川」は矢張「水」に因んだもので、聞いてゐて宇治川の水が肌をうるほすやうにも覺えるから、異式ではあるが語物を一つ加へてみた。田園交響樂はベートーベンの作曲で、小川のせゝらぎ、」絲の森等、涼しい感じのする組曲である。詳しい解說はすでに『人』に載せてある。

×

●東洋の夕

尺八　宵待草

レコード名は略す

尺八　旅愁　〃
箏曲　楓の花　〃
管絃樂　オリエンタルダンス　〃
同　キスメット　〃
同　ラパロマ　〃
同　安南王行列　〃
同　羅浮仙　〃
同　印度（組曲）　〃
吹奏樂　軍艦マーチ　〃

東洋的の香氣高きものを日本支那中央アジヤ印度邊りからとつたもので、このプログラムに限つたことではない。もう少しよいプログラムが出來さうに思はれる。

×

●名曲コンサート

ロッシニ作　ウイリアムテル物語　ビクター一八〇一二BA
メンデルスゾーン作　イタリー　ビクトロラ三五四五二BA
ショパン作　ポロネーズミリタール　ビクター三五二四一B
チヤイコフスキー作　千八百十二年の序曲　ポリドール四〇二八BA四〇二九BA
ベートウベン作　第五交響樂　ビクトロラ一〇六九BA
プチニ作　天國と地獄　東蓄ハタノオーケストラ

普遍的であつて名作曲家の名曲をのみより出してプログラムを作つてみた。それぞれ異つた味でまづ一番組として重複したものはあるまいと考へる。これは作家をいくたりも寄せて來たけれども、もつとすれば——もつと澁山レコードが選定された暁には、別々にベートーベンの夕、シユトラウスの夕、ワグナーの夕、ショパンの夕、メンデルスゾーンの夕、或は趣きをかへて北歐の夕、南國の夕、と地方的にローカルカラーを出して分類的にプログラムをつくつてみてもよく、國別でロシヤの夕、フランス音樂の夕、イタリー音樂の夕と云ふ風にやつてもよい。人でわけ國でわけ、地方でわけると云ふ風にすればプログラムはいくつも出來る、放送局あたりでも、今度「地方の夕」と云ふのをやるし、ベートーベン記念音樂會とか何とか云ふのもやつたやうだ。

×

●日本音曲の會

琴曲　磯千鳥　ニツポノホン一六六四六AB
謠曲　羽衣　ニツトー六三〇AB
獨唱　ペチカ鳴の聲　同　一六六二五AB
尺八　荒城の月　黄昏の唄　ヒコーキ七二七五AB

童謠　クックコック　同　一四五二AB
子守唄　追分　ニツトー
琵琶　別れの國歌
浪花節　乃木大將　ニツポノホン

日本ものばかりで音曲のすべてをならべて見るのも悪くはなからう、あまり音樂的の効果はないが。

×

この外プランはいくつもある。『陸軍記念日』の三月十日、『海軍記念日』の五月二十七日などには、講話ばかりでなく、これに因んだ琵琶やミリタリーマーチュなどを選んで添へることは非常に印象を深めることと思ふし、又『思出の會』とでも云ふ題では子供に干する唱歌やお伽劇や音樂をプログラムとして、みんなが子供の時代を回想し、子供ごころになることによつて、教化的の目的を達するをもおもしろいプランであると思ふ。又『紋樂の會』によつてヴアイオリン、セロ、ピアノなどの旋律を味ふこともよからうし、『交響樂の夕』によつてシンフオニーの雄大深淵な音調に魅せらるゝのもよからう。否それでなくもレコードコンサートは至極簡便に、何處でゞも、短時間を利用してやれると云ふ特徴があるのであるから、休憩時間の利用、在房中の利用等もつと有意義に用ふることを研究し實行したいと思ふ。又それと同時に、ホールに於けるコンサートには、まづ器械の優秀なもの（今日ではなるべくレコードの優秀なものを選定することになつてゐるから、器械の方も初期に取次購入されしものより進んでなるべく高級なものを使用して、能率をあげることにして頂きたいと思ふ）を選デび、反響をよくし、聽者の心理を良好ならしめ、コンイションをよくしてやるやうにしたい。それに解說は一度出てゐても、プログラムを刷つて渡すか、大きく掲示して、一應の說明の後演奏するやうにすれば、必ずやその微妙なる作用に影響を受け、音樂教化の目的を達し得ることと信ずるのである。



門外漢の厚かましき長談義、何とも汗顏の至りであるが、一意教化の目的達成のために申述べた次第である。

（おはり）

ソヴイエトロシヤの行刑（上）

時田常太郎

□

本紹介は昨夏プリシュケ博士が獨逸の刑法學雜誌に寄せた最近ロシヤ行刑の模様である。勿論最近のロシヤ行刑を全部盡したものとは謂ひ得ない。又論調甚だしくロシヤ行刑に對し好意を寄せたる跡を認むる。革命後ロシヤの非文明的者に對する誇張報道の反動と見られないこともないが、又恐らくロシヤは博士のロシヤ名前から察するに彼の母國でもあらう。要は唯その各法條や文字を通じて抽象的にしろロシヤの目標とする行刑の精神も一瞥する資料とはなり得るであらう。確に此の新らしい法律規定の上に行刑の最近の傾向を窺ふことが出來る。さうして仮令それが全然ロシヤに實行せられてゐないにしても直ちに捨てて之を顧ない理由とはならないであらう。孔孟の理想が初めて日本に芽生へ具体化された前例もある様にロシヤの社會狀態や經濟關係に容れられないその思想が反つて我國に消化せられ我か行刑に對する營養の一助となすこともH來るであらう。

事實此處に一言斷つて置かねばならぬのは、プリシュケ博士は、ロシヤ行刑に對し多大の讃辭を惜しまないに拘らず、キール大學教授ゲンツ博士の言を借りて謂へばソヴイエトロシヤの立法は多くの架空的な一人よがりの規定を有し、實務としては可成困難を伴つてゐるらしい。(註)わたくしが去夏露都モスクバを訪れた際は日時の都合なる理由で同地刑務所の視察を休よく拒絶せられた。然し原則として最近一兩年は一部刑務所の門も異國人に對し全然閉鎖されてはゐない。唯その眞相として見るべきはそれら理想は單にその一部が刑務所に於て緒に付いたに過ぎないのである、之獨り行刑のみならず其他のソヴイエト立法に現はれた國民教育や産業國營も現在殆んど有效に具体化せられたる見るべきものをもたない。或

は之を斷行したものでも、例之ば商店國營の如きも賦課免除の恩典に浴しつつ僅少の個人商店程にも成績をあげ得ないのである。況や就學兒童學用品支給の如きに於てをや、皮袋一杯の理想も財政難に直面して之を播く術もないものと見える。二十年前善美を極めたと思しきモスクバの市街、モスクバ河岸、さてはクレムリン宮殿も日々の風雪の侵害にさへ抵抗する力なく荒れ古びて行く、眼瞼を閉ぢロシヤの都市とそのロシヤ人を思ふとき勞働改善法に謳はれた理想はロシヤに於てはその市民の街路にさへ見ることが出來ない。それにも拘らず歐洲の凡ての國民に比べてロシヤ及びロシヤ以外の國に住む此等ロシヤ人程人間としての眞のそして素地の德を多く有つてゐるものを、わたくしは遂に知らなかつたにことを附言せねばならぬ。さうして何時か何處かで此等の人間味や理想の結實の時が來ることを希望しつつ私はここに規定に現はれた新ロシヤ行刑を摘錄しやうとするのである。（註一）（註二）

（註）ゲンツ博士「日本の行刑」刑法學雜誌第四十八卷第四號三百七十二頁。

（註一）詳細に亘るロシヤ行刑の學理的研究は正木學士「監獄學とソヴイエトロシヤの勞働改善法」法學志林第二十九卷第九號以下參照。

（註二）獨逸語參考書。

（1）ガーラン、ロシヤの裁判及刑罰組織、一九二〇。
（2）クリバンスキー、ボルセヴイキの立法、一九二〇。
（3）フオン、フライタツハ、ローリングホーベン、立法より見たるボルセヴイスムスの發展、一九二一。
（4）同氏、獨逸刑法雜誌八卷八十九頁。
（5）マクレツオヴ、ロシヤの法律、一九二五。
（6）フロインド、ロシヤの刑法、裁判所構成法及刑事訴訟法、一九二五。
（7）グロドジンスキー、比較法律雜誌第十六卷百四十七頁以下。
（8）ボランスキー、東方法律第二卷五百八十五頁以下。
（9）テイマツセヴ、東歐法律雜誌第一卷百四十七頁以下。
（10）マウラツハ、犯罪心理雜誌第十七卷四百五十七頁以下。
（11）フロインド、獨譯千九百二十四年十月十六日改正勞働法。

□

現在のロシヤ刑法（千九百二十七年一月一日）は最早刑罰と謂ふ言葉を用ひずに社會保護處分と謂つてゐる。（註三）斯くして刑罰の代りになつてゐる處分は裁判的改善性社會保護處分と謂ふ標題の下に綜合せられてある。此の外に尚醫術的改善性社會保護處分（强制治療及治療院收容）並びに醫術教育的改善性保護處分（未成年

者を官廳の手から家庭の保護の許に引渡し又は特別の施設に收容すること）がある。多數に亘る裁判的改善性保護處分の中自由剝奪は二種類に限られる。（註四）即ち嚴重隔離自由剝奪と非嚴重隔離自由剝奪とが之である。（註五）之は七日以上十年以下の間執行することが出來る。然し嚴重隔離自由剝奪と雖も嚴重な獨居房拘禁を謂ふのではない。（註六）（獨逸自由刑執行法則一九二三年六月七日第三十九條の意味する獨房拘禁ではない）單に外界と比較的嚴重に區劃すると謂ふに止る。自由剝奪を宣告された者を收容するには五種の刑務所がある。各々は定められた範圍でその囚人取扱ひを異にしてゐる。その五種の刑務所とは次の如くである。

（一）拘禁所
（二）勞働改善所
（三）勞役所、手工業的のもの、工場的のもの、農業的のもの
（四）隔離所
（五）中間勞働改善所

女囚の爲めには特別の刑務所がある。拘禁所内では……區劃して收容されてゐる未決囚の外に……六ケ月未滿の自由剝奪を言渡された者を。勞働改所では善六ケ月以上の自由剝奪を宣告された者を看守してゐる。勞役所には五年以内の非嚴重隔離自由剝奪を言渡された逃亡の嫌疑なき者を差し向ける。之が爲めには尙判決で被收容者は從業階級に屬し而して犯罪認識の缺欠の爲めに初めて偶然に或は經濟上の苦境の爲めに罪を犯したと謂ふことが諒はれてゐなければならぬ。隔離所には嚴重隔離自由剝奪者にして從業階級に屬せず且つ犯罪行爲が階級慣習、階級的確信又は階級利益の爲めに行はれた場合又仮令從業階級に屬してゐる場合でも特に共和國（ソヴイエト）に危險である人物又は懲罰の爲めに他種の刑務所から隔離所に移送して來た者を收容してゐる。中間勞働改善所には言渡された自由剝奪を他種の刑務所で服役中、從業生活の適應性あることが分つた者及びより自由な行動を執らせてもその行狀に杞憂を拂ふ必要なき者を配分する。（註七）

（註三）千九百十九年十二月十二日に司法國民委員會が發布した刑法の指導的原則及千九百二十二年六月一日の刑法には尙刑罰と社會處分とが區別されてゐる。

多くの点で千九百二十一年エンリコ、フエリーの伊太利刑法草案に倚つてゐる千九百二十四年十月三十一日の「社會主義ソヴイエト共和國及聯邦共和國聯盟刑事立法の原則」及び之に基く千九百二十七年一月一日新ソヴイエトロシヤ刑法には單に社會的保護處分とのみ規定されてある。「ロシヤ社會主義聯邦ソヴイエト共和國の聯盟刑事立法は報復をなし刑罰を課

するをその本分とせず」とは原則第四條の高唱するところである。

（註四）裁判的改善性處分の其他の主なるものは次の如し（前掲ロシヤ刑法第二十條）

追放、無看視强制勞働、罰金、財產沒收、公譴責　知る限りでは此の外直接社會保護處分として目下尙射殺が許容されてゐる。

（註五）ソヴイエトロシヤ刑法には全然自由刑なる言葉を用ひず自由剝奪の語を用ひてゐる、蓋し刑罰を廢止したるロシヤ刑法としては主義一貫したものと謂ふことが出來る。然し歷史的に見るときは自由刑に外ならない、爾後本文中に自由刑の語を用ひた場合にはロシヤの自由剝奪を意味するものである。

尙自由刑の二種は

（1）嚴重隔離自由剝奪
（2）非嚴重隔離自由剝奪

（註六）千九百二十七年の行刑草案は幸にも獨逸原則のこの遺憾な規定を受繼しなかつた。（草案第五十二條）獨逸の個々の聯邦の行刑實務は又同樣に「原則」の意味に於ける獨房拘禁をなしてゐない。

（註七）中間勞働改善所には又免囚が定められてゐる所内規定に同意したときは免囚保護の爲めに各政廳にある當該委員會の提議に基いてその免囚を收容することが出來る。

□

ロシヤの監獄制度の指揮權は内務國民委員會に屬してゐる。所謂監獄の綱要行政は此の委員會によつて定められる。凡て政廳の頭には政廳監督があり、其下には所謂配分委員會がある。此の委員會は政廳勞働者及農夫の各監督の代表者。刑務所の政廳監督官。及凡ての政府裁判所委員。（註八）產業政府委員。及囚人並びに免囚保護委員會の會員からなつてゐる。而して此の議長には政府勞働者及農夫監督の議長がなる。委員會の職務は第一には政府の刑務所に受刑者を配分することである。配分委員會には結局凡ての刑務所に設置されてゐる監視委員會が從屬してゐる。之には刑務所長が議長として市民判事及產業者の代表者が所屬してゐる。監親委員會は刑罰執行に對する重要な決定權を有する。例ば在監者に歸休を與ふること、懲罰を執行し又は提議することの如きである。

（註八）ロシヤの通常裁判所は次の三とす。

（1）市民裁判所（單獨判事若しくは一人の判事と二人の參審員とよりなる）
（2）政府裁判所
（3）上級裁判所

各種の刑務所内に於ける自由剝奪の執行はロシヤの勞働改善法典に詳細規定してある。(註九) 先づ最初本法典は勞働改善所の取扱ひにつき詳述し次に他の刑務所の處分に適用すべき除外的又は補充的規定を定めてゐる。

自由刑の執行は累進制度によつてゐる (勞働改善法第五條) 之は初級中級上級の三段に分たれてゐる (同法第百條) 各段級に於ける滯留期間に對しては最短期間の定がある。其他作業の進歩昇進級及び狀に對する規定がされてゐる (同法第百二條) 其以外に囚徒の組が三團に分たれてゐる。第一の組には嚴重隔離自由刑に服役するものが屬し、第二の組には職業犯罪者及從業階級に屬せず (有閑階級) 且つ犯罪行爲が階級慣習、階級的確信及階級利益の爲めに爲されたものと判決せられた囚人が屬する。第三組には凡て其余の囚人が所屬するのである (同法第百一條) 刑務所に收容するに當つては囚人等は第一及第二組の初級に配分され、此の中で彼等は少くとも言渡された自由刑の半分若しくは四分の一を……裁判所により刑期に加算せられた未決拘留期間を斟酌して (同法第百七條) ……過さねばならぬ (同法第百三條)。第三組に屬する囚人は監視委員會によつて何れかの級に割當てらるることが出來る (同法第百四條) 中級に於ける滯留期間は自由刑期間の三分の一である。然し六ケ月を降ることを得ない (同法第百五條) 最上級に於ける昇進は若し監視委員會に於てその囚人の性向から何等昇進の根據を發見し得ない場合には進んで中級に返還するの結果を招來する (同法第百六條)。第二及第三組の囚人の滿期前の昇進に對する決定は配分委員會がなし、第一組の囚人に對しては同樣に刑務所の綱要行政がその當該官廳となる (同法第十三條第二號)。

(註九) 勞働改善法內には又無看視强制勞働 (前揭註四) の執行に關する規定がある。

正誤

本號 (第四十一卷第六號) 附錄の刑務令規中第十一頁「受刑者入監小票嗜好欄記入方ノ件通牒」の前行に「〇行刑局長通牒」の大文字を脫落したるに付便宜御記入を願ます。

全國刑務官物故諸士追弔法要

——五月十六日東京淺草本願寺に於て——

香煙が縷々と立ちのぼる、合掌のこゝろにひたる、追弔さるゝ物故諸士の風貌が髣髴する、懷舊の情はむく〳〵とおそつて來る。逸話が話合される。

「いやこんなこともある。」

「あの劃時代的な施設の影にはあの人がある。」

さう云つて、今さらながらその遺績が語られる。

これは追弔會のとくである。

從來刑務職員の物故諸士に對する追弔法要は兩本願寺の懇志によつて營まれてゐたが、それは主として刑務官在職中死亡の人々に局限されてゐたので、わが刑務協會はこゝに全國に亘りて先亡諸氏の遺族を調べ、本會主催の下に懇なる追弔の法要を催すことになつた。

しかし、さて遺族の方々を調べると云ふ段になると容易なことでなく地方支部へ依頼して照會につとめたり、古い人々におたづねしたりして、やつと五六十名の方々の住所を知り得た。

がさて案內狀を發送して見ると、附箋つきで戻つて來る、そこでまた聞き訂して出す。そんな苦心が要つた。

さて、いつにしたらと云ふことになつて、丁度五月十六日から東京控訴院管內の刑務所長會同が召集され、また第二區の武道大會もあると云ふので、この機會をとらへて、修することになつた。

法要は兩本願寺の熱心なる贊同を得、會場は今回は淺草本願寺に定まり、大導師として特に京都より湛曉院連枝の參向を受けるほどの光榮を得た。

さて、その日は來た。打合の通り、境內の本堂前に天幕を張りて受付を假設し、心光會館を休憩所にあてゝ來會者の到着を待つほどもなく、午後一時頃より續々として地方よりの會員ならびに、遺族の方々が參詣され、非常な賑はひとなつた。

午後二時となるや、喚鐘梵音を告げて式の開かるゝを報ず。こゝに於て今日の式場たる本堂へ人々は着席した。

法要は着座樂の玲瓏たる響きに參勤者まづ出仕され、次に大導師淨曉院連枝は侍僧を從へて靜々と出仕總員合掌禮拜の後、伽陀、導師登高座して、讀經にうつり。阿彌陀經讀誦の中に散華、伽陀、偈頌、(此間に遺族燒香)念佛和讃・廻向文にて作法は終り、導師退出。

佛前の莊嚴、おごそかに燈光きらめく邊り、薫煙おもむろに立ちのぼりて、恰も紫雲たなびく極樂世界を髣髴せしむ。上卓には特に司法大臣より奠ぜられたる大三寶にもられたる供物が、「全國刑務官物故諸士靈位」の位牌と共に人々の眼を著しく射る。

それより弔詞にうつり、まづ瀧川保護課長は、司法大臣原嘉道氏の讃辭を代讀し、次に刑務協會々長松井和義氏弔辭を讀み、輔成會々長鈴木喜三郎氏の弔辭を香川常務理事代讀し、次に各員隨意に燒香をなし、終つて法話、後松井會長は主催者を代表して、追弔法要を營むに至りたる趣旨及かく多數繰合參詣せられたることを感謝するところあり。

それより遺族總代として、宮内省圖書課長鈴木重孝氏はた〳〵「合掌のこゝろ」のみである、感謝より外には何物もないと一場の謝辭を述ぶ。

特にこの日は淺野孝之師(成蹊高等學校長)の法話を願ひ、「合掌のこゝろ」の題下に、約四十分に亘る懇なる法話あり、人々は今更ながら、故人の遺德を讃嘆すると共に、佛陀の無邊の慈悲深遠なるに法悦のおもひ禁ずる能はず、念佛のこゑと共に、しめやかに尊い寺圍氣はうん醸せられるのであつた。

まことに意義ある催しであつた。

それから遺族の人々に對しては、粗菓並に粗齋を呈し一般參拜者に對してもさゝやかな供養を營つた。

尚この法緣を意義あらしむるため、本日の法話「合掌のこゝろ」はあらかじめパンフレットとなしおき、これを本日參會の人々に寄贈すると共に、廣く全國に亘りて不參遺族や本會々員に配付して、法要の趣旨を徹底したのであつた。

因に物故諸氏の遺族にして、今回御案内もれになつたのもあることと思ひます、この機會に廣くさうした人々の住所を知りたいと考へますから、辱知の人々は、お手數ながら御一報を願ひたいと思ひます。

(詳細は特別號を發し行て載せます)

僅々三日間に一萬二千圓を賣上げた刑務所製品

即賣市の盛況

東京博覽會即賣市中に於て第一位の成績を收めた

大禮紀念國産振興東京博覽會に刑務所製品を出陳して大好評を博したことは既報の通りであるが、その第二會場内機械館の中央で報知新聞後援の許に即賣市が開かれて居た、刑務所作品は五月七日から三日間そこで開いたのであつたが、賣れた〳〵羽が生へて飛ぶ賣行き、博覽會會期中即賣市としての第一等の好成績を收めた、これで大に刑務所製品の地位も知れ、宣傳の目的をも達した譯である。

◇

まづ前以て「全國刑務所製品賣デー」のビラを撒いた、又第一會場西二號館内の刑務所製品陳列棚の見易きケ所に掲示もした、一面新聞紙は「國産奬勵の鍵で全國刑務所の倉開き、實用向き日常生活品が大禮博にて二万余點、市價の半値で即賣」といふ大見出付で、〳〵の價格までを擧げて書立てたから即賣デーの宣傳も相當に行き屆いたといへやう、その品目と數量を示すと、

品目	數量	品目	數量
紙類(卷紙、封筒、便箋、塵紙等)	約十萬帖	木製品類	二〇〇
織物類(小濱絣縞、女禪、羽二重帶、銘仙、久留米絣等)	約千反	盆	七〇
		煙草盆	二〇〇
		手拭掛	二〇〇
		鏡臺	一三〇
		花臺	二〇
		茶棚、書棚	二〇
		洋服箪笥、小箪笥	二〇
		針箱	二〇
		小卓子	一五
		箸箱	二〇
		卷煙草入	六〇
		火鉢	二〇
		飯櫃	二〇
		洗桶	一〇〇
		盥	一〇〇
		靴脱臺	一〇

腰掛類	二〇〇	
徳利	一五〇	
飯櫃	一〇	
衣桁	二〇	
玩具	八〇〇	
掛鏡	五〇	
庖丁類	三〇〇	
机	二〇	
扇風器	六〇	
硯箱	五〇	
蠅張	一〇	
洋家具	一〇	
塵取	一〇〇	
革製品類（靴、トランク、カバン等）	三〇〇	
竹籐製品類（炭取、花籠、屑籠、釣籠、乳母車、笊）	三〇〇	
柳葛製品（行李、巻煙草入、ステッキ等）	三〇〇	
漆器類（重箱、會席膳、菓子器、硯箱、椀類）	五〇〇	
裁縫製品類（子供服、ワイシヤツ、柔道着）	二〇〇	
編物類（羽織紐、靴下類）	五〇〇	
鍛冶製品類（煙罐、鍋、壺、魔法瓶等）	二〇〇	
石鹸	三〇〇〇	
食料品（バタ、ソース、乾物、鰛藁巻）	一〇〇〇	
其他		

尚ほ岡崎少年刑務所出品石燈籠數十基は第一會場東二號館裏に陳列

◇

第一日（五月七日）

開館は午前八時、事務員の入場はその三十分前であるから、その時飛込んで一とわたり覗いて歩行く、場内に足を入れると先づ松山の竹籠、大阪及長野の玩具、八王子少年の紙風船玉などが第一に目につく、小菅と豐多摩の靴、各所の指物、木工品類、巣鴨の自轉車、大阪の金屬製品、高知の手漉紙　金澤井沖縄の漆器、千葉の鯨鬚製品、靜岡の紙、鹿兒島の大島絣、京都の絹織物、福岡の久留米絣、横濱の石鹸等何れもその刑務所の特産品を山と積み、この外にも小田原少年の食料品、川越少年の杞柳製品、巣鴨の竹細工品、籐細工品等々々、又兒童服、ステッキ、女全髭剃などその種類は前に擧げた。

開館を待ち兼ねて雪崩込んだ人波は寸時にして、場内に充滿した、何れも先を競ふて求める品を物色する、只見て歩行く人間は尠ない、「これを下さい」「それを貰ひます」と前後左右から手が出る新米の店員さん、まご〳〵して一つの品物を二人がかりで包装するやら、釣錢を忘れて催促されるやら、客が殖えるに從つて大間誤つき、御氣の毒なことにはその包装の拙いこと夥しい——これも三日目には少し馴れ、上手になつたが——それも普通に下手なところへ氣が急くので滿足に包めないのも無理はないけれども、これが所謂御役人商賣の景物であろう、今一つある、それは賣り手よりも買ひ手が腰の低いことだ、賣り手は御承知の不馴れの事で、愛嬌に乏しい　御上手口一切は利かぬ、買ひ手から聞かれてそこで品物の説明をする、又その眞面目さ、とても買ひ手の氣をそゝるやうなことはしないから安心である、すべてが買ひ手の方から「これ貰つてよろしう御座りますか」「これ賣つて戴きます」といふ調子だから世話はない、それで又よく賣れる、すると「寧ろ退職して恩給とつて商賣やつたらいゝな」てな坊ちやん氣が湧いて來るのもオボコい。

◇

入場者終日滿員の盛況で、店員さん立つたきり腰も掛け得ぬ次第、漸く晝食に行つてホンノ五分間寛いだ位なもの、客の方も半日掛で、あれこれと澤山買込んで行くもあり、又出直して來て求めて行つたものも尠くない。反物のところなどは女の客が押すな〳〵の有様で正午過ぎには既に賣上千圓を突破した、花籠は倉庫から品の補充に忙しい程で數百個を捌き、魔法瓶は百個が午前中に大部分賣れた、玩具も亦目まぐるしい賣行で木馬の如きは「倉庫に幾か六個あつた筈です、それを皆賣つて下さい」と倉庫の中まで見すかした客までであつた。

簞笥などは品薄で買ひ手の愚痴を聞かされて閉口した、總体に製品は一圓以下のものよりも一圓以上のもの、金嵩踏んだものがドン〳〵捌けた、自轉車など九台（子供自轉車も數輛）、當日一日の賣上總高六千九十一圓四十三錢であつた。

◇

第二日目（五月八日）

この日は日曜であり、福引デーであり、多數の人出であつた、そこで即賣市の方も入場者は多かつた、があまりに多い爲に押されて〳〵て品物を買ひ得ない、見得ない人が可成にあつた、それとその人に相違もあつた、それは第一日は從來の刑務所製品品評會とか其即賣會の經驗から品切れにならないうちにと朝早くから買ふ氣でこの館に押かけたのであつた、二日目になると人は多くても普通の博覽會見物だから即賣市としては前日通りに行かぬことは當然である、隨て賣上高の減じたことは是非もない。この日賣上總高三千五十七圓四十一錢也。

この朝、第一日の賣上高を夫れ〴〵に尋ねて廻つた、

巣鴨自轉車と大阪の金屬製品で七百三十圓。巣鴨の竹細工品が百八十圓。玩具が三百二十圓。豐多摩の靴三百圓。横濱の石鹸は少く六十圓、靜岡の紙も同樣七十圓、松山の花籠これはよく賣つて四百五十圓等。

即賣市の入口に控えた運送屋さんにこの景氣を伺ふと、運送屋さんホク〳〵顏で曰く、「大成功ですナ、是れ迄の即賣市に昨日程、私の方の忙しかつたことはない、全く昨日は夜の十二時迄かゝつて漸く片付けました」と。

ありません、是迄では纏詰業者のやつたものが一番よかつた方で、これは宣傳費に千圓からつかつたさうです、何といつても刑務所の即賣市が一等ですよ」と、それで幾ら位儲かつたかと問へば、「まだ算用して居ないので分りませんが百六十圓位はありませう、ですが御客さんの筋が官吏の方とか何れもまア御住居の關係で配達に骨が折れます、それでオートバイで配達させて居ますが」との答へであつた。

◇

第三日（最終日）

日曜の翌日で人が薄い、この日は店員さんも少しは閑で、紙風船を弄んで居るのも見受けられた。さうして二日間で品も減じ、賣れそうもない品で店臺を塞ぎ景氣をつける ケ所も出來た。

前日の賣れ口を聞いて見る、反物が四百圓、第一日には一千百二十圓あつた、大阪の金屬製品七十圓、巢鴨の竹細工品百四十圓。漆器類百圓、第一日には二百二十圓を賣つた。松山の花籠二百三十圓。玩具百圓。みな賣上が減つたが一つこゝに例外があつた、紙風船玉は第一日に五百組九十圓であつたが、二日目日曜の人出によつて百二十五圓に上つた。

◇

今回の即賣市で絕へず客を引いたものは花籠（竹細工）と玩具、紙風船玉であろう、指物其他木工品もよく賣れた。岡崎少年出品の石燈籠を第一會場の方へ見に行つた。二十基程ある、一基の價二十圓、二十五圓、三十圓、三十五圓、十二圓、十五圓、七圓、五圓と等級があるが賣約濟の赤札ペタ〳〵、そのないものは佛かに二十圓、五十圓、七十五圓の三基であつて、前田技師も安いところからすぐ賣れたものと思ふと云つて居た。

この日の賣上を閉館後佐藤巢鴨所長に聞く、「さア二千圓を少しは出て居ると思ひます」と確信のある返事であつた。

◇

以上三日の即賣市を終へて考へて見る、矢張御役人商賣といふ外はない、刑務所製品の紹介に止まる、「このやうなもの迄が皆刑務所内で作れますか」と驚いた人達は相當に多い。でこの方面の宣傳には慥かに成功であるが、即賣市、製品販賣といふ側から論ずると少しく云ひたい事がないでもない、それは

時季外れの品あり。

一般向のしないものあり。

香具師のする如き說明を要する品あり。

その土地向でないものあり。

多くの中には粗造品が交る。

品の裝飾（例へば相當の漆器にして箱のつかぬといふ類）。

價格が市價よりも安くないもの。

又安價に過ぐるものあり。

まづ以上の點に考究の余地が存するであろう。（一記者）

或る看守の手記

賞與金

K生

寒い夜だ、塀の外から聞へてくる南京そばの笛の音が身を裂くように痛く感じる。

宿直のつらさが一入身に泌てくる。

年老た小使が丸火鉢を股にはさんで机にもたれ、こくり〳〵あやつつて居るのを見てゐると何んとなく自分の家の火鉢の前が戀しくなる。

まだ十一時には二十分も間がある。

ひる頃から急に惡化して、もうとても明日の朝までは、と保健技師から見放された〇〇番の容態が今では、もう刻々を數へるようになつてゐる。それだのに彼の母だと云ふ人は未だに尋ねてこない。

母一人子一人で其のたつた一人の母親が今は東京のこうした處に住んで居ると彼の言葉におひる頃からもう二度も其の母に宛て電報をうつたが未だに何の返事すらこない。

今もこゝでこうして居ても、ひる間病舍で、そつと、覗見た病人の顏が思ひ浮んできて、其あへぐような聲が耳元で氣味惡く心持をおびやかす。

「ヒトメアイタイゼヒキテクレ」

よかれ惡かれ永い間人生苦に。さいなまれながら今はの際に押迫まつた。彼我の境にある最も哀れな魂の叫である。

これ程眞意な言葉が亦とあろうぞ。

その心から切なる願も容られず死ぬに死なれずして惜しい一と時をたよりに懷しい母のおとづれを待つ彼の心情を思遣ると、いつとはなく目の中のあつくなるのを覺てくる。

かくして十一時を打つた時計は、哀れな彼の懶も不知に二時もうち三時も過て遂に待にまち、こがれにこがれた懷しい母の顏も見る事が出來ずに其の無慈悲を恨みながら惡な敎誨師の讀經に慰められた靈はそれでも靜に眠得たことか。

【短信】

用船命名式

小田原少年刑務所の漁撈船

昭和三年三月十八日午前十一時ヨリ小田原少年刑務所ニ於テ漁撈製造訓練所用船命名式ヲ擧行シタリ

出席者ハ松井行刑局長森山書記官香川刑務協會理事神奈川縣水產試驗場長小田原町附近ノ漁業關係者舊船主竝三浦郡三崎町水產事業者等二十數名

所長ハ開式ノ挨拶ニ次キ昨年漁撈作業開始以來縣水產試驗場長始メ地方水產業者ノ指導援助ノ大ナルコトヲ述ヘテ之ヲ感謝シ此ノ作業カ收容者ノ作業訓練竝釋放後ノ保護上極メテ有效有益ナル事實ヲ指摘シ尙此ノ作業ニ因ル刑務所收益ノ多寡如何ノ問題ニ止マラス四面環海ノ我國情ト此ノ訓練的價値ノ大ナル少年ヲシテ眞ニ將來國家社會ノ福祉ヲ增進スルモノタル所以ヲ縷述シ又刑務作業トシテ民業ト

×

それから四五日を過た或る朝の事である。

文書主任の前に泣き伏て居る四十五六歳の見るからに面やつれした。見すぼらしい女がある、袂の端を堅く咬しめた口から一言云ては泣き二言話してはむせびながら訴へてゐる此の女にも亦哀な事情がある。

今更云ふ迄もあるまい此の見すぼらしい女こそ死ぬる今はの刹那まで慕ひに慕ふた哀な彼のたつた一人の無慈悲な母親である。

話は古い過去に逆のぼるが。

未だ生前の彼が此の母の懐に抱かれてゐる頃ふとした失敗から父は幼い彼と母を殘して獄舎に引かるゝ身となり。其れ以來母子は其日の暮しにも事欠き勝の處から余儀なく人々のすゝめに母は彼を連子に再緣する事となつた。

それからの彼は新しい父に連られて諸々の炭鑛を次から次と流れ渡つてゐつた。

彼が漸くもの心がつく頃には。もう新しい父と母との仲には二男一女さへ生れてゐたのである、荒み切つた鑛山の空氣の內に育まれてゐつた不幸な彼は放縱な父やしたしかるべき弟や妹に對して滿されぬ感情が日增につのるようになつてきた。

疎まるれば疎まる程彼の性質は益々粗暴となり父に對する強い反抗さへ湧てきて絶ずそのために彼は憎まされた。

或一夜親子の間に激しい爭がおこつて其れ以來彼は哀な一人の母親をも見捨てゝ遂に家出してしまつたのである。

斯して、反逆の兒となつた彼は放浪のうちに悲しい數々の罪を重ねてゐつた。

×

彼が危篤と云ふ電報に接した時母なる人は失心せんばかりに驚いた。今迄は死んでしまつたものとばかり思いつめてゐた可愛い我子の幾年振の此の悲しい消息に、女心の身も世もなく飛立つ思いではあつたが夫の手前を思ひ苦しい心を鬼にしてとう〳〵會つて遣らずに死なしてしまひました……と……語り了つた女は文書主任から手渡された生前彼が血と汗とから得た我が子の魂とも思へる十九圓何がしの賞與金を顏に押あてたまゝ聲を放つて泣きくづれてしまつた。(終)

角逐スル等ノ嫌ナク大海ノ實大洋ノ富ハ實ニ唯是勇者ノ有タル性質ノモノナルカ故ニ水產同業者ノ歡迎ノ下ニ地方產業ノ爲ニ微力ナカラ貢獻スル事アルヲ誇リ玆ニ漁撈訓練所ノ新設ノ意義極メテ深キコトヲ說明シ今回訓練所用船ヲ增設シテ本日命名ノ式ヲ擧クル緣起ニ言及シ終リニ漁撈常識ヲ修メタル實習夫カ釋放後ノ保護指導方ヲ依頼シテ壇ヲ下リ

行刑局長ハ

新船ニ對シ「昭龍丸」ト命名セラレ

神奈川縣水產試驗場長布目氏ハ來賓ヲ代表シテ祝辭アリ

之ニテ式ヲ閉チ午餐ヲ饗シタル後局長以下ノ來賓ヲ小田原町海岸御幸濱ニ案內シタルニ折柄鮪ノ大漁ニテ揚陸ノ爲メ海岸ハ宛然戰場ノ如キ觀アリ其ノ處ヨリ局長、書記官、香川理事、刑務所職員等滿船飾ノ昭龍丸ニ乘シ僚船靑鵬丸ト舳艫相銜ミテ眞鶴港ニ到着シ投錨後ボート及傳馬船ニ移乘シテ各自垂釣ヲ試ミタリ

小田原少年刑務所報

諸國行脚 その六

岡崎

四ツ這ひに這ふて福運
英雄と淨瑠璃の誕生地
三洲石の刑務所製品
明政會の一員我農生
西瓜を作る三河萬歳

こゝは東海道岡崎驛、人家を離れて松林中に犬頭神社あり、諸國里人談に云ふ、天正中領主宇津左衛門五郎忠茂が獵に出で樹蔭にまどろむと伴ふた愛犬が頻りと吠立てる、それが耳障りになるものから腹立まぎれ腰刀拔打ちに犬の首を切落すとその首は宙に飛んで樹上の大蛇の頭に噛付た、この時始めて大蛇に氣付いた忠茂は直に退治て、犬は懇ろに葬り祀つた。

これを他の本によると城主を宇都宮黎藤とし又は大久保彥左衛門の父として張扇の講釋では家紋の下り藤に犬は下り藤に犬であつたと考證まである。今昔物語には、當國の郡司の前妻が飼ふて居た蠶が死に郡司も寄り付かず侘しく暮すうち桑の葉に一つの蠶を見付け、大切に取つて育てて居ると今度はそれを手飼の犬に食はれ、犬を殺しも得せず犬に恨み言をいふと、犬が鼻から二本白い絲を吐くので、これを卷取ると四五千兩を得た、そこで之れを國司に獻上し、國司はこの奇蹟を公表し藏人所に納め 天皇の御衣に作られた、爾來子孫相繼いで絲を奉つたとある。實は狗咋殺大蛇、犬頭得蠶絲、この二つとも今昔物語にあるのを混同して居るのである。

さてこゝらけんとうの社ぢやから信心する者には素的な福運を授けて呉れる、この不景氣にこれ丈は聞いて置きなさい、かうである、願主は深更に靑銅百疋を繋いで口に咥へ、鳥居の邊から社迄四つ這ひに這つて行くのぢや、さすれば福はきつと轉げ込む、嘘ぢやと思へばやつて御覽なさい、物は試しぢや。

◇

岡崎市へは電車で北へ走ること二哩と二分、江戸三百年の覇府を開いた德川家康はこの地で產聲をあげた、即ち搖籃の地である、城趾は公園となり、園內東照宮祠畔には產湯の井も殘る、此所からの眺望がよい。

岡崎市外を流れる矢作川に架けた橋は、太閤秀吉の日吉丸が蜂須賀小六の刀の鐺を捉えて一芝居演じた古跡である。その蜂須賀小六は今日にも盜賊の張本のやうに傳へられて居るのが心外千萬とあつてその土地では新に銅像を建設して大に名譽恢復を圖つたのが昨年のこと。

◇

岡崎市の名産に「三州石」が出る、尤も少し離れた常磐村から一番多く産出するけれども市内の花崗町は實際の石屋の町で年額七八十万圓に上る、主に石燈籠であるが石像も造る、その小さいものは泉水におく蓋位なところで、大なるものに至つては誓願寺内の地藏尊その丈け一丈余、これは製作が古い方、新品では實飯郡三谷町の山上に建てた乃木將軍像でこれは花崗石像としては世界一ぢやさうな。

このお蔭を蒙つて岡崎少年刑務所の製作品には石製品を出し全國刑務所製作品々評會には第一、第二兩回とも出品して居たことは周知の事實、今度の國産振興東京博覽會では第一會場東二號館の裏手にすらりと並べ、實約濟の赤札が貼つてある。



岡崎少年刑務所製作の石灯籠

◇

矢作川の右岸が矢作町、その昔土地の長者の娘淨瑠璃姫と、東國へ下つた義經との間に物語が生れ、それを綴つた淨瑠璃十二段が、後世の淨瑠璃なるものの起原を成した、この姫の墓は町内誓願寺にある。

この淨瑠璃の中で「近江の八に伊賀八か」といつて「近江源氏の八段目」と「伊賀越道中双六」の八段目が切の長いものであるが、この伊賀越道中双六の八段目が岡崎の段。日本三大仇討の一、伊賀上野の仇討の立役者荒木又右衞門、これでは唐木政右衞門が岡崎のほとりに住む舊師幸兵衞を尋ねると義弟の志津馬が敵澤井股五郎を名乘りこの家に來合せて居て不意の對面、政右衞門は我子を刺して武士の義を貫く、女房お谷との悲劇の場合である、この仇討を最初に作したものは竹本義太夫の「志賀の仇討」で以後澤山に生れ、その内で今に殘つたものが奈河亀助作の歌舞伎「伊賀越乘掛合羽」次に天明三年近松半二作のこの「伊賀越道中双六」の二つ、さうして二つが歌舞伎に淨瑠璃に上され、就中沼津と岡崎の段はよく演ぜられて居る。

◇

矢作町から省線の安城驛に出る、安城町には東海農林學校が有名である、この校長が我農生こと山崎延吉氏、普選の第一歩に中立で立候補し見事に中原の鹿を射止めた、聞くところによると選擧費用は一切自腹を切らず、多年薫陶した生徒達が東奔西走して當選したといふ、帝國農會の幹部で實際に農民を代表する人物ぢやといふ、明政會の一員である。

この附近に大用水がある、即ち明治十三年に工を起し、矢作の上流から引水し、廣漠たる松原を拓いて田とした明治用水であつて、この恩澤に浴するもの七十余ケ町村、廢地八百九十町、山林原野三千三百六十五町、廢地四千五百六十余町歩が水田と化した。

◇

この安城町には今一つ日本的のものがあることを忘れられぬ、といふは春の始にポン〳〵と鼓を打つて戸別訪問をする万歳、その三河万歳が、この地が本場、大字東別所、西別所はその發源地であ る、今日は屋張万歳が出で又、万歳とても藝術家の一人として舞臺上に現はれて「ヤアレ目出度や万歳樂ポン〳〵」とやる世の中となつて來たから、本家本元は幅が利く譯で、まだ日本青年館の郷土舞踊と民謠の會には出演したことは聞かぬけれども、何れ一度は目出度舞ひ玉はなければなるまい、隨てこれ位の土地であれば万歳が本業か副業か國勢調査の職業欄の書上げにも困つたとか困らぬとかそこの處は知らないが、鐵道省は万歳列車を編成してもよい位に初春には東京方面へ押出すさうであるから大したものであらう。かくして稼ぐ人達の夏は定めて涼しからうと大方の想像がつくことと思ふ、その如く夏は西瓜を作つて暮すので眞黒く色は焦げやうとも咽喉の乾く心配はない、夏日家に在ては西瓜を作りその餘は出でゝ素袍大紋の袖を飜へしつゝ鼓に和して舞ふといへば一寸詩になりさうである。

さてこれ程のものに沿革を述べないと義理が缺ける、傳に曰く、その昔熱田神宮の寶前に於て大和神樂に似たる舞樂を奉納したに始まり爾來子孫に傳へ、德川家康の曾祖父親忠の時代に既に三河万歳があつた由記錄にある、その後、家康が祖先の墓所として岡崎の地に大樹寺造營の砌この万歳を舞ふた、それで家康も別所から岡崎城外の能見の地に萬歳の一部民を移らせ關東十七ケ國へ、萬歳出稼ぎの儀勝手たるべしと關所通過のお墨付を與へた、であるから三河萬歳の鼻息の荒いことに無理はない、目出度いお正月に「出ないよ」の一口で追拂ふのは歷史に徵しても罰があたることである。

西三河の名物はこの三河万歳に岡崎の八丁味噌。東三河には豐川の稻荷さんがあつて諸國から集る善男善女の財布を絞つてその土地に御利益を垂れて居る。（e生）

Die neuen bayerischen Begnadigungsvorschriften von 31. Dezember 1927

獨逸國バイエルン聯邦新刑罰赦免令

（一九二七年十二月卅一日）

バイエルン聯邦司法省書記官
ドクトル・デユル

今や獨乙國議會（Reichstag）に於て懸案となつてゐる全獨乙國刑法（Allg. Deutsches Strafgesetzbuch）及び刑罰執行法（Strafvollzugsgesetz）の草案中の條件附免除の規定を設くるに當りては、これまで諸聯邦が單獨にて條件附刑の減免を裁判所をして行使せしめたるによつて得たる經驗が非常に役立つたのであつて、特にバイエルン聯邦では、この權限の委任といふことについては殆んど無制限といつても可い程度まで之を斷行したのである。

刑の免除については獨乙國刑法草案には刑の條件附全免（der bedingte Erlass der ganzen Strafe）が規定せられ、刑罰執行法草案には殘余刑期の條件附免除（der bedingte Erlass des Strafrests）が規定せられてゐるのである。而して、獨乙國刑法草案に從へば、六ケ月以內の禁錮（Gefängnis oder Einschliessungsstrafe bis zu 6 Monaten）拘留（Haftstrafe）又は罰金（Geldstrafe）の言渡の場合にのみ限りて其刑は條件附に全免せられ得ることゝなつてゐる。この規定は獨乙國議會の刑法委員會の第一讀會に於て極めて僅かの多數で可決されたものなのである。これについては、嘗つて開催せられた刑法改良に關する獨墺議會協議會の第二回會議に於ては、墺太利側からの希望で、免除せらるべき禁錮刑の最高限度を六ケ月より一ケ年に高めることに一致したものなのである。であるから、つまり獨乙國議會の刑法委員會はその第一讀會で前記議會協議會の決議に極めて瑣細な變更を加へて、條件附刑の全免に關する草案の規定に同意を與へたことになるのであつて　獨乙國議會も墺太利議會もいづれもこの規定を設くるについて異存はないのである。で、かゝる觀念の下に成り立つたこの規定が新しい獨乙國刑法に採用せられることは今から期待しても差支あるまいと思ふのである。

然しながら、たとへ新しい獨乙刑法が成立しても、一九三〇年一月一日以前にはどんなことがあつても實施の運びに至ることはなからうし、それまでには殆んど猶ほ二ケ年余りあるので、バイエルン聯邦の司法省（Das bayerische Justizministerium）では、獨墺議會協議會で合意された條件附刑の全免に關する規定及び殘余刑期の條件附免除に關する刑罰執行法草案の規定を殆んど何等の變更を加へずに、一九二七年十二月三十一日の新赦免令（Die neue Begnadigungsvorschriften）の中に採用したのである。

この新しい規定がバイエルンにもたらした重大なる刑法上の變更は、主として次の三事に存するのである。即ち

一、裁判所は最初より刑の一部でなく只だその全部のみを條件附にて免除することを得るのである。

二、刑の條件附全免は判決（Urteil）處罰命令（Strafbefehl）又は刑事訴訟法（StrPO）第四百六十條の決定（Beschluss）による刑の確定のあつた際にのみ許可せらるのであつて、其後に至つては許可せられないのである。

三、刑の條件附全免は輕懲役及び禁錮（Gefängnis- und Festungsstrafen）に限らるゝのである。

等である。

殘余刑期の免除については裁判所は受刑者が刑期の四分の三に服したる後に於てのみ初めて條件附にてその殘余の刑期を免除することを得るのである。

バイエルンの新赦免令では、獨乙國刑法草案の規定と異つて、罰金刑は條件附免除をなすことはできないのである。然しながら、裁判所は從來の如く、罰金を科する能はざる場合にその代りとして科せられたる自由刑は、罰金を取立てることができず且つ刑の宣告を受けたるものが善意なるにも拘らず分割支拂をもなすことができないといふ條件の下に於て條件附免除をなすことができるのである。この罰金に代る自由刑の免除は、一年以內の輕懲役及び禁錮並びに拘留刑に限らるゝのである。刑の條件附免除については以上のようなものであるが、その

許可は司法大臣に之を保留し、裁判所の申請によつてその可否を決するのである。

尚ほ、新赦免令では從來用ひられてゐた條件附恩免（"Bedingte Begnadigung,"）の語を廢してその代りに刑の條件附免除（"Bedingter Straferlass,"）なる言ひ表し方を用ゐることにしたのである。更らに、條件附に免除せられたる刑は、その猶豫期間（Probezeit）の終了と共に、更らに刑の執行の命令せられない場合には、再び裁判所の決定を待たずして直ちに終決的に免除せられたるものとなるのである。

新赦免令の序論にも言はれてゐるように、この新しい規定の目的は、裁判所によつて行はるゝ刑の條件的全免から恩典（Gnadenakt）といふ意味を除き去つて、專ら之を一箇の量刑行爲（ein Akt der Strafbemessung）たらしめ、且つ、殘余刑期の免除を以て刑罰執行に含まれてゐる感化思想（Erziehungsgedanke）を助成し、特にバイエルンの刑務所に採用せられたる階級處遇の効果をして完からしめんとするに在るのである。

條件附恩免をして制定せらるへき獨乙國刑法に云ふ刑の條件附免除となす根本的な革新は別として、バイエルンのこの新たな赦免令は、單にその規定を以てして、古い規定に確かに斷乎たる改正を加へてゐるのである。この古い規定は一九二四年一月四日の裁判所の構成及び刑事司法に關する命令及び其後の新たなる刑事訴訟法並びに裁判所構成法の起草のため生じたる變更及び補充によつて明瞭を欠くに至り從つて適用困難となつたものなのである。

新しい赦免令によれば、地方裁判所の檢事は、依然として徒來の如く專門的の意見を與ふるの任に在る司法職員（Justizbehörde）——この內には刑罰執行官も屬するのである——の推薦せず、のみならず見込みのないものとさへ考ふる赦免の請願（Gnadengesuch）は司法大臣の訓令を待つて之を考慮するの價値なきものとして却下するの權利を有つてゐるのである。刑の執行猶豫（Strafaufschub）及び刑の執行中止（Strafunterbrechung）の請願に關する決定は全く地方裁判所の檢事及び刑罰執行官の手中に置かれてゐるのである。

尚ほまた別に、新赦免令は赦免並びに猶豫の請願によつて刑の執行を遲延せしめんとする不屆な試みに對抗する目的をも有つてゐるのであるから、宥恕の請願は斷じて刑の執行を妨ぐることはできないのである。然しながら、請願が見込のないものでない場合には、刑の執行は請願についての決定のあるまでは中止せらるるのである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 15. Februar 1928

The New Italian Penal Code

イタリーの新刑法

今回、イタリヤのフワーシスト政府の司法大臣ロッコ氏によつて起草せられ、已に先頃公にせられた新刑法は、最も善くフワーシスト黨の思想を表明したもので、特色のある一箇の思想記錄とも視るべきものである。

新刑法は非常に嚴酷を極めたもので、新たにさばきの刃をといでゐるのである。これは決して言葉の上の形容ではなく、或種の犯罪に對しては一旦廢したる死刑を更らに再び適用することにしたのである（一八八八年伊太利死刑を廢止す）。新刑法では、犯罪者に犯罪についての責任の存することを十分に認めてゐるのであつて、刑罰の威嚇に防止力としての効果のあることは當り前の事と視てゐるのである。早く曰へば、ゴッド（神）に對する畏れと共に、コード（法典）に對する畏れを復活せしめたもので、この新しい法典は、ヘル（地獄）の恐怖に偉大な力を持たせてゐる宗旨（舊敎）の訓しへの精神を多量に有つてゐるのである。これが新刑法のキヤソリツク派の新聞紙から非常な稱讃を受けてゐる所以である。更らに又た、他の理由でキヤソリツク敎徒はこの新法典を讃めてゐるのである。それは、外でもない新法典が宗敎に對する諸の罪を規定し、且つ其地位を利用し敎壇からして、法皇（ポープ）よりローマを奪つた國家（一八七〇年伊太利統一の時ローマ市は法皇の治下をはなれて伊太利王國に歸屬したるを云ふ）に不利益なる說敎をなす僧侶（プリースト）に對する舊いツアナルダリ氏の刑法の規定を廢止したためなのである。

新刑法が新しい多くの罪を規定したのは勿論である。この新法典では、今まで結社、秘密宣傳、及び政府の首長に對して企てられたる危害等に對して發せられてゐた緊急勅令を一切法律中に包括することにしたのである。一切の刑罰は加重せられてゐるのである。今までは犯罪に刑を科するだけに限られてゐた裁判官の權限は增大せられて、新刑法では裁判官は今まで警察官に屬してゐた犯罪防止の義務をも遂行することになつたのである。

何人たりとも宗敎上の儀式勤行を妨害するものは一年乃至十年の禁錮に處せらるゝのである。國家によつて認

められた教義を信ずるものに對し攻撃的の言語を發し又は行爲を作すものは一年以内の禁錮に處せらるゝのである。若し攻撃せらるゝ人が僧職（プリースト）に在るものであれば刑は三年まで加重せられ得るのである。若しまた如上の攻撃がキヤソリツク派の教義に對して行はれた場合には刑は更らに增大するのである。何人たりとも公衆の面前に於て神を冒瀆するの言語を用ひ、又はキヤソリツク教にて尊崇せらるゝ人或は物を汚辱するものは百乃至三百リラの罰金を科せらるゝのである。

家族生活の神聖を防衛するためには法は更らに峻烈を極めてゐる。姦通及び蓄妾は三年以内の禁錮を以て罰せらるゝのである。若し有婦の夫が一女子を誘惑せる場合には六月以上三年の禁錮に處せらるゝのである。

尙ほ他の改正にし、特記すべきものは、次のようなものである。誹毀事件の被告は原告の起訴の理由とした事實の眞否を証據立てる權利を有つてゐないのである。スリの有罪判決を受けたものは十年の禁錮に處することができるのである。債務を辨濟せざるものは、その惡意が明かに証據立てられた場合即ち、豫め辨濟をなさゞるの意志を以て債務を負ふたる場合には二年以内の禁錮に處せらるゝのである。新しい刑法では外國の領土に在つてフワシスト國家に對して相當の尊敬を拂はない外國人に有罪の判決を下すことができるのであつて、その外國がイタリーの土地に財産を所有し又は判決の下された後イタリーに入國する場合、科せられた刑は事實上の結果を有つことになるのである。

以上記した處で、新法典編纂の趣旨精神が大畧知られようと思ふのである。上院も下院も、二三細微な點に修正は加へるかもしれないが、現政府の治下でこの新法律が議會の協贊を得ることは疑ひの存ぜざる處である。

The London Times, December 1, 1927

Crime and Science

科學と犯罪

「しかもかゝる精神欠陷者の階級――殆んど凡ての犯罪者はこの階級から出るのであるが――の產兒率は最も優秀なる智識階級のそれに比して五と一の割合なのである。」とは、米國シカゴ市裁判所の精神病研究所（The Psychopathic Laboratory of the Chicago Municipal Court）の長たるドクトル・ウヰリアム・ヒツクソン氏が、幾度か夫と子とを棄てゝ飲んだくれの破戸漢（バム）と出奔した二十八才になるシカゴの一婦人を氏獨特のテストにかけて診査しその精神缺陷を發見した際に述べた語である。

御存じの如く、米國のシカゴ市はアメリカのクライム。キヤピタル（犯罪首府）と呼ばれて、殺人強盜を職業にしてゐるガング（黨類）が公然横行して憚らない都市である。そのためでもあるまいが、ヒツクソン氏の長たる玆處のラボレートリー（研究所）の犯罪及び變態心理のクリニツク（臨床實驗科）は世界最大のものだと云はれてゐるのである。過去十二年間に玆處のクリニツクで實驗された犯罪者は已に四萬人に及び、それ等の反社會的な不適格者の履歷、遺傳、身体構造、神經、情緒、智力等の研究にはあらゆる科學的方法が使用されてゐるのである、とはヒツクソン氏の誇り顏に語る所で、最近、氏は、「科學は將來の犯罪者を看破するを得るや」（Can Science Detect the Future Criminal in the Child?）なるパンフレットで、次の如く報告してゐるのである。

「玆處のラボレートリーに於て得た我等の經驗によれば、犯罪者はその幼年時代に於て確實にその將來を看破し得るのである。であるから、彼等を社會より隔離することは彼等の孫等よ

り社會を防衞するを得るのみならず、更らに重要な事は、彼等の種屬の生殖を防止することができようと思ふのである。此の研究所ではこれまで幾多の少年を診査して、隔離しなければ將來きつと殺人をやると確實に豫斷したのであるが、然し、現在の不完全な制度では、彼等を隔離する方法がないので、生長の後彼等は我等の豫斷した通りに實際殺人をやつたのである。」

ヒツクソン氏は、また　犯罪者の研究の結果は、環境よりもむしろ重きを遺傳に置くべきものであることが分明になつた、と曰うてゐるのである。「若し假りに精神缺陷者の一群を取つて之を上品な隣保の間に置いたとしたら、三ケ月たゝない内に其處を立派に一箇のスラム（賤民窟）にして了うだらう、」と氏は主張してゐるのである。氏は更らに進んで、

「余はシカゴの或る屈指の富豪の一家に養はれた一人の男の子の犯罪記錄（レコード）を現在持つてゐるのであるが、此の子は學校は元より仕つけの上品な教養の深い家庭（ホーム）から受けるあらゆる利益を享けてゐたのである。しかも、彼は强盜になつてしまつたのである。强盜窃盜幾回といふことを知らず、終には自分の子のように愛してくれた養ひ親の物までぬすむようになつたのである。彼は生れて六ケ月目に養ひ取られたので、見た所別に變つた所もなく普通の健康な赤兒だつたのである。だが、その父は仕樣のない飲んだくれで、母は賣淫婦（プロスティチユウト）だつたのである。彼の置かれたその申分のない環境も如何ともすることができなかつたのである。彼の受けて來た遺傳が始終彼を支配して、終に破滅に至らしめたものである。生長するに從つて彼れは眞面目な人達と接觸するのを避けるようになり、掏兒や窃盜の仲間に入つて行つたのである。或る娘が彼を改心させようと思つて彼と結婚したのであるが、改心處か、すぐと養父の富有な友人の家から寶石を盜んでウエデイング・プレセント（女嫁への贈物）としてその女に與へた位である。彼は今は刑務所へ入つてゐる。」

ドクター・ヒツクソンは最近米國ミシガン州のバツトル・クリーク市で開催された第三回の民族改良會議（Race Betterment Conference）で、純粹な科學的方法に基いて犯罪問題を處理せんとするの方策について演說してゐるが、今會議の報告中よりその演說の梗概を玆に揭げて見る。氏は述べて曰く、

「今迄の行刑方法は失敗した、といふのは予の確信である。とはいふても、誤解されて困るが、余は犯罪及び犯罪者に對して譯のわからないむちやくちやな感傷主義を持つてゐるのぢやない。犯罪者に對して人情のある處遇をするのは可いが、智解を欠いた好意は無益であるよりもむしろ有害となり、往々にして事實上有害であつたのである。必要な事は先づ第一に蒙を啓くことである。迷

蒙を啓くことができさへすれば、犯罪者に對する憎惡や報復などといふ愚なやり方は直ちに消滅してしまうのである。吾人の蒙を啓いてくれた科學的智識は、犯罪者を自由に社會に留まらしむるの危險不利を明かに保證し得るのである。

行刑制度の一切の機構が不完全であることは、日々に犯罪の增加するので證據立てられてゐるのである、是れ余が現在の制度の失敗したりと曰ふ所以なのである。物の道理の分明かつた人ならば何人も、社會の重大な眞劍な問題は犯罪を防止するに在つて、單に「目には目を、齒には齒を」報ゆるの問題ぢやないといふことを拒むものはないのである。犯罪を防止するについて第一に考慮すべきことは、犯罪の原因の研究である。

我が研究所では十二ケ年の間四萬人の犯罪人を診査して來たのであるが、之に由て得た基礎的な決定は次の如くである。即ち、

（一）　犯罪者は身体の組織上缺陷のあるものであつて彼等を改善することは不可能である。

（二）　犯罪者を出す精神缺陷者又は劣等者の階級は概して正常優秀なる智能を有するものよりも產兒率が遙かに多いのである。而して近代的社會の生活組織は、特に物資の潤澤なるアメリカに於ては、往時よりも一層多數の智能劣等者及び生活不適格者をして容易に生存し生殖せしむるのである。

（三）　この結果、惡しき遺傳は益々蔓延し、善き遺傳は漸く衰微し、社會は終に多數の不適格者の優勢に脅かさるゝに至るのである。

この三つの結論は確乎として動かすべからざるものと思ふのである。

是に於て、犯罪を防止し社會を不適格者の跋扈より救はんとするに當つて、科學は推奬すべき二つの方策を有つてゐるのである。

（一）　犯罪を行ふ機會を有つ以前に先天的缺陷者を隔離せよ。

Segregate congenital defective before they have an opportunity to commit crime

（二）　缺陷者の生殖能力をして不能ならしめよ。

Make it impossible for defectives to reproduce their kind

已に今迄に、わが國の人口の二パーセントは缺陷者であると曰はれて居り、且つ、統計によるとわが人口の約二パーセントは犯罪者であることが示されてゐるのである。調査の結果この二パーセントは固より相關的のもので符合してゐるものではないのであるが、二パーセント

たることは等しいのである。而かも、この二パーセントは現在わが國の尨大な租稅の約三十五パーセント以上を吸收し、人口の他の九十八パーセントを二六時中斷えず不安ならしめてゐるのである。犯罪者は犯罪を累ねて已まないのである。彼等は改善不能（インコリヂブル）なのである。

永續的にいつまでも〳〵犯罪を繰り返して已まないといふ奇妙な現象を觀ると、どうしても我等は次のような結論に到達せざるを得ないのである。それは、犯罪者（クリミナル）といふものは一種獨別な、普通人とは際立つてかけはなれて異樣な發達をした人間で、只だそういふ人間として考慮せらるゝ時にのみ初めてその行爲が理解もされるし、之に對する防禦の策も講ぜられ得るのである、といふことである。

で、以上の結論を要約して見て、自分は、惡性の遺傳の傳播——語を換へれば、犯罪問題——は人類の今までに遭遇した最も怖るべき危險の一である、といふ意見を抱くに至つたのである。余が科學は犯罪の原因を發見せりと曰ふのは、余は確信を以つて曰つてゐるのである。

この問題はどうしたらいゝのであらうか。若し、吾人にして、人間の箇々に異つた智能の程度に何等の考慮をも拂はないような從來の政治的並びに社會的の制度を株守してゐるのであれば、一事も爲し得ないのである。之に反して、若し、我等が勇敢に問題にぶつかつて行つて政治的並びに社會的施設を改廢し、優秀な才能と精確な智識とをして自由に活動することを得せしめたならば、我等は犯罪より生ずる大害より免かれて、一層生活を豐富にすることができようと思ふのである。

固より、科學者たると普通人たるとを問はず、何人も政治的平等といふものには勤々もすればヒユウマン（人間的）な差別相を逸しがちであるといふ事を覺つてゐるものは、玆に云ふ制度の改廢をどうしたらいゝかといふことについて、はつきりときちんと獨斷的にきめてかゝるものはあるまい。人間の生活といふものは學理上定められた鑄型に頂ぐとあてはまるものではないのである。我等が犯罪を診斷し、爭ふべからざる生物學上の法則を顧慮しない場合に遭逢しなければならない幾多の災害を摘示したのは、科學者として爲すべき仕事を爲したのであつて、自分が政治的並びに社會的の制度の改良に關して建言せずにゐられない所のものは、科學者としてではなく、一生を此問題に捧げて、深くその成行に心を傷めてゐる一人の人間としてなしたのである。これから先きの問題は、自分は、法律學に於て先例の詮議以上に或物を見てゐる法律家に、更らに社會を防衞し淸潔にし進んでは美化せんとすることを希つてゐる有心の男女の方々にお任かせしたいのである。

Literary Digest, March 24, 1928

主任制を論ず（八）

會計主任

有馬四郎助

刑務所の豫算決算及び金錢の出納に關する事務は、恰も一國政府として大藏省を置いて、歲計豫算のことを統轄整理せしむるが如く、是非とも一部門を置かねばならぬのは當然のことである。

會計主任は即ち大藏の衝に當る格のものである、されば又刑務所の給養部として其の重要さは、事新しく謂ふ迄もない、給養部と謂へば、總ての活動の原動力を支へる所のものであつて、軍隊に譬ふれば兵糧部の役を司ると見ても差支へがあるまい。但し其の兵糧部たるや直ちに物資の供給を意味するのでない、否、意味せないでもないけれども、其の又元締めを爲す所の中樞事務であると謂ふのである、要するに軍資金の調達を爲すが如き事務に當るのである。調達の法宜しきを得なければ、積極にも消極にも總ての働きを沈滯若しくは阻害するのである。

調達の法と謂へば、其の必要を充たす可く法令に從ひ、手續きを誤らず、總ての筋道を立て當然の理由を附し、之れを合法的要求として其の向きへ稟請する事務を採ることである。而して又配付せられたる豫算を、合法的に運用し其の仕末を附け、之れを確實に證明することをも其の任務とせなければならぬ。

◇

刑務所の會計事務が、大要斯の如しとせば、之れが主任たるものは是れに關する法令に最もよく理解を持ち、

精通する所がなければならぬ、此の點に其の頭腦最も明晰でなければ、其の事務を活し能はぬのみか、遂に是れを死なす虞れがある。一度これを死なせば其の源涸れて末乾くの類で、刑務全体が萎微して終ふ、のみならず會計の事務紊れて幾多の妄狀醜態を暴露するに到るは必然のことである、故に之れが主任としては總ての法令に通曉する上に、猶思慮周密であり、且つ濶大である可きは素よりのことである。

由來、會計事務に尤も忌むことは杜撰である。頭の杜撰よりして色々の齟齬を出現するのは、多くの經驗が謳ふ所であつて、此の點については事に當るものは勿論、監督の責任ある者が常に苦しんで居る所である。其の經驗に徴すれば議論家乃至多辯家には、兎角實際に拔け目多く所謂杜撰家なる者の多いことである、思慮の深きものは多く議論を弄せない總ての事をよく仕末する者は寡言家に限るもの、樣にも見える、兎もあれ合理的に事を纏めんとするものは、多く考へて尠く語ると謂ふのが一般の習ひでもある、言ひ換ゆれば地味に働く所に合法的整理の行はれるのが事實である。

◇

理想としては會計主任たるもの、豫算の運用之れは必ずしも自ら衝に當るとは謂へないけれども、他の掛りをして活動せしむるための運用は素より其の任であれば、刑務全般を見渡して廣く思慮を回らし、豫算全体の運用をして一般的に行屆かしめなければならぬことを念とし、玆に大なる注意を拂ふの覺悟ある可きである、而して之れがためには親切の心が要る、何故なれば他人の事となると兎角に我れ關せず焉の心に墮し易いものである、即ち之れは親切心を欠くからであるまいか、然り斯る冷淡心は是非とも排除す可きである、況んや豫算の運用は總て自家の間接職域内に屬するに於てをや、茲に於て會計主任の濶大なる頭腦を必要とする所以であつて、總てのものが我がもの、如く思ひやらるゝ樣の氣分にならねばならぬ。是れを之れ察せずして只目前のペン先整理に沒頭するのみを以て本領の如く心得、偶々豫算運用上につき相談杯を持ち掛けらるゝ場合に、何等の共同心も同情心もなくして、徒らに異を樹て議を挾んで擊退を之れ事とする如きは、面倒を嫌ひ手數を脫れるためと見るか、若くは我が立場に勿體を附ける下司根性と見るの外ないとも謂へやう。是等は餘り深く注意せられない事の樣であれど、日常の執務心得としては決して輕視す可からざる所であらう。

◇

會計の主任としては豫算の運用を合法的ならしめ、且つ決算の正確を確保するために、總ての收支計算を最も精密に注意し、之れが監査の任に當らねばならぬ。即ち之れを監督官廳に提出して違法失當の點を指摘糺問せられぬ樣、嚴密なる整理整頓を期す可きである、此の點に於て最大の注意が要ると謂ふのは外でない、先づ良心に鑑みて疚しからざるの處置を採り、誠實に法意に背かざる樣、忠實を旨とすること之れである。此の覺悟と、注意を以て處理した事務については、所謂俯仰天地に愧ぢざるの精神を以て、何處へ迄も高踏濶歩するの勇氣あらねばならぬ、故に時に或は解釋の相違よりして推問抔受ける場合なきを保せないのであるから、此の時に當つて狼狽することなく、正々堂々意見を主張し、以て相當の決定を俟つ可きである。

凡そ檢査を受ける際抔狼狽して邊幅を飾り、瞬睹なる手段を弄するが如き、最も見にくき醜態を演ずる程刑務官として愧づ可きことはない、行刑上の原則としては總て公明を主とするのであるから、是等の場合に於て徹頭徹尾非々是々主義を守持す可きは論を俟たぬ。然るに纖面皮にも、若し誤間化しを敢へてするやうでは刑務所の品位を根本から覆へすことになり、神聖なる刑務事業に對する大なる反逆と謂はずして何であらう、古來監督者は怖いものとのみ思惟されてゐた、何のためであるか、謂ふ迄もなく夫れは疚しい所あるからであるまいか、且つは疚しくなくとも無理難題を謂はれて、長いものには卷かれるの苦しさに堪えず、其の難を脫れんとの意味もなかつたではあるまい、舊時は今是れを論ずる場合でない、而して今は全く其の必要なきに到つたのである。

◇

過ちを改むるに憚ること勿れ、とある如く、人間如何なる場合にも過ちを免れぬ、故に必ずしも過ちあるは大した恥でもないが、乍併之れを改むることを知らず苦だしきは之れを蔽ひ隱し、表面をつくろはんとするに到つては、即ち虛僞の罪を犯すものであつて、大なる惡事と謂はねばならぬ。

會計事務の整理運用のことにしても、過ちは過ちとし之れを改むるに憚ることなく、公明正大に事を處するに何の疚しき所があらうぞ、若し不仕末あり責を負ふ可きであつたら、男らしく泰然として之れを甘んず可きであるまいか、斯の如くにして事務の改善進歩が始めて期待し得らるゝ譯である。勿論人情として實際は謂ふ可くして行ひ難き事であるは明かなる所であるが、そうかと謂つて公正である可き刑務の官吏が、之れに藉口して平氣に之れを敢へてせないのは、到底許す可からざることである、宜しく嚴密に是等の點に猛省奮起する所あつて然る可きでないか。

會計は何處迄も元締めの役目である。譬へば扇の要に當る様のものであるから、之れがシツカリしてゐなければ、全體に忽ち緩みが生じて根本より破壊の虞れがある、而して月々豫算差引簿によつて收支活用の實地については、作業なり用度なり常に之れを瞰んで居らねばならぬのであるから、自然其の手許に差引の扣簿なくてはならぬが、乍併元締に於て之れが大體の差引は常に正確に記帳せられなければならぬ、然かして之れを睨みつゝ會計主任は過不過の調節を圖り其處に油斷のないやうに專ら意を注ぐ必要がある。

領置主任

收容者の領置金品保管並に出納の事務は、多くは會計主任の兼務になつてゐるが、之れは人繰りの都合にも據らんかなれども事務の性質よりして會計主任に兼務さするに都合のよい所からでもあらう。又事務の分量よりしても恰度會計と兼務せしめて差支へない程度であるも一理由であるかと思はれる、何れにせよ特別の刑務所は別として、普通の刑務所は兼務を最も便利なりとすることは、異論のない所である。

領置の事務は實質から謂へば餘り復雜多岐とも謂へないが併し精神より見れば頗る重要味のあるものであつて、詰り收容者の所有權の保障を任務とし、又は其の權利の行使に係る事務を採るものであれば、其の一舉手一投足は悉く其の權利の消長に關係するものと謂はねばならぬ、從つて其の事務の正確と不正確は忽ち刑務所の信用に係り、刑務所の信用如何は又國家の夫れにも關係せないことはない、況んや現實に國家は損害の賠償の責に

任ぜねばならぬ場合もなしとせぬ。斯様な點より見て領置の事務は又實に忽諸に附す可からざるものであるや知る可きである。

凡そ權利の尊重は、道理の然らしむる所であるのみならず憲法の定むる所である、而して嚴密に謂へば權利の尊貴なることは金錢を以て定むることの出來ぬ程、所有者の愛着心は大なるものであつて、此の愛着心を不親切なる取扱のために幾分にても損傷せらるゝときは、精神的の損害や又甚だ大である、國家は即ち左様な意味合ひをも斟酌して之れが權利を保障す可きは理の當然であるから、さればこの事務に當るものは、假令一筋の手拭ひ又は一枚の紙片と雖、其の取扱者は丁寧親切にす可きは素よりのことである、領置主任たるもの亦頗る思慮を密にして注意を行き屆かしめねばならぬ。

◇

事、細微ではあるけれども、例へば靴や下駄の手入れ保管法、若くは領置品の虫干や洗濯や抔の行き屆くと否とによつて、感化上に甚大の影響を及ぼすことは實務者の疾くに經驗する所である、從つて行刑の實實嚴正を知り刑務所の權威に服することと決して少々でないことも事實の證明する所である。其の反對に若しも是等のことに不注意であり、放任である場合に於ては刑務の全體を侮り、行刑の眞面目を疑ふことになるのも、亦決して見逃す可からざることである、元來斯る小事によつて意外にも大なる信用を來し、又は失することになるのは、多く人の氣付かざる所であり而して寧ろ大なる事によつては、餘り多く信用に關係せざることに氣付かざる風情もないでないが、此の邊は宜しく當事者の鑑る可き所であらう。

執務上の親切は總てに通じて必要欠く可からざるものであつて、殊に領置物品の保管の如きに對しては兎角に打つちやり放しになり易いのであるから、茲には特別に親切心の必要を認むる所以である、親切心此のものある が故に、夫の事務に精神が宿り精神のある所必ずや何れにか感應する所のないことはない、彼等收容者が信用を刑務全體に置く所以のものも、全く之れがためであることを忘れてならぬ。領置物品の取扱の如きは何れかと謂へば日蔭事務である、日蔭の仕事は晴れの仕事でない、即ち餘り上官の目にも止らない仕事である、であるから

若しも親切心なきに於ては、どうしても不行届に成り勝ちである、之れは人情の自然と謂つてよろしい故に主任として責任の重きは此の邊の監督指導にあることを深く念とせなければならぬ。若し主任の足が領置藏の閾をまたげること甚だ稀なるか、若くは絶無であるようでは、領置掛に其の生命が失はれたるものと謂はれても致し方がない。

◇

領置主任は收容者の諸願に關係をもつこと、甚だ大である、然も夫れは最も彼等の利害に關係することの大なるものである、これに接するに當つて何處〳〵迄も親切を以て取扱ひ假初にも面倒くさがる態度があつてはならぬ、領置主任は彼等の諸願に對しては常に親切なる世話役の態度がありたい、親切なる世話役の態度があつて始めて彼等は納得し、甘んじて其の刑に服することにもなる、少しでも其處に不滿があれば其の不滿は行刑の全体に及び、常に不平心を抱いて何等の敎養感化にもありつき得ないのである。此の點は決して輕視してはならぬ、斯くて領置主任は或る意味に於ては彼等の相談役にもなり、物品の購入宅下又は釋放前の身廻り仕度抔、適當に心配し適宜に世話して適當の滿足を與へねばならぬ、されば彼等は感謝を以て長く刑務所を德とし、眞人間としての生活を續け得るものとなることも明かである、謂はゞ領置主任は一家の主婦の如く、又は多くの子供の母親の如く彼等の身の上の世話に止まらず、社會へ送り出す場合の母親の如く、其の前途を祝福してやるの親心があつて然る可きであらう。

（未完）

◇行刑の目標◇

常盤敏太

（一）

事實の世界に於けると同樣觀念の世界に於ても近來頓に刑罰執行は宏汎な領域を占むるに到つた。犯罪者の改善と謂ひ、敎育と謂ひ衞生作業と謂ひ更に釋放者に對する保護事業と謂ひ世界は擧つて視聽を之に傾くるに至つたのである。

然しながら人類とその發祥を同時にすると迄極論されてゐる刑罰がその當然の實行に關しては一顧も與へられず近世に及び、其の重要性が認められるゝに至つたのも年次他の近世諸科學の研究に比して極めて短少と謂はねばならぬ、その之に注目し盡粹した大人物も東西甚だ多からざるを遺憾とするのである。

漸くジョン、ハーワードを迎へて以來監獄改良の聲は社會の重大問題と化す萠芽を伸し初め徐々に世の視聽を集中するに至つた。當然の結果ではある。

人權宣言佛國革命によつて世はその犯罪者のマグナカルタ（Magna Charta）——罪刑法定主義——を確立し得た、忽ち刑事立法は世界を風靡した、然し實は之は犯罪者のマグナカルタ（magna charta des Verbrechers）ではなかつた。當時は一度犯罪者と事が決まつた以上決して未だマグナカルタ（大憲章）が許されてはゐなかつたのである、獨逸學徒の所謂犯罪者の大憲章（mgna charta des Verbrecherr）は之を嚴密に謂へば被告人の大憲章（m. ch. d. Angeklagten）であらねばならぬ。法律に定められた

刑以上のものこそ言渡すことは出來なかつたとはいへ、一度刑の定まつた犯罪者或は被罰者のマグナカルタは世人の夢想だもせない處であつた、それが自由刑の言渡を受けて一度刑務所の高壁の下に位ち入つた者は其處では全然人權から離れた骸でなければならなかつたのは極最近迄の有樣であり、誰人も之に就き疑を挿し挟まなかつた。その秩序、規律、清潔作業を一見した丈けでハワードを驚嘆せしめた、オランダの監獄もハワード自身による英本國の監獄改良の後でも將又最近その整備を誇る白耳義國の獄制に於ても囚人はその自由と共に凡ゆる自己の內に保有する殘有物確保の權利を主張することは許されてなかつた。極論すれば囚人には最後の息を除いては何等の防禦をも許されてゐなかつた。偶々溫情と優遇が施さるゝとするも勿論囚人達の權利ではない、囚人が有する保障それはヒステリー主婦の前の下婢の樣に各瞬間にどんな雲行きに變つて行かうと最後は沈默と服從とが殘されてある許りではなかつたであらうか。

唯此の間にも人々の注意は『囚人のマグナカルタ』をチグハグの觀念の折合であると感じない迄に進歩しつゝあつた、現に獨逸では現行刑法の制定せられた時に監獄法の立法動議ある特別の委員會の設置にまで進運した唯その結果は千八百七十九年の統一獨逸行刑草案として殘さるるに止まり之が制定と共に支出するを要する六千九百万馬克の財源捻出不可能の爲めにその機運を失したのは殘念なことと謂はねばならぬ、今日再び全然裝を改めた千九百二十六年の一般草案を見るそして其處には過去半世紀の間に如何に大なる行刑の進歩があつたかを覗ふ事が出來るのである。今日社會組織に於て立法は過去の人權宣言時代の舊套に被はれた歷史的遺物と化しつゝあると謂ふ人があるかも知れぬ然し我々は今日罪刑法定主義の有した意義を其の昔の儘に認むる事はせないまでも立法そのものを全然否定せんとするのではない。從つて我國が各國に率先して千九百八年之が立法に成功し世にその範を垂れ得たことは誠に欣快とせねばならぬ、更に我が行刑當局努力の結果躍進的政府行刑草案の發現を見、我等の共に行刑前途の多幸を祈るものである、勿論立法がその被覆を文化の進運と共に取り替ふべきは冗言を要しない、法律學が科學として存立することを得る唯一の途は先驗的な法律を前提とすることは勿論であるけれど之を我等の法律學たらしむるには常に社會的のものとして維持するにある、此處に私は一法律學內に於ける立法と解釋との對立を見る之は同時的に先驗的法律學的諸原則の肯定であり又否定であるかも知れぬ然し法律がその時と所とを伴つて見るとき絕對であり硬性を有する事は決して怪しまないそして此處に法律の存在を認むる然し時と所とを異にして、法律の進化を認むることは決して前者との對立或は矛盾を意味するものではない。概念法學にしろ自由法學（社會法學）にしろ文化科學としての法律學が……その方法論の差こそあれ……文化を內容とし背景とすることを拒むことを得ないのは同一である。兩者は相背反する思想であること勿論ではあるが然し一の成立は他の成立を全然否定するものではない否一を否定する論理は他をも亦否定する論理そのものとなるのである。自由法學が法律を破壞するものでない樣に概念法學は法治社會を排斥するものではない、此處に立法の意義と法律學としてのその解釋が存在する、唯自由法學が社會を見ることの急にして法條の破壞により法律を無視せざる樣概念法學が法條を維持するの急にして『惡法も亦法なり』と曲言し以て法律の存在意義を危からしむることなき綜合統一を必要とする、於此自由法學も概念法學も文化と共に社會が新たに生み落した一法律學研究の對象を同一にし得るのである、曰く不定期刑曰く行政改良曰く育成思想等之である。

而して此處に法律界に於ける晩生兒、刑罰執行法を顧る眞の犯罪者又は被罰者の大憲章（マグナカルタ）はその各條文の下に如何なる內容を包藏して居るであらうか、行刑法が同じく法律である以上解釋を拒むべき理由がないと思ふ我々は此の法が祕藏する源泉を社會と共に酌まねばならぬ。今私は法の內に之が解釋實行者は如何なる立場を見るべきかを考へて見度いのである、そして此の立場を充すべき者は裁判官や檢事や司法警察官の樣な法律家でもなく、又リストが病院ト監獄とを同視したにも拘らず醫療の研究を遂げた醫學博士でも又迷へる羊や小羊等を導く牧師とか僧侶でもない、他の新なる專門的地位職務に養成せられた者を此處に見出すべきであることを述べて見度い。

（二）

獨逸のミュンスター刑務所のコイラー博士は『法と生活』紙上で天職としての刑罰執行勤務を力說してゐる、彼の謂ふ所に依れば凡そ天職とは客觀主觀の兩要素を必要とする前者は『偉大な重要なる任務』であり後者は『全力を傾注して此の任務を遂行する全人類の獻身』である而してコイラー博士は刑罰執行を天職（Beruf）なりと斷定し刑罰執行が偉大な重要なる任務をそれ自体に有して

ねることをその仕事の内容より論結して居る。

扨て私は最初に刑罰執行官吏の仕事を簡單に觀察して見やう、コイラーも亦言つてゐる樣に之は外觀者の立場から執行官吏の行爲を評價するのに重要なことであり夫にも優つて行刑當局者である執行勤務者自身及び執行勤務者となる爲に教育を受けて行かうとする人々に何處に自分達は自分達の一生の任務を負ふて立ち……何等自惚れる譯ではないが……疑もなく刑罰執行は文化の要素の一つであるから自分達も亦到る處でこの文化要素の支持者として見做されてゐるものであると謂ふことを知らしむることになるからである、刑罰執行者の立場を知らんとするには當然のことと謂はねばならぬ。

彼は言ふ如く全歷史を通じて存在を維持して來たもの〳〵一つに刑罰執行が數へらるゝのは言ふ迄もない事である唯時にその時代々々の文化と共に刑罰執行が岐路に立ち入つたことのあるは私が先に述べた通りである。

然し今日に到つては此の刑罰執行が國民再建に如何なる貢獻をするかは改めて論述する必要なき程明白にされて來た。私は此處にその内容や私の意見を述ぶるのが目的ではない然しコイラーをして言はしむれば此の時代を背景とする意義を離れて現今では先づ最初に國家的設備

――即ち被罰者收容所――を此の刑罰執行の爲めに何は措いても最先に用意してからの問題である、何者刑罰執行程直接に國家を保持することに役立つて來たものは外にないと言つてもよい位であるからである、之一には國家の存立を危からしめ國家の權威を沒却せんとする分子高壁の下に隔離し二には此の刑罰場の内部で多數の國民が合法的生活に育成せられつつあるによる。

刑罰執行及び之と相關連して居る保護設備を外にしては社會に國家權力の直接維持に重要な役目を演じてゐるものはない。私は之を刑罰の第一の特性と見るのである言ふ迄もなく若し人が刑罰執行をその土臺から根こそぎに只の一日でも取り去らうものならば直ちに社會的渾沌は無條件の結果として招致せらるる、現今の法律生活の下に於ては一般の人はその犯罪者に就いて次の數々の考慮を煩はしたことはあるまい、毎日毎日警察官吏が市井で集めて來ては之を未決監の中に押し込むる如何に多くの犯罪者があるか、又國家豫算の非常なる多額をつぎ込んでも常に財政上の困難より刑務所建築の完きを期するを得ず、古い刑務所では勤務に如何に困難を感じて苦しんでゐるか、尙その收容された在監者の爲人は如何なるものであるか、其際、其の局に當つて見ると收監された

者は唯惡性と狡猾性とを持つて刑場に入つて來るとしか思はれないのでありそれ故に最も練達した經驗に富んだ官吏が屢々當惑して施す術を知らなくされる位である。其れ故に多くの刑罰執行に掌つてゐる官吏達は刑務所内の教育とか改善とかを論じてある時流の論說や著書を懷疑的な微笑を以つて迎へる之れは決して無理からぬことであつて在監者の教育事業に當つて改善の目的を達する爲には失敗しても〳〵常に倦まず繰り返し〳〵在監者の前科數犯と謂ふにも拘らず同樣な理智と忍耐を以つて之に從事して行かねばならぬからである、行刑官吏は叫ぶ知る人ぞ知る、一体如何程の精神力を要するものであるかと。コイラーの語は簡單である然し彼の切切の言は如何にも多くの諷刺を示してゐるではないか、私は之を疑ふ事は出來ない彼は更に力を籠めて此の項を次の如く結び時々刻々官吏に對し風を變へ樣をかへて乘りかゝつて來る反擊が刑罰執行勤務及び之が呈示する困難の如何なるものかを完全な觀念に迄作り上げるのである、之でも世人は刑罰執行官吏達が直に自分等は占領せられた、砲壘の奪回戰に死者狂ひになつてゐるのだと信念するのを不可思議に思ふ余地があるであらうか。

（三）

扨て刑罰執行の第二の本質的特性は今日理想の多量をその内に包含し採用してゐることである。否理想主義の極度を酌み盡してゐると謂つてもよい裁判所の法廷で如何にも美事に判決の中に織り込まれた人間味とか時に人間味を盛り過ぎたと思はるるものが高壁に圍繞された刑務所の内に來ると初めて他の形態に同化する、此の人間味に或る一種の生氣が附いて來るこれは刑罰執行に掌ねし体驗したことのない局外者には一寸了解出來ないものである、常に犯罪者を客觀的對象として研究して行く自然科學的研究者の到底想到し得ない所である、最近白耳義のデュクペティオー(Ducpetiaux)の天才的整齊組織能力による行刑制度はそれが余りに軍隊的訓練に見る表面的外皮的のものであつて往々犯罪者即ち受刑者を直接考察の目的に置いてないとの攻擊の下にボエルエジェ及びウイーゼ兩教授の年來の主張犯罪者の人類學的研究は此處に一部の成果を見て一、九二〇年五月三十日の勅令により白耳義國刑務所内に人類學部が創設さるゝに至つた、勿論之等受刑者の科學的研究によりその育成思潮の達成に資することは甚だ多とせねばならぬ、

然し此の分析綜合のみ事とする自然科學的研究方法が忘逸し勝なのは社會學的有機体の要素と要素との間に發生する各獨特の關係……生氣（Leben）……である一方確實な嚴重な機械制度監房組織及び之を運轉する聰明な献身的官吏を有し他方收容される犯罪者の精神及び肉体に關する人類學的研究がなされつゝあるも之に生氣を附與するは犯罪者の更生的劃期的業務擔當者にのみ委するの外はないのである。

コイラーは此點に干し彼の實務的經驗に基いて次の如きことを主張してゐる。感情移入能力を一般に心理研究の一條件と稱してゐる、他人の精神過程の中に移入し得ない者は決して役に立つ心理探究者とは成り得ない。而して刑罰執行作業はその根本に於ても心理學的……（勿論ヴイント及びその學徒達の樣な純粹自然科學的研究による心理學ではない此の自然科學的研究方法による心理學については今日獨逸内に學問それ自体としても非常な反對があるキール大學のトエニース殊にその弟子バロン、フオン、ブロツクドルフの如きがそれである）……に組織されなければならぬものである故刑罰執行官吏は感情移入能力なくしては非常に僅々の結果しか得られないだらうとの主張に誰しも反對することは出來ないであらう。若し强いて反對する者ありとすればその者は刑罰執行改良の意味をも解しない者とせねばならぬ、何者犯罪者の改新は轉化（Wandlung）によつてなさるるものであり此の轉化は感情移入能力なくては單に抽象的論理に止まるに過ぎぬからである、約言すれば此の轉化は人から人への置換（Umstellung）である、人或は此の置換を革命の生産物と見或ひは之を歷史哲學的に考察するならば戰爭が齎らした社會的震感の必然的結果と見るとするも……兎に角その置換の行はるることは事實であり且つ多種多樣の形式に於て現はるゝ公共的生活を支配してゐるのは爭ふことは出來ない。

私は次に行刑官吏執務心得に就て獨逸司法省の訓令を拔書して見やう……

刑罰執行は刑務所長始め凡ての執行職員によつて全然新たに根本的に改革された囚人に對するその地位の解釋がなさるることを要求する……就中刑罰執行官吏たるものは次の事項を忘却してはならない、刑罰執行官吏の勤務は規定された注意丈けでは之を完ふすることは出來ない、一度墮落した人間を再び向上せしむる刑罰執行官吏の最高の任務に對しては單に刑罰執行官吏が自分達の行動を心から沸き出る溫い人間愛及び隣人愛の心で充すときにのみ正當にその身を處したと云ふことが出來るのである。（註）

斯くして獨逸に於ては刑罰執行の實現者に對し最高の

見地からの根本的要求が形成されてゐる譯である。

（四）

上述したコイラーの所謂新らしい地歩より見ると今日迄は犯罪者に對し何物かを與へ損じて居ると信ずるのは全然無駄な心配であらうか、之所謂權威である、我々が今日迄徐々に熟知して來た所によれば權威と云ふものは優者と服從者との間の鰐隙が廣まつて行けば行く程外皮的には概して增大するものである。然し内部的には實質内容を失つて何かの切掛によつて秩序が攪亂さるゝや否やその外皮的權威は崩壞するものであり、サーベル（帶劍）の音や其他之に類似のものをガチヤつかせて强制した權威は常に怪しいものである、勿論權威は各個の場合には最後の理由（ultima Ratio）を意味することが出來るし又現實にやらなければならぬものではある、然し原則として眞實な高尚な人類愛によつて感化された人格は一の雰意氣を作り出し此の雰意氣内に於ては無法者は自ら孤立せしめらるると。

藝術及び人類の『如何』を取扱ふて行くことは非常な長い間の實務的經驗によつても又教育科程によつても實際之を習得し終せるものではない、クローネは刑務所長の決して養成することを得ず唯發見さるべきものだと云ふ意見を有して居た、此の言葉を以つて此のプロシヤ刑罰執行の指導者（メントール）は如何に刑務所職務の内部組織に非常な天分を有する人士を求めてゐるかを諷刺してゐるのである。

（五）

私は大体刑罰實行者の規綱であり受刑者のマグナカルタである近代行刑法の立場を略述した。そしてクローネと共に一應は刑罰執行官吏が如何に天分によることの多きかを是認した。然し乍ら我々は今日此等天の惠む麒麟兒のみを拱手して待つことは出來ない、之天才と雖も教育と經驗により初めて其の職務的完全性を充すことが出來るであらうからである。

扨て然らば一体何人が刑務執行勤務に任命せらるべきか。醫者は如何、僧侶は如何、然らずば法律家であらうか。此の刑罰執行と謂ふ職業類型が大學の一科に於て通常他の法科理科文科等の樣に準備されて行くものと假定すれば前述の專門家の智識は單に準備の中に期待してゐる任務範圍の一部を成すに過ぎない。確かに在監者は自由人よりもより多く醫者を必要とする、然し精神病者の比率は刑罰場に醫學專門的に養成された力のみを重要視

して醫者から刑務所長を採用する程高いものではない。リストが刑務所と病院とを同視したのは手段を諷示したのではない、刑罰目的の方向を暗示したに過ぎない、僧侶は在監者の指導には特別に適任であるかも知れない、但しこれとて刑務所内に於かうべき仔羊や羊のみ居る場合に限る、法律家は刑罰執行は自分達の責任だと解するかも知れぬ、何者刑罰執行は刑事手續の連續であり從つてその本來の領分即ち分課であるからである、少くとも今日迄は左樣看做されて來たのである。

抑〻刑罰執行は既に述べた樣に在監者に對して新らしく根本的に變改された地位を理解することを必要とする。此の變改と云ふのは次の中にその根據を有して居る即ち刑務所に於ては犯罪行爲は犯罪行爲者の後方に置き去りにされてゐる、勿論之は全然犯罪行爲を沒却する爲ではない寧ろ犯罪行爲者の心中にその責任の重大さに對し自ら了解力を覺醒せしむる爲であり又その者の意思力を贖罪としての刑罰を受けこたへ得る程度に强からしむる爲である、犯罪者の心中に覺めた刑罰意識こそ改善の第一步でなければならぬ、斯くて此の目的遂行は刑務所長にとつて一の純倫理的心理的役目となるのである兎に角一つの大きな行政技術を要する設備に圍まれてゐる此の行刑機關の經營の中ではあるが法律家と雖も恰も執行官吏候補者の如くイロハから教育せられなければならぬ、其處で法律家だからと謂つて直ちに無條件で刑務局長に任命さるゝことは出來ないと謂ふ譯になる、コイラーの言を借りて尙一步進んで主張することが出來るのは正に法律家殊に檢事から移つた者で法律の不撓的重さが心中に膏着した者には上述の事情は最も困難となるのである。

斯くて刑罰執行勤務に伏在する特性に副ふには刑務所長に一の特別職業形式として烙印を押すより仕方がないのである、結局此の特別職業形式は全然個性的な特性と充分に規則で定められた教育とを必要とするのである、我々は今日古い所から全然新らしい所まで凡ゆる職業各〻の類別に對して截然區別ある養生過程を有してゐる之は單に刑務所長の職業に對するのみではない。コイラーが警告してゐる樣に最近の刑法改正に際して此の處に見逃してはならぬ大穴が横はつてゐるのではあるまいか。

幸に我國に於ては四十年の長きに亙つて刑務官吏養成所を有して來た、然し刑法及び行刑法政の改良に先ち官吏養成そのものの方法內容年限等につき更に一顧を煩はす必要はないものであらうか、（二、一一、三、）

常設講座

近代社會思想の梗概

（三）

第一インターナショナル

一八六二年に倫敦で、萬國博覽會が開かれたときのことであつた。佛蘭西のナポレオン三世の政府は、一にはそのころ擡頭して來た勞働者の御機嫌をとつて、其運動を緩和し、他面には英國の產業狀態を彼等に視察させることは、佛蘭西の產業啓發のために得るところがあらうと考へて、それを機會に、勞働者の代表を英國に送ることを奬めたところ、富豪たちは、多額の寄附金を據出して、その名案に贊成したので、選ばれた二百名の勞働者の代表は、堂々と英國に乘り込んだのであつた。さうして或る日、英國の勞働組合の首領の茶話會に臨んだ。ところが、その節、兩國の代表によつて話がすゝめられ

一、勞働者の協同の必要

二、倫敦巴里間に通信委員會の設置

が議せられた。

この會合はこの申合の外大したことはなかつたが、之が勞働者の國際的聯盟即ちインターナショナルの濫觴だと云はれてゐる。（但し異論はある）

然し、偶然にこの聯盟が成立したのではなくて、これより前に世界的平和だとか、國際的親善だとか云ふ樣なことを目的とした萬國平和同盟だとか戰爭防止同盟といふ樣な支配階級の聯盟運動の外、一八三四年に、英國に於ては The Grand National Consolidated Trade Uuion 全國總聯合勞働組合が生れ、五十萬人の會員を擁して、勞働者からはその將來に望みをかけられ資本階級や支配階級からは、戰慄され、それが仲蘭西に知れるやナントの勞働團體は之を國際的な聯盟にしやうと提議したことがあつた。然し、この組合はまだ洗練されては居ず團結力が薄弱で、それに支配階級の壓迫が甚しくて初めの意氣も忽ち失せてもろくも二ケ月で解散して終つた。然しからした運動はこの後も、成立は見なかつたが、種々なされてゐたのであつた。

佛蘭西では、フロラ、トリスタン夫人（Mme, Frora Tristan）の如き一八四三年に勞働者同盟 Union Curvieri といふ冊子を發行し、都會の勞働者の國際的聯盟の組織に關する細目を說示し、自ら諸方に講演して歩いた。これは、かなり共鳴者を得たが、夫人はまもなくポーランドで死んだ。その共鳴者は、夫人の死後やはり其宣傳に努めてゐた。

又獨逸の在外勞働者は一八三六年に、正義同盟（Federation of the Just）といふ結社をつくり、本部を倫敦に置いて各地との連絡をとつてゐた。マルクスも、この運動には、多大の注意を拂ひ援助を與へた。而て

一八四七年に名を「共産同盟」と改め第二回には、マルクス及エンゲルスは、綱領起草委員に任命された。このとき出來たのが「萬國の勞働者よ、團結せよ」と云ふ結句で有名な共産黨宣言である。けれどもこの會もやがて、内輪喧嘩が激しくなつてマルクスの排した空想的社會主義となつて終つたので、マルクス等も、手を引いて終つたのであつた。

かくの如く、勞働者の國際的な運動は、徐々に醸成されてゐたのであるが、簡單には、發達しなかつたのである。それが、とにかく、ロンドンの博覽會を機會に、勞働者の代表が相會して、その提携の必要を議するに至つたのである。

×

蓋し、資本家は資本主義の伸展をはかるために國際的に聯盟をする。それは勞働者にとつて不利である。勞働者が、共同の敵として資本主義に抗する以上、必然に勞働者の國際的團結を必要とする。

かくてインターナショナルは生れてくるのであるが、第一回のインターナショナルの會合は一八六四年ロンドンのセント、マルチンス會館で開かれることゝなり、佛、伊、獨、波等の代表が、この席に集つた。

さうして

中央委員會を倫敦に置き、歐州の各都市にその支部を設けることを可決し、その組織のために一般的權限を有するところの委員を任命したのであつた。

マルクスは、之を以て勞働者の勞働運動に關する敎育機關とすると共に、社會主義の宣傳機關に利用することを提議した。

この會は二週間の後總務評議員會議で之を「萬國勞働者協會」と名づけた。

而してマルクスの規約と宣言は、十一月八日正式に可決されて International Workingman's Association の名は世界に歷明されたのである。

一八六五年に、ゼネバアで、初めて、この大會は開催された。佛蘭西、英國、瑞西等から正式に派遣された勞働代表が六十名集つた。

之は勞働者に「初等敎育を施し得た」と云はれる程の重大な會であつて、これを機會に續々加盟者が出來一八六九年には、全部の勞働組合、がこのインターナショナルに加盟した。

×

佛蘭西の政府は、かくインターナショナルの勢力が增大すればするほど狼狽した。そうして彈壓を加へた。

けれどもインターナショナルは、あらゆる國々に於て急速に發達した。その最も顯著なものは英國で、勞働組合は、續々それに加入した。而て一切の改革運動には、薩となり陽となりそれのために力をつくした。併し評議會に對し各組合は、會費の分擔を決議して居ながら支出しないので、つねに貧窮してゐた。

一八六七年には、頓にこのインターナショナルに準據した勞働組合が流行した。

そこへ佛蘭西の巴里に於て、靑銅職工が組合を組織したところ雇主達は、强硬にそれに反對し組合を解散する迄締出を食はしたので、インターナショナルは、英國に激を飛ばし、應援を乞ふたので英國では、資金を巴里に送りその團結を以てあくまで組

合の組織に力添へをした結果、組合員は激增し、雇主は、もろくも敗北して終つた。

このことは、一般に團結の威力を今更のやうに痛感させ組合は到る所に生れて、經濟的鬪爭が激烈となつて來たのであつた。

而て又インターナショナルのこの團結的な運動は從來資本家はストライキに遇ふや外國から安い勞銀で働く勞働者を移入して罷業破りにつねに成功をしてゐたが、今やそれを國際的聯盟によりて不可能にならしめたのであつた。

『ブルジョアは、產業革命以來選ばれた產業の相續者と自ら任じ封建制度の破壞と共に一切の政權を手にした。その巨大なる足の歩みは、だれも之を沮止することは、出來ない。かくて資本主義 Capitalism は、無限へと發展のその歩をつゞけてゆく樣に思へた。そのときはらずも前面におこつた黑い影は、即ち共產主義の怪物であり、その具体的な姿が第一インターナショナルであつた。

今迄、力のなかつた個々の勞働組合が、國際的に聯合し出した。而て、奇蹟職工の問題は、巨人の敗北といふ意外な出來事である。

而てそれはます〳〵團結力をふかめてゆく資本主義にとつては、之は偉大なる脅威であらねばならぬ。

さてこのインターナショナルには、勞働組合を主とするものと、國際的聯盟を主とするものと二傾向があつたけれども、漸次マルクス主義を基調として來た。ところが一八六八年に平和自由同盟を組織してインターナショナルに合併せんことを申込んだ。けれど幹部が拒絶したので之を解散し別にインターナショナルに加入することゝなつたが、これからマルクス一派とバクーニン一派との分裂が生じやがてそれは公然なる爭となつて來た。

そこへ一八七〇年にフランスと獨逸との間に帝國主義の戰爭がおこり佛はさんざんまけて翌年休戰條約が結ばれてチエール內閣が出來たが、巴里市民は之を信任せず勞働者は決然と立つて之に對抗し、その結果インターナショナルの組合主義を否定する巴里コンミユンの手に支配は一時歸したが、まもなくチエール軍は陣容を整へ、いたましい市街戰がつゞけられたのちコンミユンは、遂に滅亡して終つた。

さうしてこのことあつて以來、各國政府は、インターナショナルに對し反動政策をとり出し、英國に於ても組合主義者は、多く退却するに至つた。

一八七二年ヘーグで大會が開かれた。バクーニンとマルクスとの鬪爭はます〳〵露骨になり妥協の余地がなくなつた。そこでマルクスの動議によりバクーニン派の首領をインターナショナルから除名することを可決し、それと共に本部を倫敦からニューヨークへ移轉した。第一インターナショナルは、こゝに死滅したのである。其後の大會は、兩派とも何等の生命のないものであつた。

第二インターナショナル

一八八九年に、マルクス派とポツシビリ

スト派とが、時を同じくして巴里に大會を開いたこれが第二インターナショナルを生んだのであつた。然し第二インターナショナルは、「階級闘爭なるスローガンはブルジョアの平和主義に變り、革命的社會主義は社會改良主義、議會政策となつて終つた」。

而てこの會同は、諸方に於て行はれたがそのうち一九〇四年アムステルダムで開かれたときは、日露間で戰爭をしてゐたときであつたが、今ロシアに居る片山潛氏とロシアの代表プレハノフとが握手して無産階級の友愛を示したのは有名である。

さて、そのころは、資本主義は、いはゆる武裝した平和を示してゐたが、帝國主義が濃厚になつて來て、何時爆發するかもしれない狀態にあつた。この形勢のときに第二インターナショナルは、非戰論の團体であり、ブルジョア平和主義の集團であつた。第三インターナショナルから云はせると、日和見主義で、少數の勞働者の一時的利益のために大衆の根本的利益を無視したものであつた。即ち資本主義が優勢であつたゝめに勞働貴族を優遇しそのために鬪爭を緩和されたのであつた。

而て一九〇七年にスツツトカルトで大會が開かれそのときベーベルの有名な非戰決議案が提出されたがその内容は、「戰爭の危機が生じた場合にはインターナショナルはあらゆる手段をつくして極力之を防止する義務がある、併しそれでも戰爭が勃發したときには速に之を終息せしむるやう盡力し、又戰爭による政治的及經濟的危機を利用して資本家の支配を倒壞せねばならぬ」といふのである。がしかし第二インターナショナルは、初めから妥協氣分が充ちてをり無產階級の精銳は集つてゐなかつたのである。從て何の權力もなく、萬國の勞働者は結合せよと言ひ乍ら夫々自國の資本家の軍門に降り、こゝに第二インターナショナルは亡んで終つた。

而て一九一九年これは再建されたが、もはや大衆を指導することが出來なくなつて終つてゐる。

第三インターナショナル

ロシアのボルシエヴイキ、獨逸の社會黨の左翼分子は一九〇七年ごろから一分派を形成して新しい方向にすゝんでゐた。が大戰が勃發するや第二インターナショナルは、その妥協と無力を完全に暴露したのでレーニンは今こそ左翼派の結合するときなりとその組織に着手した。

而て之は、一九一九年三月にロシアの革命が種子を同じくして巴里に大會を開き左翼が擡頭して來たので、こゝに第三インターナショナルが組織された。而て再建されに第二インターナショナルに對抗し、それが民主々義を以て解放運動の手段とするに對し勞働者の獨裁政治の樹立を根本的な立場とした。

この立場から、かれらは、精銳主義を奉じ指導者の指揮に從つて敏活に活動すべく集權的組織を主張した。之は一九二〇年七月から開かれた會議で決定された有名な二十一ケ條の加入條件に規定されてゐる。而て

「其の旗の下に鬪爭し且つ戰死するに足るべきそれは、世界に唯だ一つある。それは共產黨インターナショナルの旗幟である」

といふのがその標語である。

尙この第二の會議では、毎年一回世界大會を開くことゝなつてゐたがのち改正され、擴大委員會を毎年二回開いて大會を催さなかつた。今年は五年ぶりで大會が開かれる筈である。

このインターナショナルの創立當時は、非常なる光明が先途に輝き、眼前にその理想が實現されるやうに豫想された。又歐州の狀態はそれが決して妄想でないほど不安に充されてゐた。ことに獨逸はその傾向が甚しかつた。けれど獨逸も宣傳の通りに行かず安定した。而てこれは、インターナショナルの組織に或る缺陷があることを認めさせた。そこで、第三回の大會で、スローガンを「大衆へ――」と定めた。「勞働階級は現在守勢を執つてゐる、吾々の標語は「共同戰線」である。

その具体的な對策は

一、右翼の下にある大衆を左翼にもつてくること。

二、右翼の諸組織と共同の運動をなしそのうち右翼指導者の裏切的行爲をあばき大衆を幹部にそむかせること。

三、右翼幹部は共同戰線に應じないだらうから大衆自身の間に共同鬪爭の氣分をつくること。

かくて、精銳主義をうちに奉じ乍ら、第三インターナショナルの黨員は、各國に於てこの共同戰線を實行しやうと努めてゐるのである。

第四回の大會でレーニンは云つた。

「外國の同志は吾々の經驗を同化しなければならぬ。外國の同志は、〇〇的事業の組織、計劃、方法及び要領を學ぶべきである。若し之を行へば世界〇〇の事業は光輝に充ちてゐる」

尙、これまでには、その内部に異端者もあり、又ロシアは飢饉に苦しめられ、資本家の彈壓もかなり猛烈を極めたが、兎に角世界無產階級の運動の中心をなしてゐるのである。

而てこのインターナショナルの手がどこに强くのびてゐるかといふと、對象は、英國であるやうである。英國がことゞくにソヴイエット聯邦に對し挑戰的態度をとつてゐるのはそのためである。

けれども、第三インターナショナルは、積極的な主義を主張したジノヴイエフ等を追放し、今では漸進主義が勝利を占めてゐる。

それで、極左黨は、第四インターナショナルを組織し、ソヴイエットの新政策、對農民政策、資本主義との過渡問題等の戰術に關し絕對非妥協共產主義を主張し其第一回會議は、一九二一年ベルリンで開かれ、英のパンカースト女史なども參加して氣勢をあげたが、まだこの勢力は未知數に屬してゐる。

インターナショナルの會議の狀況などは委しく記載する餘裕がなかつたことを特にお斷り申します。

――森田生

刑務官の妻こして

内助者としての覚悟を醸さぬ様

《二》

豊多摩刑務所長　有馬四郎助氏夫人談

別に取立てゝ申上げる程の事では御座いませんが、何分にも學問もない不束者で御座いまして、此んな事を申し上げてどんなものかと、恥しうも存じますけれど有の儘に申し上げるも宜しいかと、茲に二三の平素の心掛け丈けを申し上げる事に致しませう。

◇

主人は四十年來も勤續致して居りますので、其の間に色々の經驗も致しましたが、何を申しましても主人の心を察して、其のお勤め向きの事に理解を持つ事が第一だと存じまして、其の事に隨分務めて參りました。主人がかねゝ申し聞けます事には、申に入つて居る人も隨分可愛想な者であるが、然し乍此を世話して行く多くの職員方、殊に手足と成つて働いて下さる看守さん達の、お骨折と言ふものも大したもので、其して其のお境遇は隨分お氣の毒なものである。此のお方々が、よく所長と一致して下さらなければ、何事も出來ないのである。故に私の手足の役を勤めて下さる此のお方々に最も尊敬を拂ひ、御同情を申し上げねばならないと申しますから、本當に其ふだと存じまして、蔭乍ら機會ある毎に、お訪ねをしたりお慰めを申し上げたり其の他かう言ふ事に就てお集りなどの御座います時に出ましては、務めて御加勢など申し上げて居ります。

◇

妻と致しましては隱れた働きで、主人の公のお勤めを助けるのが大事だと存じまして、職員方の御家庭の上に御平和が加はり、御安定が保たれる樣念じ上げると同時に、御突際を致すに就て出來る丈け安易に、義理つき合ひなどの無い樣にお互ひ樣に心置き無く致しまして、詰らぬ事で意志の疎通を缺いたり感情を損つたり、其の爲に各御主人方のお勤めの上に、面白からぬ關係を及ぼす事の無い樣に、力を盡して居る次第で御座います。又此等は兎角御主人の身の上やお役所向きの事などに就きまして、妻たる人々迄が彼れ此と噂を入れたり、寄合ひ話をしたり、甚しきは運動がましい事をしたりする事から、此の邊の事で御座いますから、此の邊の事に就きましても、内助者としては其の弊風を釀さぬ樣に、氣を付けて上げる事を心掛けて居る次第で御座います。

◇

主人のお勤めが、何と申しましても根氣の續かねばならぬ事を見ます爲に、此の根氣を失はぬ計りでなく益々此を加へて行く樣に仕向ける事が、私共の大事な勤めだと心得て居るので御座います。其の爲には、食物に注意し體力を增加へる事は勿論で御座いますが、更に精神の上に、慰めを與へます爲には、家庭がよく治まつて、後の心配が御座いません樣に致します事が何よりだと存じて居ります。

◇

刑務所のお仕事は罪を惡んで人を惡まずと言ふ主義で受刑者達を敎育するのが本當であると、主人がかねゝ申し聞けますので私も本當に其ふで無ければならぬと存じて、蔭乍ら同樣の氣持を以て、あの人々を見る事にして居ります。其して會釋放された方々が訪ねて來られます時にも、少しも其のお身の事など思ひ浮べない樣にして、おあしらい致して居るので御座います。



講演

死刑の沿革〔上〕

大審院判事　尾佐竹猛氏談

題は死刑の沿革といふのでありますが、實は日本の死刑と云ふことに就て纏らぬことを雜駁に申上げるのであります。幸ひに維新前後に我國に居りました外國人の撮した獄門と磔の寫眞が數枚私の手に入つて居ます、今日私共が見ましても實に慘酷と思はれるのでありますから、

外國人の眼

には特に異樣に感じたのでありませう。併し死刑と申す最も慘酷なる刑罰は屢々廢止論が唱へられて居るにも拘らず、今日各國に於て未だ全廢するに至らないのであります、之に付ては又存置しなければならぬと云ふ幾多のむづかしい理由もあるのでありまして、少くとも人類が社會、國家を作つて以來長き間に於て如何なる國家に於ても此慘酷なる刑罰は行はれて居るのであります、今日最も文化の最高調を誇つて居りまする各國に於ても未だ事實上に於て廢止するに至らず、或は機械を以て首を斬り、或は電氣を以て之を殺し、又首を絞める、銃殺をすると云ふやうな幾多の方法があるのであります　此刑罰は慘酷でありながらどうしても除くことが出來ぬと云ふ必要は如何なる時代に於ても存して居つたのでありませうが、此ことに付ては多くは昔の人間は人が良かつたから慘酷なこともなかつた、今日は人が惡くなつたから刑罰も殖えたと申しますけれども、是は尙古い思想で一般の論に於ても唱へらるゝ如く、古へを慕ふと云ふ間違つたる前提の下にあるのでありまして、殊に死刑の如きは昔程慘酷である、

文化が進む

に隨つて慘酷を避け、遂には電氣死刑のやうな樂な方法が案出されたのであります。つまり各國に幾多の方法があるのでありますが、要するに今猶

ほ原始的の方法で大した進歩がないのであります、其中でも色々な變つた制度はありますが、殊に極く原始民族のアフリカ邊りに於ては妙な刑罰がある、それを除いては生命を絶つに付ては首を絞めるか斬るか、首と云ふことが第一の問題でありますから、どうも如何なる時代に於ても此刑罰は斬、絞と云ふことが原則になるのであります、そこで簡單に我國のことを述べるのでありますが

我國の刑罰

に付きましては本來の史料は餘りなかつたやうでありますが、支那系とヨーロッパ系のものが入つて來まして、德川時代に於て是が大成して居る、殊に慘酷な刑罰は支那系統、ヨーロッパ系統に屬するものが多い、而してヨーロッパの刑罰の慘酷なる刑と云ふものが、宗教上の刑罰である。是は日本に於きましても切支丹宗徒に對する刑罰が慘酷になつて來たと同じく、何處の國でも宗教上の爭と云ふのは刑罰も慘酷になる、と云ふのは異宗教者は惡魔が憑つたのであると思つて居る、惡魔を追出すのであるから刑は慘酷であります、これと趣は異るのですが精神病の一種の狐憑きの者を誤解して青松葉で燻ぶるといふやうなことも同樣の理法を以て律することが出來ます、幸ひに日本では此宗教の爭は激烈でないのでありますから、歐羅巴の影響を受けたとは申しながらそれ程慘酷ではないのでありますけれども、德川時代に於て死刑の中の一種となりましたる

磔といふのは

ヨーロッパ系である、耶蘇キリストの十字架に上つて居る刑罰が日本に傳つて、時恰も戰國時代の人心の殺伐なのに乘じて彼の刑が行はれた、其以前の刑罰に致しましても總ての文化と同じく支那の影響を受けて居るのでありますが、然らば日本に於て本來如何なる刑罰、殊に死刑があつたかと申しますと、支那のを飜譯して居る史料を除いては殆ど知ることが出來ないのであります、能く國學者あたりが日本の死刑の初めと致しまして素盞嗚尊が八岐大蛇を斬つたとかいふことが

死刑の初め

であると言つて居るが、是は極めて漠然たるもので一のミソロヂーに過ぎぬことを文化史料として取扱ふといふ考であります、少くとも戰爭と刑罰といふのが分離して來るので、一方は死刑である、戰爭に於て人を殺す、喧嘩に依つて人を殺すといふことゝ死刑といふのが　確然たる區別を立つて來るのが近世國家の

建設された初めでありますが、死刑は其初めを戰爭に求めて宜しいのであります、仍て日本も古くから國家を作りました以上は無論色々の刑があつたでありませうが、如何なる方法であつたかは分つて居りませぬが、死刑といふのが始めて表れた記事を拾つて見ますと、西曆三百十三年から三百九十八年の仁德天皇の時代であります、總別王が女鳥王と共に叛を計つて遁れた際に、之を追討せられて殺された記事でありますが、其時將軍山部大楯の連が女鳥王の御手に纏ふてある所の玉釧（今の言葉でいへば腕輪ですな）を取つたことであります、其手に纏つて居られた玉釧を奪つて來て自分の妻に與へた、丁度其時に朝廷に於きましては豐樂が行はれまして、大官の女等が朝廷へ出た、其時に大楯の連の妻が例の玉釧を嵌めて出たのであります、是が時の皇太后の石之日賣命の御目に止つて怪しまれ詰問せられますといふと女鳥王のそれを奪つた、而も自分の妻に與へたといふことが判つて、其爲に大楯の連が處刑せられました　即ち大楯の連と妻は

死刑を給ふ

死刑といふ熟字が此時に始めて表れたのであります、しかし唯死刑を給ふといふことでありますが、如何なる方法であつたといふことは是では明確でないのであります、併しながら既に此時代は大陸文化が這入つて來て居る時代であります、死刑といふ文字を使つて居るのでありますから、少くも支那の影響を受けて居つたといふことが分るのでありまして、支那では刑罰が五大別せられて居りまして、其中の死刑が五刑の中の極刑である、さうして之を大辟と申すのであります、此大辟の中には斬と絞、斬ると絞めると二種があることは明かでありますが、此何れかの方かが日本に入つて居ると見なければならぬのであります、併し此斬るとか絞めるとかいふことの記事は其後雄略帝の時代に至つて始めて表れて居ります、雄略帝の九十三年、西曆の四百六十五年でありますが、大河內直香が御使として胸方の神に遣はされて采女と御詣しました、然るに甚だ不都合にも神前に於て甚だ怪しからぬことをやつたといふのでありまして、天皇之を聞召され、難波日鷹吉士等をして追捕せしめ三島郡藍原に於て執て斬る此時に始めて

斬るといふ

言葉が使はれて居るのであります。それから絞めるといふことは、西曆の六百二十九年推古天皇が亡られて、次の位を繼がれる方が定まらぬ、其時

矯正図書館

代に時の大臣の蘇我馬子の軍が境部臣を攻め、來目物部伊區比をして絞せしむといふことがある、こういふ風に斬と絞の二種の死刑の方法があつた、此以前に於きまして、歴史上では彼の武烈天皇の記事があります、胎み女の腹を裂くとか其他隨分慘酷な殺し方を書いてありますが、是等は果して死刑と言ふことが出來るか否かゞ問題である、或は單なる惡逆なる行ひと見ることが出來るのでありませう、のみならず武烈天皇の記事は朝鮮の百濟王の記事が混入して居るといふことが明かになつて居りますから、あの事蹟を以て死刑の濫觴と見ることは出來なからうと思ひます、日本の歴史と致しましては日本書記か古事記以前には完全なる史實が殘つて居りませぬが、支那の方の歴史に依りますと

北史日本傳 に日本の事を書きまして强盜及姦皆死す、單に死と致しまして、如何なる方法といふことが書いてありませぬけれども、前に述べた記事に依ると斬絞の二種の方法があつたことが分るのであります、それから以後には我歴史には斬ると絞めるといふことに付いて幾多の記事がありますが之を一々申上げることは略することに致します。然らば是等の刑罰は如何なる

實行方法 に依つて爲されたかといふことに付ては詳しいものはありませぬが、其具体的の註釋書となつて現れたのは令の義解、即ち大寶律令が西暦の七百一年に日本に發布されました、其法律は支那系でありますが、それを有らゆる法律學者などの研究した説を發表せられまして、確然たる法律註釋書である、此令の義解が今日の成文法典を解する時の總ての資料になつて居りますが、之に依つて見ると、凡そ大辟の罪を決するには京にある者は刑を行ふの司三度伏奏し、決する前に一度伏奏し、決する日に再び伏奏する、當時の司直の官吏は死刑の言渡しをするに付ては三度上奏する、判決以前に於て一度、それから判決してからも上奏しなければならぬといふことになつて居るのであります、是は元來支那の唐律の方では五度伏奏するといふのが日本では三度になつて居ります、京以外の所は土地が遠隔して居るものでありますから、判決が下る日に三度伏奏する、初めの日に一度、さうして所謂判決した後に再度伏奏するといふことになつて居る、併し犯罪の中で——是から少し日本の

特色の刑罰 になるのでありますが、惡逆罪以上の者は唯一度で宜し、更に此家人奴婢——今日の言葉で

言へば下女下男でありますけれども、或る一派の學說に依りますと日本に於ける奴隷制度と言ひますが、最も社會上の地位が低い者——是が主人を殺した場合には上奏するを要しない、惡逆罪といふのはさういふものですが、惡逆以上といふことになると、其罪は謀反の罪である、それから謀大逆、謀叛の罪、是等の惡逆罪があゝいふ律令時代の法系に於ては重罪として數へられて居る、是は無論支那系統の大辟であります、謀反といふのは所謂今日の內亂罪であります、次は大逆を謀るの罪であります、謀叛といふのと少し違ふのは外患に關する罪、內亂に關する罪といふことであるのであります、それから

謀叛 といふのは所謂外國と通じて內國に兵を起す此言葉が後に色々に變つて來まして、德川時代になると文書を僞造すると謀書、謀判、謀反と區別する爲にボウハンと讀ましたのがさう變つて來た、惡逆罪といふのが尊屬親を殺すことでありますが、是は日本の家族制度に於て最も重く罰して居る、此罪は長くまで刑は變つて居るけれども德川時代まで最も重い罪として居るのでありますが、是等の罪は特に上奏を要しない、今日の言葉で言へば大審院の特別權限に屬するといふのでありませう、此

京都に於て言渡をする際には宮中の歌の司に於ては

音樂を止める といふやうな鄭重な手續になつて居ります、是だけの手續をしても、凡そ死罪を上奏すると雖も、事疑ふべきものあれば推覆し狀を以て奏聞すべし、使を遣はし驛を馳せて檢校をする、是だけの手續を經るのでありますが、愈々それでもまだ十分に反證がなくて死罪に處すべきものとなつて、其手續になるといふと、罪を斷じ刑を行ふの日、防援といふのは支那の言葉でありますが、今日の言葉で言へば看守です、囚一人防援二十人、一囚毎に五人を加ふ、五位以上並に皇親、これは皇族といふのは少し廣いのでありますが、是は馬に乘ることを聽し、親戚故舊に別れの辭を述べることも聽されて居る、そこで愈々執行するに至つても、是は日の暮れた後に行ふ、是は一日である、特に其日に行ふとして一日延ばすといふことになつて、特別の恩典といふやうなことで此制度が設けられて居るのであります、所が此の頃既に斬絞の二種の刑罰がありながら之に代ふるに

自盡といふ のが聽されて居るのであります、是が後に切腹となり、自殺に變つて來るのでありますが、一般の大辟の罪を決するには皆市に於て刑罰を行ふとい

ふのは何處にでも行はれて居る制度であります、今日でも支那では言葉通り公設市場のやうな所で首を斬るといふので、なか〳〵話が吾々の想像以上である、それを押し合ひへし合ひして見物するのは宜しいのでありますが、首斬の役人が罪人の膽を賣る、それを何とかの藥として賣るといふやうなことが今日支那に於ても行はれて居るのであります、日本に於てもさういふことがあつたかも知れませぬ、併ながら五位以上の者及皇親、犯罪が惡逆以上の者は家に於て自盡することを聽す、是も支那系統でありますが、七位以上及び婦人は隱し所に於て絞める、是が刑罰密行です、これを許すといふことが此時に公けに認められた、自盡が所謂死刑に代ふるに

名譽として自殺　を許すといふ思想は此時から既に胚胎して居つたのであります、それから死刑の執行に付て色々な事がむづかしい規定に依つて定められて居ります、立春以後春分以前には死刑を言渡すことは出來ない、それを知らずして言渡すと言渡しをした役人が處罰を受ける、是は矢張り支那の思想から參つて來て居るので春は萬物の生ずる時、秋は萬物の枯れる時であるからです。それから

禁殺の日　即ち殺を禁ずるの日が澤山あるのであります。毎月一日、八日、十四日、十五日、二十三日、二十八日、二十九日、三十日、殆ど半分位が死刑を執行することが出來ないのでありますが、それは陰陽、五行其他の規定に依つて定めてある、是が德川時代になると將軍の法事の日とか、命日とかいふことにまでなつて來ます、今日でも宮中に於て大祭、小祭の行はれる日には死刑を行ふことが出來ませぬが、それと同じでありまして、少くも是だけのむづかしい制限があつたのであります、所が之に付ては實際色々な不便が出て來るのでありまして、殊に地方になると屆出でゝ上奏を經て言渡の指令が來るまでに此執行出來ない期間になつてしまふ、後の光仁の六年、西曆八百十五年に、此れ以後は秋でも冬でも宜しい、それから上奏するに付ては是までの例に依ると、例へば二月にでも上奏すると遠い所でありますれば上奏に依つて指令を下す時分には春分以後になつて死刑が出來ないことになるから、是からは宜しく十月の初めに上奏することにすべし、但し十二月の一日から十日までには祭りがある、此時には死刑を決することが出來ないことになつて居りまして、此例外は取除かれて居るのであります。（つゞく）



この月の十一日は入梅です、はこれ蓼太一人の句ではない、梅雨即ち五月雨は毎年一度必ず訪づれる夏のはじめの景物で、もしもこの訪れがなかつたなれば千五百穗秋瑞穗國の名は蓋なしになるのです、然るにこの雨はとかく嫌はれ易い、諺にいふ良藥口にがく諫言耳に逆ふの流でせうか、喜雨人につらしとも云へませう、俳諧寺一茶が「さふ〳〵と馬鹿念入れて五月雨」と詠んだのはこのあたりの消息を傳へて居ると思ふ、しかし馬鹿念入れて降る雨の一寸止んだ一と夜雪中庵蓼太は天地自然の妙趣を捉えて居る、即ち二五月雨やある夜ひそかに松の月」萬人の共鳴する情景でありませう、まだこれ以外にも澤山ある。吾人は目前にあるものを凡眼にして把握し得ないのです、まづ五月雨の聲を聞きませう。

◇

私は五月雨です、部屋の中で梅が香を利くが如き濕かさから地獄の釜煎りに遭ふが如き暑さへ移るその境目に昨日も今日も又明日もとごく細かい雨がしと〳〵と降續く、それが私ですが之れが二三月の候なれば人間は春雨だといつて嬉しがつてくれますが、五月になるとさみだれと名づけて、何かにつけて人間はうるさがります、が私には無理に思はれてなりません、若し之れが人間なれば「五月雨宣傳大演說會」とか「思想批判演說會」でも日比谷音樂堂に於て、上野自治館に於て、日本青年館に於て等々と開會して婦選提進運動以上にメートルを擧ぐべきですが、幸に人間に非ずして自己宣傳の要はありません、ですが人間の得手勝手には驚きます、なぜとならば、なる程連日の雨には氣も腐るか知れませんが、二八月の如く餘り強い風も連れず、夕立の如く雷も伴はねば、子供に臍を隱させる雜作もなく、秋の出水の慘害も及ぼさず、只降りつ降らずみの穩かさ、たとへ傘は乾かず、ゴム靴は汚れやうとも、交通杜絶の憂ひはなし、お百姓に田を作り、早苗を移植する機會を與へる、又草木はこの間に手を擴げ足を張り、人間の爲に水無月の炎熱を緩和する支度をするのです、これで醫陶敷いだの、飽き〳〵するだのと惡まれては立つ瀨がありません、唯僅かに歌とか句などに詠まれることによつて慰められて居るのです。

◇

五月雨に惡い點はない、如何にも人間の心得方が善くないやうです、一つ心を入れかへて、五月雨の美點を捉えたい、探るうちには徹に手がふれもしやうが、徹は五月雨の附き物で致方もなかろう、序のことに徹の話を一寸。

徹は寒い冬とか、あつい夏などには生へない、元來徹はキノコとは親類筋のもので、その種子は常に空氣中に浮游し

て居て、丁度さみだれ季節の濕つぽく、生暖さがその生育に都合がよい、一視同仁の五月雨はそれを除外しません、黴が食べ物に、履物に、着類に、勝手元に生へるのは、それは人間の無精が五月雨の精によつて生れるといつてよいのです、人間が黴を活用すると納豆、醤油、酢、味噌、酒となり、鰹節の如きも一度黴を生やさないと、良い鰹節にならないといふ、けれども人間の無精で生れる黴には毒なものが多い先づ役立たない、さうしてこの時五月雨を恨むとも既に後の祭です。

◇

「五月雨に空に、一聲時れぬ縁につながつて居ます、長鳥、晴てこぎ出す木母寺の、唄の〔蒲菖浴衣〕にも、

五月雨や傘につけたる小人形

菅子が吟もまのあたり、おのが換へ名を市なかの、四方の諸君へ曾弘む、拙なき業を身

（小唄）

「菖蒲草」

ぬれて色増す菖蒲の風情に宜き、飾髪の俤うつす皐月の鏡曇りなき、なぎの二葉の

唄は四世芳村伊十郎が五世伊三郎を相勤披露に用ゐた、それはなだ紫に、裏紫のあけ奪を今に傳へて五月雨に因んだものの中では秀逸のものです。

◇

箏曲にも〔夏の調〕のうちにさにつくる雲の峰、散して果よまれて居ます。

「あこがれて月に名のるか郭公、宵の初音は空にさへ、しのびかねての言の葉を、よそに洩らして夕顔の、垣のへだてとなるならば、後のうき名の橘を、惜しむかひなき夏虫の光を袖につゝまれず、ひとりこがるゝ鵜飼船、夜るの思ひはかゞり火のまだ明けぬ間に消えはてゝ、晴れぬ心はさみだれの、さみだれの雫もかほるあやめ草、ひくも、ひくもうれしき君が玉琴」（山田流）

このさみだれにかほるあやめ　額は見たうはないかいな」

草は、花でなくて、端午の節句、花菖蒲、あやめ、燕子花は共に用ゆる其角の吟「鉾湯を沼になしたる菖蒲かな」の菖蒲で天南星科に屬するものです、この菖蒲をさみだれに唄ふたものに、

「傳へ聞くいにしへの、漢の高祖の臣、鎧旌の靈像、今も眞拔に交るあやめの名所としなほ生けるが如く、舟月の降て、いたこ節と共に野趣滿々。

魔の利劍光り立ち、松嵐楫を

拂ふがごとし、おさまる御代

にものゝふの、榮えを祝す初

轍、軒のあやめに五月雨の、露

を受けたる盃の、めぐり〳〵

ておのづから、醉にひかるゝ

舞の曲、弓矢とる身のわざを

ぎは、ゆゝしかりける次第なり」（東流二絃琴）

◇

「淺くとも清き流れの燕子花

飛んでゆききのぬれ燕

覗いて見たか編笠の

竹一つ書き覺えけり五月雨

退屈凌ぎの樂書が遂にものになつたのでせう、さうして

夜はせめて螢とぶなり五月雨

皐月の闇も苦にならなかつた

八つ橋が知られて居ますが今日驀太は五月雨を德としたに違ひ無い。千葉縣潮來の十二橋は

なほ生けるが如く、舟月の降て、いたこ節と共に野趣滿々。

◇

燕村が句に

小田原で合羽買たりさつき雨

にものゝふの、榮えを祝す初　平泉の金色堂は、五月雨のころさとを天秤にかけたと見るは癖

轍、軒のあやめに五月雨の、露　苔蕪に訪はれて、ます〳〵その

を受けたる盃の、めぐり〳〵　末世に光彩を添へた。

ておのづから、醉にひかるゝ　五月雨の降り殘してや光堂

舞の曲、弓矢とる身のわざを　又江州勢多の唐橋も光榮に浴

ぎは、ゆゝしかりける次第なり」（東流二絃琴）　して居ます、

◇　きみだれに

「淺くとも清き流れの燕子花　隱れぬものや瀨田の橋

飛んでゆききのぬれ燕　弟子の其角は上野東叡山に嚴

覗いて見たか編笠の　宥院殿の大法事を拜み奉つて、

◇

「五月雨に空に、一聲時れぬ縁につながつて居ます、長鳥、晴てこぎ出す木母寺の、唄の〔蒲菖浴衣〕にも、

五月雨や傘につけたる小人形

菅子が吟もまのあたり、おのが換へ名を市なかの、四方の

諸君へ曾弘む、拙なき業を身

（小唄）

「菖蒲草」

ぬれて色増す菖蒲の風情に宜き、飾髪の俤うつす皐月の鏡曇りなき、なぎの二葉の

唄は四世芳村伊十郎が五世伊三郎を相勤披露に用ゐた、それはなだ紫に、裏紫のあけ奪を今に傳へて五月雨に因んだものの中では秀逸のものです。

◇

箏曲にも〔夏の調〕のうちにさにつくる雲の峰、散して果よまれて居ます。

「あこがれて月に名のるか郭公、宵の初音は空にさへ、しのびかねての言の葉を、よそに洩らして夕顔の、垣のへだてとなるならば、後のうき名の橘を、惜しむかひなき夏虫の光を袖につゝまれず、ひとりこがるゝ鵜飼船、夜るの思ひはかゞり火のまだ明けぬ間に消えはてゝ、晴れぬ心はさみだれの、さみだれの雫もかほるあやめ草、ひくも、ひくもうれしき君が玉琴」（山田流）

◇

正直に入梅雷のひとつ哉

雷が鳴つて梅雨が明けるなれば、入梅にも當然のこと、

湯の瀧も同じ音也五月雨

雨が長いからとて湯の瀧が腹を立てゝ煮えくりかへりもせまいといふもの一茶翁の句に兎もかくも面白い。

◇

密柑は霜を待つて色づき、梅の實は五月雨が來てはじめて熟します、その花は人心を樂ましめ、實は人身の榮養を助ける、近來心身一致修養法といふものが喧しく宣傳されますが梅は數千年の昔からその功德を人間に與へて居る、その梅は寒中に花を開き、人の物侘しとする五月雨の中によく終を全ふするのです「小止みなき皐月の空のながめかな降出でし日も忘るばかりに」と村田春海は詠んで居ます、が忘れられ勝なは五月雨の美點でないでせうか。—なるんど生

五月雨の中に百姓が植へた田の　五月雨の雲も休むか法の聲

闇の裏、句の表に月をかくした　ところこの人の力です。

矯正図書館



◇。。。

◈一前科者に就て

米子　德安

犯罪は刑法上で申迯べますと、刑罰法例に列擧されたる、有責違法の行爲であります、其の行爲たるや、惡い事と承知しながらも、之を爲す人があります。吾々八千萬同胞に取りまして實に歎かわしき事柄であります。就きましては、當局は之を矯め正さんとして法律を改正し、制度を改めて減滅を期するのでありますが、幾ら法律を改正し制度を改めましても、其の効果の顯著ならざるを遺憾に思ひます。日進月歩の今日於きにましても、種々不法なる行爲が生じます。一体之は誰の罪であるかと申しますと、無論犯人其の者の心が惡いからであります。之を累る事は競ふ不可る事實であります。犯に徵して見ましても、社會に責任のある事が親はれます。今日は種々保護的團體もありまして、幾らか犯罪も緩和されつゝあるのは喜ばしき事でありますが、まだ〳〵社會の釋放者に對する理解が薄弱な爲めに犯罪の生ずるのを痛切に感ずるのであります。就きましては私の得ました卑近なる一例を揭げまして、讀者の參考に供し度いと思ひます。丁度昨年の秋頃でありました。六十歳に近い男釋放者が一人當所を訪れました、彼は確定と同時に他所へ移送した者であります、挨拶を終ると自己の境遇を語り、然して服役中は何等の犯則もなく、眞實目に勉めまして、御陰で無事に釋放させて貰きました、全く今日迄の惡行を悟り、再び犯罪を累ねる様な事は絶對にせない事を誓ふて居ります。而して仕事を求む可く雙方を尋ねますが、唯一人として使ふて下さる方もなく、實に困却して居ります、唯々食はせて戴けば結構と思ひますが、世話して見て下さいと歎願するのです、けれども吾々も職務上としても別に目當も何もないので、人事相談か保護會に依頼す可く話しますと彼曰く「昨日警察にも保護會も行つて歎願しましたが拒絶されました、單に行つても相手にして下さいません」と申して居ります此の言葉を實際なりとすれば不誠意ではありますまいか、此儘斷つて歸らそうかとも考へましたが、然し飢に窮して居るものを放せば忽ち犯す罪、歎むなく心當を訊ねる事としました、A君は同情して其の日の糧を與へられた、私も明日の分を何とか爲す都合で某宿迄落着かせたのです。翌日非番を利用爲し心當に交渉したのですが、仲々不景氣の今日ですから難事であります。遂に一日を過しました。翌朝某宿へ訪れますと主人は語るS刑事が來訪されまして。彼の行動を全部調査されましたそして次の様な言葉を謂つて歸られました「看守も看守だ斯様な錢無しの前科者を飯迄與へて世話するとは以ての外だ」と言ふ

のです。吾々は聞て驚きました、早速組會しますれば未だ犯罪は無いとの事でありました。斯く迄に釋放者を附廻して犯罪ばかりを期待し、むしろ吾々の斡旋を心眞しとせざるは何たる事でせうか、社會の安寧を保ち向上を圖る警察吏の言動なりや私は疑ふのです、一般斯の如き狀態なりとせば、幾ら刑務所に於て改悛したる釋放者でありましても、再度犯罪に至るを痛感せずには居られないのであります。希くは釋放者の爲め且つ國家の爲めに誠意を以て歩調を共にし、累犯の防遏に努力したきものと心得ます。終

◈休憩挿入ニツイテ

京都　山朗

同顧せば六年前耕耘擔任當時八名の受刑者を使役激勞の末寸時休憩せしめ居ると或る幹部に懲役に休憩があるかと叱責追窮を受けたことがある六年の星霜を經た今日は公然と一日四十分間然も全國劃一的に休憩の挿入を實施せられ相當經驗期間も經過し著しく其の効果も認めらるるに至り實に當時を追想するときは今昔の感に耐えない此の休憩挿入の目的たるや疲勞回復に依る能率增進上の見地と衞生並に人道上の見地等よりして其の出續を見たのである然し此の休憩挿入が公平且つ普遍的に實施せられ居るや實に疑問である余の實驗にては本規定の除外例を設け時間科程業者は特に勤勉なる者を嚴選することを必要とす

◈帶劍より廢劍へ

長崎　諫今生

行刑の社會化は着々として實現せられつゝあり、釋放者に對する觀念も次第に進歩せられつゝあるが、併し釋放者に對する理解と云ふ事は、只一部に過ぎずして未だ社會人一般は、憎惡あり、侮蔑あり、排斥ありて又犯罪の發生原因を爲すのである。これ刑務官吏の遺憾に思ふ處である。

刑務所が、不眞なる彼等を感化遷善し眞民生活に復歸せしむるを目的とするに付ては、社會は尙一層受刑者又は釋放者と云ふ事に付て、實理的の觀察がなければ折角の刑務官吏の努力も水泡に歸する譯である。玆に於て吾人は、積極的の理解を求むる必要が生ずるのである。故に私は、理解の端緒として帶劍の威嚇物を撤廢すると云ふ事は斷言しても不當の言ではない故に此の弊害を除去せんには休憩時間は作業時間中より控除し怠惰に基因する科程不了者に對し

る今日の行刑に於て、帶劍と云ふ必要が生るであろうか、この帶劍を有らしめて合理的の觀察を求むる事は到底不可能であると信ず、此處に帶劍を以て受刑者を戒護し、而して、威嚇の下に彼等を制服せしものと云ふ、解釋を社會が有せんか、刑を完了し社會生活に伍す可き釋放者を迎ふる時、社會は果して如何にして迎へるであろうか、然るに、刑務官吏の帶劍の必要も、一つは監獄法第二〇條に依り、萬一を慮り、他は彼等を威嚇する帶劍である。故に社會民衆が憎惡し侮蔑し排斥するは、無理ならぬ事であろう、併、斯の如き消極的に解釋を社會が爲すならば、釋放者は容易に社會生活に伍する事は、出來ないであろう、從て、亦行刑の趣旨も刑務官吏の努力も其の効果は、甚だ乏しき事である。

今日、實理的の觀察を要求する行刑の趣旨である以上、此處に威嚇的の帶劍を廢し充分なる社會民衆の理解を求むるは目下の急務ではあるまいか。（完）

◇。。。

紀念すべき日

前橋　みのる生

我が刑務所構内の一隅に火防用貯水池設備がある夫れを圍繞して櫻、松、木瓜、楓あり、この一廓にも樂しい春は訪れた。四月十二日、收容する吾が所長殿は、この天地に一級於容者を各班に區分し午前午後の休憩時に參集せしめおでん、馳走を與へ、茶を喫せしめて寸時の間自然力の敎誨を試みたのであつた。これには所長殿は勿論幹部一同起立蓄音器も使用して、大に浩然の氣を養はしめた。

斯の如き處遇の企は不肖刑務所に生を受けてより嚆矢とするのであるが行刑の目的が收容者の敎化たる以上又よき擧であると思ふ。「あはれ收容者の心中深く喰入る邪念もこの日は全く洗はれ淨化せられたことであらう。」

嗚呼實に四月十二日は記念すべき一日であつた。

故三浦戒護主任ヲ憶フ

網走　比露詩

當所戒護主任三浦編助氏去る三月上旬頃激烈なる腹痛に惱まれ約一週日位休養遊ばされしが其後快方に趣かれ今月二十日逝平常と變りなく勤務せられ居りしに全日夜に入り突如御逝去遊ばさる、余等この訃を耳にしたるとき余りの人生のはかなさに唯忙然たるのみなりき。余日淺き一看守の身として氏が生前の事どもを口にするは甚だ僭越至極なるも退墓の念默し難く拜察せる日常の一端を左に記さんとす、氏豪氣、闊達、堅忍不拔の性格を有し、職務執行に方り、は寢食を忘れこれに執掌せらるるの精勵なりき、嘗て土勝刑務所御在勤の當時は管下幾度、吹き荒ぶ士勝平原の肌切る寒風の中に外套は勿論襟卷の類をも着用せられず裏然戒護監督の際の如きは「氣息」氷りて頬面に密着し何人なるや識別し得ざるに至り時の典獄始め他の官吏方は其儘開扉りには一驚を喫したりと云ふ昨年拾五年皆勤賞の榮譽を擔なはる盛、氏嚴格の反面には部下を常に衷情より愛され庇護せられき、余去る昨年八月敎習生に採用せられぬる當時蒲柳の質たりし體軀を一見せられ看守の激務に絶へ得らるゝや否やを懸念遊ばされたるか種々健康上の事や勤務上に付

慈父の如く配慮下され御蔭を以つて今日迄無恙勤務し來りたるが斯く部下を思はるゝ心情には余は常に感泣し居りき。氏逝去直前腹痛に苦まれたるとき「今度自分乍ら到底助からんと思つた然し今死んでは居られない前途には未だ爲すべき仕事が澤山ある」と申されたりと聞けるが是れ輓近我邦に於ても受刑者をして善良なる國民に遷善せしむべく餘意行刑事務改善に意を注がれ來たるが將來受刑者處遇に付直接せらるゝ戒護の主班者たる氏の努力研鑽に俟つ事多かるべく、氏未だ御齡四十余年、前途尙遼々行刑事務改善を目途して精進し一層邦家のため御奉公せんと決意され居たるため、かくは申せされたるものと思はる。

刑務官と眞

宇和島　竹山人

在監逃走せんとするを密告したる者は、五十錢以下の賞與金を給する事を得と規定して、之を奬勵して居ります。

之は逃走なる行爲が、國の禁令であり、此密告より、得たる、利益は歸する處國家であるからであります。然るに己が低級なる、私心情實の感情と利害に依つて他囚を傷んが爲にする、密告は中傷であります。

一方は之を善事とし、一方は之を惡事とし、之、大なる差は一に事實の眞非に依るのであります。

これ程、時と場合の眞は人の運命を左右するのであります。通常のお上手とは異ますが。本人を前に、こんな判り切つた理窟が判らないで、少し順調に鰻上りにでも昇つて行くと、先以て御自分からエライものになつて仕舞つて、位や俸給の低いものは、智も德も何も彼も皆自分より以下のものと早合点して、忽ち御山の大將となりすましてしまふ、すると幇間的下僚が巧言令色で、入り替り立替り祭り上げるから、御本人益々目が眩んで俺ほどエライものはないと、愈智慧も學問も行き止りとなつて、歸を着た藁人形のやうなものが出來上つて仕舞ふ、何と情ない世

位と人

神戸　關二谷

位が上つたから、あの人はエライなどゝ讃める人が間違て居る、位が上つてからエラクなるやうな人はつまり位に引き上げられた人だ、斯う云ふ人が、もし位が下つたり、公職を退くと、忽ちエラクない人になつて仕舞ふ、こんな位のために、上つたり下つたりする人は、餘り有難い人物ではない、矢張我黨のやうに、唯我獨尊天爵浪人の方が、大手を振つて、世の中を濶歩することが出來る。人間の眞價が、位や俸給で定められないぐらいのことは、どんなアンポンタンでも判りさうなものだ、然るに、

の中ではないか。

◇ ○○○

◈淨瑠璃本を手にして

岡山　高森原水

淨瑠璃は我國古有の文藝にして日本の國民性に當て嵌つた久しい歴史を有する藝術の精華である。

思想界の混亂せる今日世界的文藝として研究するに値するのである。其音曲の曲節と文章の妙味と相まつて感興を起さすのは世の普ねく知る所である故に淨瑠璃文藝の大權威者たる故近松門左工門（巢林）翁の二百年祭もすぎた今日斯道の衰亡しないのは淨瑠璃を世人が價値あるものと認めてゐるからである。

一例を揚げて見れば帝坂で澤市の女房お里は婦徳貞節の道と信仰の絶對なる事を敎へ、千本櫻でいがみの權太は纖然として極悪より極善に立戻り人の性善なる事を明示し、合邦が辻の玉手御前は義理ある子俊徳丸の爲に身を捨てゝ大義を明にし、寺小屋の松王丸は一子小太郎を犠牲にして主君を擁する等數へ求むれば淨瑠璃其ものゝ總てが忠君愛國義理人情の美を描寫せるものである。

先代萩の千松は幼少ながら幼君の爲にき腹をかゝへ涙ながらに雀の歌を唄ひ主君をなぐさめた。六ツや七ツの小兒でさへ忠と言ふ字を以て總てを貫いたそして最後は幼君の身代となつて出羽奥州五十四郡の礎を固めて身は冷たい天國へ去た。

野分に惱み伏した萩の花の樣なお俊と愚直な兄與五郎と盲目な母その悲しい場面何人も自然と語る人に生命を一任して了つて自が劇中の人となつた樣な氣分となるであらう。嗚呼讀むべし此淨瑠璃本を……（了）

◈松の綠

市谷　みのる生

私は綠色が好きだ、綠色も松の綠が一番に好きだ、あの一本一本針の樣な葉を日詰めてゐると、何故か強よい力に壓しつけられる樣であり、それでゐて尙固く抱き締めたい樣な強よい愛着を感ずる。

突つ立つてゐる葉は意氣を示す、あの凍る嚴冬のたゞ中に身動きだにせず押し通した忍苦の象徴とも思はれるその姿、然も漸く春の巡り來てそよ風のあの肌に觸れる頃となれば、はち切れそうな内に藏された力は、綠の皮膚の色を倦くまでも輝かさしめ延び樣とする意氣の閃きは、人をして自ら嚴肅の氣に浸らしめる。生きる力とでもゆうかそれはほんとうに純な力であり勢だ。

冬の日重い雪を頭から冠つて、苦しみ通したあの松の一枝一葉に籠る強よい力のあらはれは、何人をも自ら頭の下る敬虔な氣分に引き込まないではおかないだろう。

春になつて、あの枝の尖端より長く延び出す新芽の如何に美しきよ、春はすべてを美化する、然もその中でも松はその最たるものだ。春とゆう氣節より松を除いたら、それはあまりにも寂しいものとなるであろう、松は綠の魁だ、松の綠の洗禮を享けて總ての樹木は生長を始める。

一年の始に當つて松を飾ることも實に故あることである。樹木のみならず人生の門出の春に於てこうした淺からぬ緣故を私達人類にもつことは、何としても忘れることの出來ないことが。

綠の春はきた。人はやがて迎へ老ひ閑寂の老後を養ふとゆうが、松は年と共に益々其の枝を張り根を深め、綠も愈々深く濃く、何時枯れるとも知れぬ強よい意氣と力とは正に天を突くの慨がある。

春になつて、私はいつもこうした感じを抱く。そうして弱い私の心を顯みながら、今も尙窓外に松の綠を見詰めて居る。

◈其の日の午後

横濱　本吉生

雪は益々降りに降り午後に成つて風さへ加わり、飛狂ふ雪煙りに咫尺も辯ぜずひし〳〵と膚を刺す寒氣にも元氣に充ち滿ちた選手は雪も霰もものかわ其の意氣將に天を衝くの慨が有つた。かくて午後一時場内に鳴り輕く振鈴と共に柔道紅白試合の幕は切つて落された日頃揉みに揉み鍛へに鍛へて今日の日を待つた選手の奮闘振りは實に目覺ましく龍攘虎搏の奮戰に一同手に汗を握り場内は時に起る喚聲の氣合の外しばぶき一つ聞えない。二時！三時！とタイムの進むに隨つて戰は愈々激しく將に白熱化して來た敵の副將を得意の跳腰に薙ぎ倒した白軍の主將Oが紅軍の主將Yと相見えた時彈手と云はず見物と云はず息を殺して鳴りを靜め此の決戰の勝敗如何にと片唾を呑んだ。新進Oは全身に漲る銳氣を以て敵に當ればYは老練の快腕を揮つて一氣に敵を倒さんとし其の勢力殆んど伯仲して互に寸進尺退勝敗は中々決す可くも無かつた「今暫くで引分けッ」審判木村先生の聲は凛として響いた併も兩雄は焦らない「引分けかな！」投げ出す樣に誰かゞ云つたと此の時である喚び下つて居た(Yの体を)ググッ！と一氣に引張り込んだ間一髪エーイッ靂靂を屈して敵の小胯に當て身をひねつたと思ふ一刹那Yの巨体は宙に孤を描いてモンドリ打つて倒れた實に鮮かにも水際立つた早業であつた敵も味方も思はず我を忘れて拍手した。同は蘇生の思で暫しの休みをストープを隔んで今の試合の勝手な批判で話は彈んだ、かくて最後の高点試合に移つたが此の試合では主將Yは流石に古武者！荒れ狂ふ猛者五人を難なく薙ぎ倒して一躍最高点の榮冠を贏ち得て前回の恥辱を雪いだ。主將Y彼はやつぱり强かつた、一陣の風が松の雪を捲つてパッと飛沫が揚つた。（昭和三年二月十一日演武會見學記ノ一節）

◈屋島

北支　FU生

アノ源平古戰場で有名な山

案内役の君とT主任に初旅の僕も伴はれ今日は絶好の登山日和と語りつゝ登る中腹に恰も疊を積み重ねたやうな形の岩がある。

M君はこれが屋岩ですと敎へてくれるこゝで西行法師が一夜を明した句碑に宿りしてこゝに假寢の疊石月は今宵の主なりけりT主任は足下手な僕を親切にいたはつてくれるのも嬉しい

頂上で展望すれば、歴史の跡燦然として赭土に刻まれた自然の姿に暫し恍惚として史情を觀賞する??

紺碧漂ひ繪のやうに光る絶景淡路小豆島や瀨戸内海や高松港も手に取るやうに見ゆるM君は親切に古蹟を說明してくれる

さすが古戰場の屋島と謳はれ風雅な享?

緑滴る老松や谿澗に聞ゆる鶯の聲男木島女木島を一眸に集め水原の景趣は千古不滅の興趣も詩情を油然と湧き出さしめそゞろ昔し戰の俤を偲んで止まない

感觸は讃美の聲を發するも淺學の僕にはその眞美を語れないたゞ恍惚感にうたるゝ

ばかり霧きぬ眺めに時の過ぐるも心づかない、フト夕陽は早や西山に傾いてゐる急ぎ下山してM君に案内の勞を謝し別れて電車にて琴平の旅宿へ着いたのは午後九時であつた。

◈靜岡賤機會詠草

尋ね來て驚かれけりふもとより　皓月
吉野と見えしは峰の白雲　藹雪
長閑さに宿を立いてゝけふもまた　同
野やまの花をたつねきにけり　同
尋ねばやさきたつ蝶を友として　同
み山のおくの花のあり處を　機月
吹おろす風にひとひら落來なり　同
いさやたつねむ山のさくらを　濁濁
いたつらに幾日經にけむけふもまた　笠堂
花なきさとに花を尋ねて　藹山
をちこちに駒のいなゝく聲はして　同
野は若草のもえいてにけり　蝶月
あふき見るふしの高ねは白けれど　同
すそのに青くもゆる若草　

◈春

◆　東京　筑泉

一條の道をのこしてもえ出でし草に聞かばや古き武藏野

募集俳句

市谷所長　根本先生主選

市谷刑務所同人合評
刑務協會編輯部補選

毎月十五日〆切

題隨意　當季

孝行の名によく賣れる田螺かな　新潟　入舟
麗かや御陵參拜赤毛布　同　白波
餌になれし鯉浮く池や落椿　同　佳月
自動車の道も出來たり花の山　同　斜月
花の山谷を挾みて相對す　同　靜湖
糸柳の間に見へつ橋一つ　同　秋風
もろ肌を脱いで唄ふや花吹雪　同　紫水
一筋のテープ漂ふ春の海　名古屋　曉星
草に置く尻の冷えけり花曇　同　雫香
雨晴れの菜の花にある夕明り　同　萍村
蝶々の狂ふ菜の花盛りかな　富山　正陽
春風や妻も子供も一とまどひ　同　大夢
日を浴びて桃一株にイめり　同　越人
夕暗に螢とび交ふ五月哉　金澤　洋舟
花見して乘遲れけり終列車　晋州　初心
春雨や椿落ちたる草の上　米子　碧空
手折り來し八重山吹の一枝哉　旭川　長笑子
駒遊ぶ土手や一面蕗の薹　秋田　華白

月しろく空にかゝりて拍子木の音冴え渡る郊外の街

◆　神戸　渡邊春翠

人はよく眠り足らぬと云ふ春の短き夜を
我は眠らず
雪解をまちわびたりし草の芽は早くも青く萠え出にけり

◈豐多摩水無月句會（雅房報）

街燈はぼんやり雨の柳かな　虹峯
蠟燒や大きな團扇の音立てゝ　金波
しなやかに窓打つ風の柳かな　巴波
小畑に尼僧もまじりて茶摘哉　楠山
蠟燒のから捨てゝある橋の下　吉幸
古寺の昔を偲ぶ柳かな　果山
蠟燒け磯香をふくむ味のよさ　榮山
茶摘娘のうた黄昏に消にけり　一灯
蠟燒や濱見晴らしの小酒盛　山風
山沼に主思ひ出す古柳　庭葉
芽柳に明るく蠟の雨を見る　晴風
芽柳や川の淀の水の泡　斜月
蠟燒や波音のある座敷にて　默庵
芽柳に明るき表二階かな　曉星
陽はうらゝ柳が馬場の青み哉　廣陽
芽柳に雨ほそ〳〵と暮るゝなり　果浪
茶摘唄長閑に聞ゆ宇治の里　玉鳳
糸柳たわゝに映るお濠端　ごん助
蠟燒や塀に添へたる俄か店　雅房

やがて唉く花に指折る日數かな　神戸　兎月
鍬置て眸に畫餉や春の風　臺南　九穗
公休に家族揃ふて汐干かな　靜岡　養秀
若草や講堂を出る受驗生　秋田　淡海
炭竈の閑になりけり春の風　同　堀松
近江路や琵琶湖に續く花菜畑　品川　築泉
燈火の影さす頃や蛙鳴く　旭川　郡水
驚やそつと明けたる裏の木戸　同　元旦子
先代の倉の跡なり桃畠　宮城　つる
春風や道行く人に覗かるゝ　金澤　宵園
春雨や椿落ちたる草の上　宮城　勇坊
紅梅や道行く人に覗かるゝ　旭川　長笑子
美しく蕙唉く野を散歩哉　露香

○五客朝の氣に曇る余寒の硝子かな　馬山　露香
菜の花に圍まれて居る藁家哉　富岳
中空に黒點一つ鳴く雲雀　新義州　みのる
竹馬の一隊續く春の風　宜蘭　秋水
春雨や屋根の小草に花唉いて　米子　碧空
（一）花人のよろめき入りし茶店哉　神戸　春翠
（地）春惜しむ心に雨を聞く夜かな　神戸　宮兒
（天）連峯の聳えて高し木の芽時

○渡舟落花を載せて戻りけり　選者　ひさご
春山や松の下影風寒く　同　有情

刑政第41巻第6号
矯正図書館



家庭の頁

梅雨と衛生

梅雨中は何よりも衛生に注意することが大切です、いろんなものがじめじめしてくる、室内には十分に日光を導いてかはかすやうにし、日當り悪いところは窓をあけて空氣を交換するとか、西洋建なら換氣裝置で、日本建ならば火鉢やストーブでかはかすとよい。

◇

着物や寢具なども天氣のよい日にはよく干す事はいふまでもなく食器をぬぐふ布きんは梅雨中は往々ばい菌の巢になるから熱湯で十分間位煮るか、日光にさらす事。

◇

床下には石油乳劑をまいてのみの發生を防ぎ、臺所などにみゝずがわいたならクレシンかクレゾール石鹸液か、または洗たく用の粉石鹸溶液をかけると死ぬ。

◇

乳兒に青便が出たらすぐ醫者に見せる事、時々命をとられることがあります、また子供の便秘は恐るべき疫病の前兆になるからこれもいそいで醫者へ。

◇

豫防法としては、腹巻を必ずさせて腹を冷さぬこと、たべ過ぎをさせぬ事、不熟な果物やいかゞはしいものはたべさせぬこと等大人の注意が肝要です。

◇

いちごの樣に丸ごとたべる果物は一升の水にさらし粉を茶さじ一杯を入れた中に一時間もつけて消毒しこれだけでは臭いから後を水でよく洗つてたべると安全です。

着物

これからやたらに方々にかびが生えて困りますが着物に出來たものはまづブラシで取り、その後を水一升にアンモニアかほう砂を茶さじ一杯位あてに溶かした微温湯で絞つた手ぬぐひでふくときれいになります。

◇

また着物に泥がはね上つた時には前と同樣アンモニアの水溶液で手ぬぐひを絞つてふき取るか、もし色が落ちる樣ならアンモニアの代りに木綿ものはアルコール絹ものは〻酸を用ひるとよろしい。

髪

夏の婦人の毛髪は顔と同樣にやはり日焦けして油氣がなくなり艶が失せてゐるので髪をよく洗つて根元から毛によい椿油をつけて毛髪の營養と艶を出させるやうにするがよい、さうすれば秋の抜け毛も防げます。

靴の手入

靴はその皮の種類によつていろいろありますが、やはらかい皮はとかく面が傷つきやすいですから、なるべく平素物にぶつからない樣にし、又水分にあはない樣にする事です。

◇

雨靴は必ず別に用意しておいて、それを用ひ、もし平常用の靴がにはか雨などによつてぬれた時は、それを晴天の日かげ干にして手入をします、クリームは少くも三日に一回位はぬります、しかしクリームをブラシでぬる事はよくありません、又澤山にぬるのもよくありません、先づ手拭の樣な布でクリームをぬつて、そのあとをクリームがむらになつて殘らぬやうに一度きれいにふきとり、十五分か二十分位經つてからブラッシなり布で、磨きをかけます、又しみがついた時は揮發油を綿につけて、それで拭きとります、そしてその後へクリームをぬります、クリームは質のよいものをえらぶ事が大切です。

◇

猫なめし革の類は、紙やすりで面をこすりしみやよごれをとつてから、チョークをつけて色を出します、之は揮發油で拭くのはよろしくありません、殊に水分をつける事はよろしくありません、それからいたんだ時は早く手入れをする事で、手入がおくれて中底までいたむ樣になると、修繕費が多くなり經濟的にかなり損失を招く事になります。

料理のうまいは一つ

茹て方一つ

家庭で料理をなさる時、ものを茹ると一日に云へばいつでも茹こぼすことに思つてゐらつしやいますがこの茹方には

◇二つの方法

がある、一つは灰汁や惡臭をのぞく爲です、一つは堅いものを軟かにする爲です。この意味で茹るのですから物をゆでる時決して中の滋養分まで茹こぼして終ふ必要はないのであります。餘り長くゆでてゐると糖分までがなくなりヴイタミンその他はもちろん消失します。然し、此處にどうしてもゆでこぼさねばならぬものがある、荷と蕗はゆでこぼさぬとゑごいのと灰が抜けないためです。

◇豚のさし身

豚肉は條虫を殺すことに注意して、肉のかたくならぬ樣に茹でます。目笊に入れ熱湯をかけてまづ豚肉の表面の蛋白質をかためておきます。之は内部の滋養分を表面の蛋白質で遮つて外に出さぬやうにする爲めです。次に一ポンドの肉に對して、約四五十分間ゆでるのです。そして刺身にしてから鹽と酢に三十分つけておき、酢醬油か酢味噌で食します。

◇野菜ゆで方

お湯を高い温度にしてから、短い時間に莖からゆで、干物ものつまりゆばかんぴようの類は、水又は、微温湯でゆでます。

◇干物うどん

類は湯に鹽を入れて沸騰させて、三回ほど水を中途でさして、よくゆだつたら笊に上げて冷水をかけます。

◇蛸と大根

蛸は軟かくすることゝ美しい色に茹ることが大切です。それには大根、ぬか、わらあづき、茶を入れて茹でますと軟かになりますが、最も風味よく茹だるのは大根です、これには三つの方法があります。

一、水の中に大根とたこを入れて茹でる。

二、湯の中に同樣に入れてゆでる。

三、水の中に大根を先に入れて充分大根の滋養分を出してからたこを入れて茹でる。

この三つのうち一等最後のが美味しいのです。茹でることはお料理のうちで大切な要素ですから、ゆで方で先づ最初の美味か否かゞ別れます。

お臺所の金屬器具の磨き方

日本器具の中に金屬製品は隨分あります、食事の時にでも一寸注意して御覽なさ

い、すぐ四ツや五ツの金屬製品が目にとまります。それほど多く吾々に親しまれてゐるものでありながら、その取扱方をよく知られてゐない爲めに、他の器具に比べて早く役に立たないと見られて仕舞ひます。一口に言へば錆が早く來るからです。然しそれは使ふ方の人間がよく手入れさへしてくれるならば、そんな事にならずに濟むのですから、二三のミガき方を記して見ませう。

◇

フォークやスプーン——之は洋食事の後に直に石鹸湯の中へ浸して置きます。それを取り出して炭酸石灰を塗つて洗ひ、水氣を切つてからよく乾いた時に更に乾いた布巾で拭つて、濕氣のない場所へ納めて置けばよろしい。

◇

フライバン——揚げ物の後は油氣がありますが、これは金物には錆止で必要な位のものですから水や石鹸で洗つてしまはないで新聞紙でよく拭ふて所定の場所に掛けて置けばそれでよろしいのです。

◇

アルミニユウム製品——鍋や辨當箱などは使用後直に洗濯ソーダ液の中へ浸して置いて後で水でよく洗ふ。そうしてよく乾いた布巾で水氣を拭き取つてから、尚よごれの落ちない所はソーダでよくみがいて置きます。それと同時によく注意しなければならぬ事は、酸氣のあるものを直接此の器に入れないやうにしないと腐蝕されて小さい穴が出來たらもう役には立ちません。

◇

鋼製品——『湯湧かし』や洗面器などいろ〳〵ありますが、磨くには『との粉』を布につけて磨かなければなりません。普通の『磨き砂』では地金を早く損じて仕舞いますから成可く使用しない方が宜しい。

◇

エナメル製品——使用法からして考へなければなりませんが、汚れを落とすには磨き粉などを用ひずに、石鹸を『たわし』に付けて磨くとよろしい。

家庭で出來る

蚊帳の丸洗ひ

蚊が出るやうになると蚊帳の用意をしなければならぬが、其の前に殺蟲と言ふ點から或は清潔にして使用する爲に一度丸洗ひして使用する必要がある、蚊帳の洗濯法中比較的簡單な方法は

◇まづ水五升位にソーダ茶さじ五杯を入れて溶液をつくり、その中に浸して洗ひ。更にこの方法を二三回繰り返し、水すゝぎ等を充分にして、染める必要のある時は

◇青竹、茶さじ一杯位を布に包み熱湯にとかして溫湯三升位に薄めて。それに酸性亞硫酸曹達を小さかづきに一杯位入れた溶液の中に蚊帳を入れて全體によくしみ込ませ（足で踏みながら）其のまゝほす

◇ふちの赤い處や、其の他の色の部分は水八合にアンモニア五滴をとかした液をけにつけて塗る時は元の鮮かな色になります。

◇糊付する場合は、コンスターチ茶さじ十杯を水でねり、熱湯にとかし之を洗液の中に加へて染めるのです。

△叙任辭令▽

依願免本官　看守長　豐島好（豐多摩）

給二級俸依願免本官　監獄通譯　關萬藏（神戸）

命宇都宮刑務所栃木支所勤務　看守長　横山豐次（川越少年）

命川越少年刑務所勤務月俸六十七圓給與　仝　島田幸治（廣島）

命網走刑務所勤務給六級俸　仝　山本巳之吉（小菅）

命甲府刑務所勤務　仝　長内庄之助（新潟）

命新潟仝　仝　瀧澤五郎（甲府）

任典獄補高等官七等　八級俸下賜　命栃木支所勤務　仝　森永義郎（栃木）

依願免本官　安達政信

任保健技師、九級俸下賜、命巢鴨刑務所勤務　保健技師　榮田榮穗（横濱）

六級俸下賜（死亡）　司法屬　山田正蕃（行刑局）

給五級俸（死亡）　看守長　宇田象三（京都）

任司法屬、給五級俸、命行刑局勤務

敍從七位　朝鮮總督府看守長　大西辰衞（木浦）

同　**同**　森田敬一（西大門）

敍正八位　**同**　水間彪一（金泉）

朝鮮總督府典獄　橫山藤三郎（新義州）

陞敍高等官四等　朝鮮總督府典獄補　不動藤太郎（金泉）

任朝鮮總督府典獄、敍高等官五等六級俸下賜

補金泉少年刑務所長

朝鮮總督府技手兼看守長　戸次有德（京城）

任朝鮮總督府典獄補、敍高等官七等六級俸下賜

補全州刑務所群山支所長　朝鮮總督府典獄　橫山藤三郎（新義州）

西大門刑務所長心得ヲ命ス　朝鮮總督府典獄　關牟田彦次郎（咸興）

補新義州刑務所長　朝鮮總督府典獄　富田良吉（木浦）

補咸興刑務所長　朝鮮總督府典獄補　森德次郎（群山）

補木浦刑務所長

△會報△

○茶話會

本協會例會の四月分茶話會は廿一日午後二時より第一講堂に於て開催、代議士丸山鶴吉氏の「第一線に立つ人々」といふ朝鮮總督府警察官に就ての講演あり、多數の聽衆があつた。仝四時閉會。

昭和二年十二月中入出監竝月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of December 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,577	4,258	3,845	37,990	37,577	39,513	413	△ 1,523
刑事被告人	3,275	4,005	4,589	2,691	3,275	2,982	△ 584	△ 291
勞役場留置者	345	475	527	293	345	239	△ 52	54
乳兒	7	3	3	7	7	9	—	△ 2
總計 男	40,389	8,459	8,666	40,182	40,389	41,847	△ 207	△ 1,665
總計 女	815	282	298	799	815	896	△ 16	△ 97
總計 計	41,204	8,741	8,964	40,981	41,204	42,743	△ 223	△ 1,762

備考　內朝鮮人受刑者 男801人、刑事被告人 男107人。支那人受刑者 男145人、
仝刑事被告人 男1人、露西亞人受刑者 男1人。伊太利人受刑者 男1人アリ。

昭和二年十二月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Mouth of December. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,091	—	1,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,091	—	1,091
市谷 Ichigaya	191	19	210	685	15	700	38	—	38	—	—	—	914	34	948
豊多摩 Toyotama	1,029	—	1,029	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1,031	—	1,031
巢鴨 Sugamo	1,973	—	1,973	—	—	—	2	—	2		—	—	1,975	—	1,975
横濱 Yokohama	571	—	571	46	—	46	13	—	13	—	—	—	630	—	630
千葉 Chiba	752	—	752	18	—	18	2	—	2	—	—	—	772	—	772
水戸 Mito	447	1	448	24	3	27	9	—	9	—	—	—	480	4	484
宇都宮 Utsunomiya	433	136	569	15	—	1	—	—	—	1	—	1	449	136	585
前橋 Maebashi	1,033		1,033	50	3	53	5	—	5	—	—	—	1,088	3	1,091
靜岡 Shizuoka	610	—	610	48	2	50	5	—	5	—	—	—	663	2	665

矯正図書館
刑政第41巻第6号

矯正図書館

甲府 Kōfu	601	—	601	36	1	37	2	—	2	—	—	—	639	1	640
長野 Nagano	621	11	632	17	2	19	6	—	6	—	—	—	644	13	657
新潟 Niigata	392	8	400	24	—	24	4	—	4	—	—	—	420	8	428
京都 Kyoto	869	137	1.006	25	1	26	6	1	7	1	—	1	901	139	1.040
大阪 Osaka	2.811	3	2.814	303	10	316	27	—	27	—	—	—	3.144	13	3.157
神戸 Kobe	1.373	—	1.373	123	1	124	18	—	18	—	—	—	1.514	1	1.515
奈良 Nara	619	1	620	15	—	15	2	1	3	—	—	—	636	2	638
滋賀 Shiga	392	—	392	10	—	10	2	—	2	—	—	—	404	—	404
徳島 Tokushima	441	7	448	14	—	14	4	—	4	—	—	—	459	7	466
高松 Takamatsu	765	4	769	21	2	23	1	—	1	—	—	—	787	6	793
高知 Kōchi	652	8	660	27	1	28	6	—	6	—	—	—	685	9	694
名古屋 Nagoya	1.559	68	1.627	107	3	110	14	—	14	—	—	—	1.680	71	1,751
三重 Mie	698	—	698	86	2	88	3	1	4	—	—	—	787	3	790
岐阜 Gifu	498	—	498	33	2	35	4	—	4	—	—	—	535	2	537
金澤 Kanazawa	680	17	697	45	—	45	2	—	2	—	—	—	727	17	744
廣島 Hiroshima	1.130	56	1.186	116	5	121	7	1	8	—	1	1	1.253	63	1.316
山口 Yamaguchi	554	—	554	9	1	10	9	—	9	—	—	—	572	1	573

岡山 Okayama	812	5	817	122	7	129	16	2	18	—	1	1	950	15	965
松江 Matsue	619	1	620	17	6	23	3	—	3	—	—	—	639	7	646
松山 Matsuyama	601	1	602	28	—	28	11	—	11	—	—	—	640	1	641
長崎 Nagasaki	757	9	766	18	2	20	6	—	6	—	—	—	781	11	792
三池 Miike	1.286	—	1.286	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.286		1.286
福岡 Fukuoka	1.569	79	1.648	128	2	130	10	1	11	1	—	1	1.708	82	1.790
大分 Oita	334	—	334	48	—	48	3	—	3	—	—	—	385	—	385
熊本 Kumamoto	898	1	899	48	2	50	2	—	2	—	1	1	948	4	952
鹿兒島 Kagoshima	444	18	462	29	1	30	—	—	—	—	—	—	473	19	492
宮崎 Miyazaki	301	—	301	20	2	22	—	—	—	—	—	—	321	2	323
沖縄 Okinawa	337	6	343	8	1	9	—	—	—	—	—	—	345	7	352
宮城 Miyagi	777	60	837	48	1	49	2	—	2	—	—	—	827	61	888
福島 Fukushima	332	—	332	18	3	21	4	—	4	—	—	—	354	3	357
山形 Yamagata	231	—	231	10	—	10	3	—	3	—	—	—	244	-	244
秋田 Akita	422	—	422	12	—	12	3	1	4	—	—	—	437	1	438
青森 Aomori	264	—	264	15	1	16	1	—	1	—	—	—	280	1	281
札幌 Sapporo	1.031	46	1.077	56	1	57	13	—	13	1	—	1	1.101	47	1.148

刑政第41巻第6号

函館 Hakodate	403	—	403	25	—	25	2	—	2	—	—	—	—	435	—	435
網走 Abashiri	426	—	496	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	497	—	497
釧路 Kushiro	298		298	5	—	5	1	—	1	—	—	—	—	304	—	304
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	22	—	228	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—	233	—	233
川越(同) Kawagoe (ditto)	261	—	261	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	261	—	261
姫路(同 Himeji (ditto)	488	—	488	8	—	8	4	—	4	—	—	—	—	500	—	500
岡崎(同) Okazaki (ditto)	242	—	242	6	—	6	1	—	1	—	—	—	—	249	—	249
岩國(同) Iwakuni (ditto)	293	—	293	8	—	8	1	—	1	—	—	—	—	302	—	302
久留米(同) Kurume (ditto)	378	—	378	9	—	9	2	—	2	—	—	—	—	389	—	389
盛岡(同) Morioka (ditto)	179	—	179	9	2	11	3	—	3	—	—	—	—	191	2	193
北海(同) Hokkai (ditto)	132	—	132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132	—	132
八王子(同) Hachioji (ditto)	85	—	85	4	1	5	1	—	1	—	—	—	—	90	1	91
總計 Sum Total	37.288	702	37.990	2.605	86	2.691	285	8	293	4	3	7	40.182	799	40.981	



「牛盗人」

◇その梗概

◇鳥羽御所の表門前

門前に、商人、百姓、旅人など老若男女の多數が群がつて建てられた高札を見上げ乍ら高聲に話合つてゐる。その高札の意味は

御所の御車の牛を盗んだ者があるから　それを見付けて訴人した者には、望み通りの褒美を取らせる。盗んだ者の一家親類は一人殘らず打首の刑に處す

とある。門前余りに騒がしいので舍人が現れて群衆を追立てる、その後に殘つたのは一人の子供

「牛盗人訴人致しまする」

舍人は取上げない、

「訴人をお取上げならないのなれば御高札は何故出されました」

「訴人をお取上げならないのなれば御高札は何故出されました」

子供は強く舍人と爭ふてゐると、主殿介藤原家政が立出で子供の訴へを取上げ、

「それには何か證據があるか」

〔能狂言に題材を得た落合浪雄氏の脚本により先年片岡仁左衛門や守田勘彌が上演したことのあるもので美しい父子の愛を表現した目出度い物語ものである〕

子供は眞紅の牛の花房を取出して見せる、
「望み通り褒美を遣はす、疾くその盗人を申せ」
家政は急き立てる、
「此の鳥羽の村外れ、刑部三郎でございます」
子供は淀みなく答へ、家政は直に瀧口介建部八郎を呼んで召捕方を命ずると、八郎は三郎の由緣の者であるからこのお役目はと辭退する、
「由緣ありとは尚更ら便宜、言葉を返さず急いで參れ」
八郎は止むなく召捕に向ふ、家政は子供を藏人所へ引立たせる。

◇刑部三郎の住居

刑部三郎は、竹田街道に貧しい生計をして居た。主人の紀友春浪人して、この家に寄寓してゐたが、忠盛卿の吹奏により再び伊豫介に任官されることゝなり、今日は參内すべき日である。
主人の爲に物の具調度の支度金を才覺に出掛た三郎は、參内の時刻差迫るに戻つて來ない、友春は氣が氣でない、家來が、
「殿には光聖寺迄お越しあつて何かのお話、旅立ちのお支度など……」
とすゝめるに任せ、その旨三郎の妻雪江に言殘して出て行く、後に雪江は三郎の歸りを氣遣ひ何か途中で變事でも……と獨り物案じの所へ、村長庄司平六、瓶子を携へて訪づれ、
「三郎殿と對談し望み通り金を渡した、今日からはそれがしの女房、親言の酒も莚に持參」
といふ、雪江は事の意外に驚きつゝも、平六をたしなめるを、
「六十に余る平六が、立派な夫あるそなたに戀慕といへば笑止であろうが、これには涙の零れるやうな深い仔細がある」
と昔語になる。平六は若かつた頃或る美しい娘と懇に陷り深く契つた、それを娘の兩親も許したものが、のち娘の父親は約に背き、さる武士を婿とした、平六は無念に過すうち、その女は娘を產落したので胸は益〻狹妬に燃え、夫婦の仲を割いてこの恨みを晴さうとした、ところが夫婦共死んだ、相手を失つた平六はそれに代るべき的を選んだ、その的が女の產んだ娘、雪江である。雪江は元百姓の三郎を婿とし、夫婦仲も睦まじく、今は竹王と呼ぶ男の子まで儲けてゐるのだ。
平六は長物語の末、
「であるから假令一日でも半日でも、嬉しい女夫の仲を割いて、つらい思ひをさせねばならぬ」
と雪江を引立てやうとする、雪江は拒む、では三郎が歸つた上の事にしやうと瓶子の酒を飲み始める、そこへ刑部三郎は、いつになく元氣の面持で立歸る、雪江が日頃好まぬ酒まで飲むとは、と訝かると、
「エ、飲まいでか」
頗る語氣荒く、心の內は悶々の情に堪へぬ風情、平六はそれを打眺め、
「待ちかねた三郎、渡した金の引當に約束の女房貰はう」
三郎は他の品を渡した筈と答へる、然らばその品を言へと迫る、三郎はぐつと詰まる、平六それに附込んで雪江を渡せと急迫する。すると三郎急に態度を替へて雪江を渡すことを承諾する。雪江は矢張聞入れないで
「又明日にも出直して來やうかい」
と平六は歸り行く、その後を逐ふて三郎が出やうとするを雪江が引止めて譯を尋ねる、と三郎は
「平六と不義を働く女を妻には持たぬ、元々自分は婿の身ゆへ自分の方から緣切つて出て行くのだ」
雪江にしては濡衣である。怨めしげに平六の物語を告げると、漸く三郎は心を和らげ、
「金の才覺も出來、殿はお支度整ひ、只今鳥羽の御所へ參られた」
と喜ぶ、その才覺はどうして成つたと雪江が、問ひ三郎答に窮する、
「では御所の御牛を盜んで平六に賣らしやつたか」
「それ知つてか、面目ない、金の工面に盡果てゝ平六に相談すると、御所の牛を盜めと無理な注文、切迫詰りしその爲の苦し紛れ……」
と告白し、それが平六の戀の復讐の罠にかゝつたのであつたと夫婦は無念がるが今更及ばない、
「訴人されたなら主從の身の破滅、竹王にもよく云ひ聞かせておかう、竹王よ、竹王よ」
呼ぶ所へ、瀧口介建部八郎が、瀧口の武士を引連れ入り來る、三郎は
「如何なるお疑ひかは知られども身に覺えはござりませぬ」
その辨解を耳にもかけぬ瀧口の武士、烈しく立廻りとなり、八郎に取押へられ、觀念して引かれる。

◇鳥羽御所の庭前

御所の御庭前に、牛盜人の訴人村長の庄司平六畏まつて居る、その兩側に瀧口の侍、舍人、牛飼の者など美控へ藏人家長が平六に向ひ、
「刑部三郎が牛盜人といふには證據があるか」
平六はしたり顏に、
「只今舍人衆に御渡しした牛を三郎が率いて參り私に買つて吳れとの事、御所の牛とも心得ませいで買ふたので御座います」
返答して御褒美を請求する、家長は
「先に訴人があるから褒美はその者に取らせる」
と言つて熟々と平六を睨め
「日頃の行ひから察するに、御所の牛と知らずに買つたとは眞赤な僞り、御所の牛の手綱は眞赤な花房

それを知らずに村長が勤まらうや、上を恐れぬ偽り者奴」

即座に舎人に命じて平六に縄打たせ引立てさせるとあとへ建部八郎が三郎を引いて出る。

家長が厳しく調べるけれども知らぬ存ぜぬの一點張に、證據の花房を見せる、三郎ギョッとするが直くに素知らぬ顔で尚ほも言張ところから、家長は訴人を引出せと舎人に命じる、その訴人を見て三郎の顔色がかはる、

「ヤ、其方は」

我が子の竹王だ、しかし三郎は矢張恐々ながらも素知らぬ顔をする、家長は竹王に、

「其方は三郎を見知りの者と申したな」

「ハイ私の親でございます」

「子として親を訴ふるはよくよくの事、何と思ふて訴人した」

「ハイ褒美が欲しい故」

聞く三郎は憤然と立つて竹王を蹴飛ばし、

「已れは〳〵、刑部三郎の子と名乗つてよくも口が裂けなんだ、汝は文字は知らぬとも、孝の道、忠の道は手眞似でなりと辨へた筈、人の皮着た畜生奴」

悲憤の涙と共に服罪、そこへ雪江が來る、三郎は牛を盜んだ譯を詰問されるが、兄から借りた金を返さねば兄は焚天阿呆拂になるから據なくしたことゝ飽く迄御主の友春の名を秘くす、竹王は、

「御褒美は望み通りとあるからは、何でも下さりませうな」

と家長に念を押す、母の雪江は口惜氣に、

「えゝ情ない、これ竹王、父上の命とつりがへに御褒美が欲しいとは……」

竹王に切かゝろうとする、之れを押へて家長が

「褒美を望め、饅頭か、但しは手遊か」

「父の命が欲しうございまする」

竹王は父の犯した罪を知り、訴人すれば褒美は望み通りと聞き、父の命を救ふ爲に、わざと父に縄をかけたと打明け、父母は更なり居並ぶ者もその孝心に泣かされる。

時に關白酒通立出でゝ、三郎の一命は竹王に下され平六は打首獄門と告げ、三郎の縄は解かれる、竹王はそこへ現はれた紀友春の姿を認め、

「殿樣の願ひも叶ふてか」

嬉し氣に呼ぶ、と三郎もその尾について訊く、

「三郎悦べ、今日直に打立てと數々の引出物、思ふに勝りし御恩命」

友春は喜ばしげに笑む、雪江から

「思ひも晴れ、汚名も消え、嬉しい事でございます」

と祝ふ、

「誠に孝は百行の基」

「世に稀らしき孝の德」

家長と關白交々竹王の孝心を賞め

「是れ偏に御仁政、有難うございまする」

三郎夫婦と竹王は聲を揃へて御禮言上、

「我が大君のお蔭なるぞ」

と關白がいつて一同聖恩に感泣

―幕―

刑務令規

○司法大臣訓令

（昭和三年三月三十一日　甲第一三〇三號）

刑務所會計事務章程附屬第十八號書式刑務所作業成績表別紙ノ通改正シ昭和二年度分ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

（別紙略）

（昭和三年四月十三日　司法省訓令第三號）

大正二年十月司法省訓令第七號行刑統計報告例及樣式中月表第一表ノ樣式ヲ別紙ノ通改正シ昭和三年七月ヨリ之ヲ施行ス

（別紙略）

樣式第一號

教練名簿

原籍	稱呼番號
職業	氏名
	生年月日

（昭和三年四月二十三日　行甲第五六五號）

受刑者教練規程左ノ通定ム

右訓令ス

受刑者教練規程

第一條　教練ハ受刑者ノ心身ヲ鍊磨シ實實剛健ナル精神ヲ養ヒ且紀律ヲ重ンシ協同ヲ尙フノ習慣ヲ馴致スルヲ以テ目的トス

第二條　男受刑者ニシテ少年法第九條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ受クルモノ及之ニ準ス可キ二十三歳未滿ノモノニハ本規程ニ依ル教練ヲ授クヘシ但シ心身ノ狀況其ノ他ノ事由ニ因リ不適當ト認ムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第三條　教練ハ凡ソ左ノ事項ニ付キ之ヲ授クヘシ

各個教練、部隊教練、陣中勤務、旗信號、距離測量、軍事講話等

第四條　教練ノ期間ハ三年トス但シ期間終了後仍在所スル者ニハ引續キ復習セシムルコトヲ得

學校、青年訓練所、刑務所等ニ於テ教練ヲ受ケタルコトアル者ハ其ノ進度ヲ參酌シ之ヲ相當年次ニ編入スルコトヲ得

第五條　教練年次ハ毎年四月及十月ニ開始シ翌年三月又ハ九月ニ終了ス

第六條　教練ノ成績ハ六月毎ニ之ヲ考査スヘシ

第七條　教練ハ成ルヘク陸軍下士以上ノ經歷ヲ有スル職員ヲシテ之ヲ擔當セシムヘシ

第八條　教練ノ實施ニ付テハ陸軍現役將校ニ其ノ補助指導ヲ依囑シ之カ進捗及統一ヲ圖ルヘシ

第九條　教練ニ付テハ教練日誌、出席簿及教練名簿（別紙第一號樣式）ヲ調製スヘシ

第十條　教練ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證書（別紙第二號樣式）ヲ授與スヘシ

教練ノ課程ヲ修了スルニ至ラサル者ニハ其ノ申出ニ因リ教練時數及成績ヲ記載シタル證明書ヲ交付スヘシ

矯正図書館

罪名 犯数		教練開始 年月日											
刑名 刑期		教練終了 年月日											
入所 年月日		教練中止 年月日 及事由											
釋放 年月日													
年次 時數 成績	第一年次		第二年次		第三年次		計						
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	總評						
出席時數													
成績													
備考													

様式第二號

第　號

修了證書

氏　名
年月日生

右者當所ノ教練課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年　月　日

（何）刑務所長位勳　氏　名　㊞

用紙ハ美濃半罫紙形菊五十封度洋紙トス

附　則

本令ハ昭和三年四月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

取扱例

一、左ノ事項ハ之ヲ備考欄ニ記入スヘシ

イ、曾テ教練ヲ受ケタルコトアル者ヲ相當年次ニ編入シタルトキハ其ノ事由

ロ、教練期間終了後引續キ復習セシメタルトキハ其ノ期間、時數等

ハ、教練ノ課程ヲ修了スルニ至ラサル者ニ對シ證明書ヲ交付シタルトキハ其ノ年月日

二、本簿ハ結了後身分帳簿ニ編綴スヘシ

○行刑局長通牒

◆雜誌「人」配付ニ關スル件

（昭和三年三月三十日）
（行甲第五三一號）

雜誌「人」ノ看讀ハ曩ニ通牒セル如ク其ノ範圍ヲ擴張シタル結果從前ノ配付部數ニテハ不足ヲ告クル向モ可有之候處引續從前通ノ振合ニテ配付スルコトハ豫算ノ關係上困難ノ事情モ有之候ニ付各所ノ拘禁狀態ヲ參酌シ來ル四月一日ヨリ左記ノ通改定可致候間右配付部數內ニテ適當ナル貸與方法ヲ講シ成ルヘク速ニ一般ニ看讀セシメ得ル樣持ニ御配慮相成度候

追テ今回配付ナキ支所又ハ出張所ニ對シ配付ノ必要ヲ生シタル場合ハ貴所ヨリ適宜配付方御取計相成度候

（左記略ス）

◆受刑者職業訓練ニ關スル注意ノ件通牒

（昭和三年四月四日）
（行甲第五七九號）

大正十五年六月行甲第九七八號ニ基キ設置シタル受刑者職業訓練所ハ鋭意努力ノ結果今日ニ於テハ既ニ二百三十九名ノ修了者ヲ出スニ至レリ而シテ其ノ成績ヲ調査スルニ修了者中作業成績良好ナルモノ三〇%成績普通ノモノ五一%其他ハ總テ不良ニシテ其成績良好ナリト認メ難ク殊ニ修了後ニ於ケル就業狀態ヲ視ルニ折角一定ノ職業ヲ訓練シタルニ不拘訓練所修了後ニ於テ其ノ訓練セシメタル業種ニ就カシムルコトナク他ノ業種ニ轉換セシメタルモノ實ニ一三%ノ多數ニ上レリ惟フニ職業訓練所ニ於ケル修習期間ハ極メテ短ク其ノ間ニ於テハ到底所期ノ目的ヲ達成スルコト能ハサレハ修了後ニ於テモ其ノ修習シタル業種ニ繼續專念セシムルニ由リ始メテ職業的改善ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ヘシ當局ニ於テ職業訓練所ノ設置シタル趣旨亦實ニ爰ニ存シタルニ拘ラス今其ノ趣旨ノ徹底セサリシヲ見タルハ甚タ遺憾ニ堪ヘサル次第ニ有之候故ニ今後職業訓練所ニ入所セシムル受刑者ノ選定ニ當リテハ本人ノ希望、性向、體質及修了見込等ヲ充分ニ考査セラレ且修了者ニ對シテハ引續キ其ノ修得シタル業種ニ就カシメ以テ

職業訓練ノ實蹟ヲ擧クル樣御配慮相成度別紙記載ノ如ク木工修了者ヲ印刷工機工ニ印刷工修了者ヲ火夫ニ鍛治工修了者ヲ靴工、機工ニ靴工修了者ヲ網工、莫大小工等ニ轉換セシメタルガ如キハ夫々個性ノ關係等查察上不得已ニ出タル措置トハ被存候得共技能受刑者養成ノ目的達成上甚タ遺憾ノ至リニ有之候間爾今如斯無定見ナル處置ニ出テラルコトナキ樣特ニ御注意相成候樣致度

追テ爲參考訓練所修了者成績調等別紙添付致置候

（別紙略）

◆未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則ノ運用ニ關スル件通牒

（昭和三年四月九日）
（行甲第六〇六號）

標記ノ件ニ關シ市谷刑務所長ヨリ別紙（甲號）ノ上申ニ對シ（乙號ノ通）認可相成候條參考ノ爲及送付候

追テ同規則第三條ノ運用ニ付テハ特ニ簡素廉價ノ扱ヲ必要ト存候間成ルヘク貴管

内保護會又ハ刑務協會貴地支部ヲ指定セラレ適當ノ品質ヲ精選シ高價ノ批難ナク供給セシメラレ候樣御考慮相成度候品種分量價格等ハ前記甲號ニ揭ケタル範圍以内ヲ限度トシ尙領置金ノ使用ニ付テモ必要ニ應シ相當ノ制限ヲ設ケラレ歸鄉旅費等ニ差支ヲ生シ又親族故舊ニ困惑ヲ及ホスカ如キコト無之樣御注意相成度而シテ既ニ申請中ニシテ右ノ趣旨ニ適合スルモノハ目下詮議中ニ有之其ノ他ノモノハ返戻致候條改案ノ上更ニ御提出相成候樣致度候

（甲號）

刑發第三六三號　昭和三年三月二十七日

司法大臣宛　　市谷刑務所長

刑務所内ニ於テ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者指定ニ關スル件上申

未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則第二條ニヨリ當刑務所内ニ於テ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲シタキ旨行刑事業ノ贊助ヲ目的トスル財團法人刑務協會司法保護事業團ノ兩全會又帝國更新會ノ三團体ヨリ出願有之調査候處左記ノ通リシテ孰レモ適當ナル者ト被認候就テハ右ニ指定致度候條御認可相成度候

記

一、被指定者及其身分關係

（イ）財團法人　刑務協會

行刑事業ノ贊助ヲ目的トスル財團法人ナリ

（ロ）兩全會

司法保護事業ヲ目的トスル團体ナリ

（ハ）帝國更新會

司法保護事業ヲ目的トスル團体ナリ

二、指定ノ事由

前記三團体ハ營利ヲ目的トセス且ラスシテ刑務行政ト密接ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ拘禁ノ目的收容者處遇等ヲ理解シ居リ利益ニ馳ラス衞生ニ留意スルハ勿論其取扱ハ迅速ニシテ親切且不正ノ行爲等ハ更ニナキモノト思料スルヲ以テ適當ノ者ト認ム

三、販賣又ハ取扱品ノ種類分量及取扱方法

(1)　飮食物ノ制限

當分ノ内一日一回トシ其量ハ左記ノ内二種以内トス

特ニ必要ヲ認メタル者ニハ一日二回迄許スコトヲ得セシム

（イ）茶、菓子果物ヲ併食スルコトヲ得

（ロ）珈琲、菓子又ハ果物ヲ併食スルコトヲ得

（ハ）清涼飮料、菓子ヲ併食スルコトヲ得

（ニ）麵類

（ホ）菓子又ハ果物

（ヘ）仁丹又ハ精心丹

（ト）味噌汁、少量ノ豆腐又ハ野菜ヲ加味ス

(2)　飯食時

前項（イ）（ロ）（ハ）（ホ）ハ晝食時又午後二時（ニ）ハ午後二時又ハ夕食時（ト）ハ朝食時又ハ夕食時トス

(3)　價格及分量

（イ）茶　三錢以内

（ロ）珈琲　五錢以内

（ハ）菓子又ハ果物　八錢以内

（ニ）サイダー、シトロン、ラムネノ類　各一本又ハ氷塊一箇、市價ヨリ廉價ナラシム但夏季ニ限ル

（ホ）麵類　一杯　並物七錢以内、各種ノ副味ノモノ二十錢以内

（ヘ）味噌汁　一杯　五錢以内

（ト）仁丹精心丹　一ケ月五十錢袋迄市價ヨリ廉價ナラシム

（チ）シヤツ類、文房具、甲紙、調髮器具　其他雜品ノ類豫メ豫定シ難キモ市價ヨリ廉價ニ定ム

（リ）机、卓子、椅子、貸貸ノ扱トシ廉價ニ定ム

（ヌ）花卉、切花一束十五錢以内鉢植類一箇貸貸ノ扱トシ廉價ニ定ム

（ル）座布團（白布ノ覆ヲ付ス）（貸貸ノ扱ヒトシ廉價ニ定ム）但シ白布ノ覆ハ使用者ヲ異ニスル毎ニ又ハ持續使用者ニハ一ケ月一回以上洗濯ス

價格並ニ分量ハ大體ニ於テ前記ノ通リ定ムルモ時期ニ依リテハ多少ノ異動ヲ免レサルヘク其場合ハ更ニ申報致スヘク

(4)　飮食セシムヘキ場所

飮食セシムルニハ取締ノ必要上適當ナル食堂ヲ設クルノ要アリト認ムル之カ設備スル迄ハ各收容者ノ居室ニ配付シ飮食セシムルノ豫定ナリ

(5)　取扱方法

物品ハ各種見本ニ價格ヲ付シ中央看守所ノ附近ニ陳列セシメ置キ飮食物類ハ當所内適當ナル場所ヲ選ヒ消毒調理セシメ保温上ニ於テ特ニ注意ヲ爲ス

四、事務處理

當所收容者ノ出入ハ常ニ多ク午後殊ニ夜間ニ入リテ最モ頻繁ナリ又朝間ハ裁判出廷等ノ爲メ戒護事務ハ繁忙ヲ極メツツアルヲ以テ前(2)項ノ通リ飮食時ヲ定メタシ從テ裁判出廷等一段落ヲ告ケタル時刻後ヨリノ午前中ニ於テ當日ノ購入希望ヲ聽取リ傳票式ノ願箋ニ種類、分量、飮食時、記名、捺印セシメ之ニ因テ領置金出納事務ニ移シ然ル上取扱指定人ニ告知シ當分ノ内取扱指定人ハ舍房中央部迄運搬シ受持看守監視ノ下ニ雜業夫ヲシテ各自ノ舍房ニ配付セシムヘキ豫定トス而シテ之カ取扱時間ニ多キヲ要スルコトハ許ササル性質ナルヲ以テ極メテ敏速ナラシメンコトニ努メシム

裁判出廷者ニ對スル飮食物ノ取扱ハ不便アル見込ニ付出廷當日ニハ當分此種ノ購入物ニ限リ許可セサル見込ナリ

病者ニ付テハ保健技師ノ意見ニ依リ飮食物品ハ適宜更ニ制限ス

五、販賣又ハ取扱ノ指定出願者ノ取扱品目別

帝國更新會ハ鄉便切手收入印紙葉書トシ兩全會ハ主トシテシヤツ類其他雜品花卉ヲ扱ハシメ其他ハ刑務協會ヲシテ扱ハシムルモノトス

六、參考事項

來ル四月一日ヨリ實施ノ準備ヲ爲スモ即日ヨリ前記物品ノ悉クヲ整頓セシメ難キ事情存スル種類ノモノアリ依テ最初ハ簡易ナルヨリ取扱ヲ開始シ漸次品目ヲ增加スヘキ見込ナリトス

矯正図書館

◆行刑統計報告例及様式中改正ノ件通牒

（昭和三年四月十三日）
（行甲第六一一號）

標記ノ件本日訓令相成候ニ付テハ本年七月分以降ノ用紙ハ例ニ依リ小菅刑務所ヨリ保管轉換可致ニ付御諒知相成度尚被疑者ニシテ十日以上滯獄シタルモノアリタル場合ハ其人員ヲ十日ノ欄ニ掲記シ備考欄ニ人員男女別ヲ再掲スルノ外滯獄實日數ヲ記載被致度

◆監獄法施行規則中改正ニ付注意ノ件通牒

（昭和三年四月十四日）
（行甲第六六五號）

今般監獄法施行規則中改正相成候處戒具、衣類、臥具、食器及雜具等ノ制式ハ不日訓令可相成候ニ付鎮靜衣、防聲具ノ外ハ從前ノ通御取扱相成度尚石鹼ハ品質ヲ一定シ刑務協會ヨリ配給セシムル見込ニ候條多量ノ購入ハ御見合相成度候

◆諭激思想懷抱者ニ關スル報告ノ件

（昭和三年四月十七日）
（行甲第六八九號）

昭和二年五月行甲第七〇九號通牒ニ基ク收容報告健康狀態欄ニハ爾後右通牒記載ノ事項外尚病者ニ付テハ發病ノ原因及其始期ヲ詳細記載相成度候

追テ日下收容中ノ治安維持法違反事件ニ付既ニ報告濟ノモノニ就テハ特ニ右事項調査ノ上追報相成度

◆差入ニ係ル寫眞ノ取扱ニ關スル件

（昭和三年四月二十日）
（行甲第七二三號）

今般監獄法施行規則中改正セラレ教化上特ニ必要ト認ムル物ハ貴官限リ差入ヲ許シ得ルコト、相成候處收容者ノ處遇統一上必要有之候間差入ニ關ル寫眞ハ自今左記ニ依リ御取扱相成度候

記

一、收容者ニハ其ノ直系尊屬、配偶者、直系卑屬及兄弟姉妹ノ寫眞ニ限リ差入ヲ許スコト但シ特ニ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト

二、寫眞ハ成ルヘク個人敎誨ノ際之ヲ交付シ適切ナル訓諭ヲ爲スコト

三、寫眞ヲ交付シタルトキハ其ノ現場ニ於テ之ヲ返還セシムルコト

獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ對シテハ情狀ニ因リ直系尊屬、配偶者又ハ子ノ寫眞ノ內一枚ニ限リ居房內ニ保管ヲ許スコトヲ得但シ特ニ必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト

◆衞生月表作成ニ關スル件通牒

（昭和三年四月二十六日）
（行甲第七五五號）

衞生月表ノ治療日數計上ニ付發病ノ日ヨリ當月末日迄ノ治療日數ノ合記セラレ候向有之候處右ハ當日內ニ治療（後遺患者ノ分トモ）ヲ加ヘタル日數ノミヲ各相當欄ニ計上スヘキ趣旨ニ有之候尙病名欄老年ノ前ニ左ノ通追加候條來ル五月分ヨリ右ニ御取扱

相成度候

骨及運動器ノ疾患

◆受刑者敎練規程施行ニ關スル件依命通牒

（昭和三年四月二十六日）
（行甲第五六六號）

受刑者敎練規定別紙ノ通訓令相成候處右施行ニ付テハ左記事項御了知ノ上之カ運用ニ遺憾ナカラシメ所期ノ効果ヲ擧ケラレ候樣致度候

記

一、禁錮ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ處遇上嚴ニ隔離ノ必要アル者若ハ病弱、不具等ニ因リ不適當ト認ムル者ニ對シテハ敎練ヲ授ケサルコト

二、敎練ハ別紙敎材配當竝進度表ニ準據シテ之ヲ授クルコト

三、敎練ハ體操ノ一科トシテ之ヲ授ケ其ノ時間ハ之ヲ作業時間ニ通算シ得ルコト

四、敎練ヲ受クル者ニ對シ體操其ノ他ノ運動ヲ爲サシムル場合ハ努メテ敎練トノ聯絡ヲ保ツコト

五、所定ノ敎練期間中在所スル者ニ對シテハ敎練ヲ授クルコト

六、敎練ハ成ルヘク每週二時間以上之ヲ授ケ其ノ時數ハ三年ヲ通シ三百時間ヲ下ラサルコト

敎練時間以外ニ於テ體操其ノ他ノ運動ヲ爲サシメタル時數ハ前項ノ敎練時數ニ算入セサルコト

七、各年次ハ之ヲ前期、後期ニ區分シ各期ヲ六ケ月ト爲スコト

八、敎練ノ成績ハ各期ノ終ニ於テ考査スルコト但シ釋放、移送其ノ他ノ事由ニ因リ中途ニ於テ敎練ヲ止メタル者ノ成績ハ其ノ都度考査スルコト

敎練期間終了後復習セシメタル者ノ成績ハ之カ考査ヲ省略シ得ルコト

九、敎練ノ成績ハ之ヲ甲乙丙ニ區分シ其ノ不良ナルモノヲ丙トナスコト

一〇、疾病、隔離、移送其ノ他、事由ニ因リ一時敎練ヲ爲スコト能ハサリシ者ニ對シテハ適當ノ方法ニ依リ之カ補充ヲ爲スノ途ヲ講スルコト

前項ノ場合ニ於テ敎練ノ補充ヲ爲スコト能ハサル者ハ年次ヲ進ムルヲ得サルコト

一一、敎練ヲ擔當セシムヘキ職員ハ成ルヘク敎練ニ關スル敎育程度ノ高キ新進有爲ノ者ヲ選定シ相當ノ優遇ヲ爲スコト

一二、學校配屬將校其ノ他ノ現役將校ニ敎練ノ補助指導ヲ依囑スル場合ハ所管師團長ニ其ノ承認ヲ求ムルコト

一三、敎練ノ際受刑者ニハ帽、脚絆、足袋、靴下及靴ヲ使用セシメ得ルコト

敎材配當竝進度表

敎材	授業三百時間ニ對スル割合	進度 第一年次	第二年次	第三年次	摘要

矯正図書館

（紙別）

部隊		練成	
集合解散	密集隊形変換	各個教練	不動ノ姿勢
整頓	方向変換		行進（歩調止メ）（歩調取レ）
右（左）向、後向	敬礼		右（左）（後）向
半右（左）向	閲兵		半右（左）向
半（右）左向	分列行進（歩調止メ）（歩調取レ）		折敷、伏セ
60時		120時	射撃ノ姿勢
			行進間ノ動作
			記號ニ依ル動作
横隊ノ編成		教練	不動ノ姿勢
横隊ノ集合解散			速歩駈歩踏換
横隊ノ整頓			右（左）向後向
横隊ノ敬礼			半右（左）向速歩間右（左）向同後向
速歩行進			同斜メニ右（左）後向
閲兵分列			駈歩間右（左）向同後向
			速歩及駈歩間折敷、伏セ
分隊教練			同上、復習射撃ノ姿勢記號ニ依ル動作
整頓			
右（左）向、後向			
半右（左）向			
側面行進（速歩駈歩）横隊行進（速歩駈歩）停止行進間ノ方向變換（側面縦隊、横隊ノ隊形變換）停止行進間ノ隊（右へ）並ビ左へ（右へ）進メ			
停止行進間ノ敬礼			
分隊教練			同上、復習
分隊教練			徒手各個教練ハ略完全ニ射撃ノ姿勢ハ徒手ニ於ケル各種ノ姿勢ヲ略確實ニ修得セシムルコト
同上復習			
閲兵分列			
小隊教練			
概ネ第二年次分隊教練課目ニ準ス			
閲兵分列			
			密集及疎開動作ニ付分隊教練ハ略確實ニ小隊教練ハ其ノ概要ヲ會得セシムルコト

（8）

校了にして

昨日追弔會を終つて、けふ最後の校了に來た、會の仕事としての、博覽會の即賣市、追弔法要、これらは記錄としても、是非本號にのせる必要があつたので、校了をおくらせてもと思つたのである。

お蔭でともに多大の成功をおさめたことはありがたいことであつた。

◇新しい記事としては、別になかつたやうであるが、例の「讀者文藝」の中の俳壇は第一回の試みとして、市ケ谷支部の同人選として發表しました。この次は大阪の坪井先生にお願しました。

◇「刑務官の妻として」には本號は有馬所長の令夫人のお話を伺ひました紙上で感謝いたします。

◇「新坊ちやん物語」は頁の都合で本號には揭載を見合せました。次號をお待ち下さい。

◇「近代社會思想の梗概」は思想問題のやかましい今日刑務官として、是非正しい概念を得ておく必要があると思ひ、老婆心から載せてゐるのです。本號のは特に世上で問題にされてゐるインターナショナルの解說ですから、御熟讀を願ひます。究めずして、恐れたり毛嫌したりすることはよくありません。われ〳〵はよくこれらの思想をも理解して收容者を處遇する必要があります。

◇尾佐竹先生の「死刑の沿革」は尊い研究で先生ならではと思はれるお話です。「死刑廢止是非」を論ずる前に是非御一讀を願ひます。

◇かねて申上げておきました通り「刑務令規」は別冊として附錄にしました。本號の分は十二頁で二分されてゐますからそのおつもりで綴ぢて下さい。

◇有馬氏の「主任制を論ず」大分反響があるやうですが、あれに對して御意見がありましたら、御遠慮なく御投稿を願ひます。

◇新綠はます〳〵深く、澄みきつた空は高く〳〵無限へと展開されてゐます。（五、一七）

定價表		廣告料		註文規定
一冊（稅共）	金二十五錢	五號活字半段一行	金一圓	●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし
六冊（稅共）	金一圓五十錢	一等一頁	金五十圓	
十二冊（稅共）	金三圓	二等一頁	金四十圓	
		普通一頁	金三十圓	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年五月二十日印刷
昭和三年六月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第41巻第6号

矯正図書館

明治三十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）
昭和三年六月一日發行（毎月一回一日發行）　第四十一巻第六號

Volume XLI　　Number 6

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

June 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Softening the Strict Cellular Imprisonment . . . . (*Editorial*)
A View on the Progressive System . . . . . R. Nakashima
Tne practical Methods of educating Prisoners
morally through Music . . . . . R. Kondo
On the Chéf-System(*continued*) . . . . . S. Arima
The Goal of Penology . . . . . T. Tokiwa

Foreign News . . . . . .
Current Issues . . . . . .
Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.